

内閣府食品安全委員会事務局
平成19年度食品安全確保総合調査報告書

地域における食品の リスクコミュニケーションに関する 調査報告書

平成20年3月

財団法人 未来工学研究所

はじめに

食品の安全性確保のために、リスクコミュニケーションが重要とされる。内閣府食品安全委員会は、意見交換会、DVD など食品安全性評価に関する普及啓発素材開発、地域リスクコミュニケーター養成など様々な取組みを実施している。しかし、リスクコミュニケーションを効果的に推進するためには、国の取組みだけでなく、国と地域との連携協力が不可欠である。

本調査研究では、地域（自治体）の食品のリスクコミュニケーションに関する取組みの実態を把握し、効果的なリスクコミュニケーションを推進する上で障害となっている問題は何か、国に協力を要請する具体的な支援策は何かについて調査するために、自治体へのインタビュー調査ならびに、国際ワークショップ（事例ヒアリングと討議）を開催した。

更に、国際ワークショップには、海外（オランダ、カナダ）から、食品のリスクコミュニケーションの取組に従事する行政官2名を招聘した。海外事例と日本事例、日本の有識者の講演と討議から、地域のリスクコミュニケーションの取組みに関する欧米日の交流を図った。招聘には、地方自治体、オランダ（オランダ食品・消費者・製品安全機関）、カナダ（カナダ食品検査庁）などの協力を得た。

関係各位にあらためて謝意を表する次第である。

平成20年3月

財団法人 未来工学研究所

目 次

はじめに

第1章 調査の概要	1
1.1 調査の背景と目的	1
1.2 調査項目	1
1.3 調査方法	1
第2章 社会的背景	6
2.1 地域におけるリスクコミュニケーション	6
2.2 リスコミにおける国と地方自治体の役割	6
2.3 地方における意見交換会の実績	6
2.4 地方公共団体の意見交換会におけるテーマ	9
第3章 自治体の組織体制	10
3.1 食品安全組織・機構の概要	10
3.2 各自治体の組織・機構とリスコミ体制	10
3.3 リスコミ活動のための情報源	20
3.4 緊急時体制におけるリスコミ	20
第4章 地域の実施策	22
4.1 食品安全行政におけるリスコミの位置付け	22
4.2 条例・計画とリスコミ（自治体別）	22
第5章 リスコミの取組みの現状	39
5.1 リスコミの具体的な取組みの概要	39
5.2 地方自治体の取組みの現状	40
5.3 啓発素材開発の現状	51
5.4 リスコミの地域特性	53
第6章 リスクコミュニケーション養成の現状と課題	55
6.1 リスクコミュニケーション養成の取組みの概要	55
6.2 地方自治体の取組み	56
6.3 課題	59

第7章 海外事例	60
7.1 カナダの事例	60
7.2 オランダの事例	81
第8章 ワークショップの評価	95
8.1 ワークショップ開催の評価	95
8.2 討論概要	104
第9章 まとめと今後の課題	105
9.1 地方自治体の組織体制	105
9.2 地域のリスキ施策	105
9.3 啓発素材開発の現状	105
9.4 リスクコミュニケーター養成の現状と課題	106
9.5 リスキの地域特性	106
9.6 海外事例	106
9.7 国と自治体との連携・役割分担	107
9.8 国への要望	107

第 1 章 調査の概要

1. 1 調査の背景と目的

食品の安全性の確保に関するリスクコミュニケーション（以下「リスコミ」という。）を地域において、円滑かつ効果的に実施するため、地方公共団体の具体的な取組の状況について情報を収集・整理・分析し、地方公共団体への支援方法（有効な実施方法や仕組み等）を検討するとともに、諸外国の地域におけるリスクコミについて情報を収集・整理・分析し、さらにワークショップを活用したリスクコミの有効性等について調査することを目的とする。

1. 2 調査項目

主な調査項目は以下のとおりである。

- ① 地方公共団体の具体的な取組に関する調査
- ② 諸外国における地域でのリスクコミの推進状況の調査
- ③ ①及び②の結果から、国内外の地域におけるリスクコミの現状を考察、取りまとめる

1. 3 調査方法

（1）地方公共団体へのインタビュー調査

対応調査項目：①地方公共団体の具体的な取組に関する調査

全国 6 地域エリアの各地域 1 自治体を対象にインタビュー調査を行った。関東甲信越地域に限り、国際ワークショップ参加自治体も含め複数の自治体を対象とした。具体的な選定条件は下記の通りである。

- ・食の安全に関する条例や指針が策定されていること
- ・食の安全に関する庁内組織体制が充実していること
- ・外部有識者から構成される食の安全関連懇談会などが設置されていること
- ・食品安全に関する情報がホームページに充実していること
- ・食品分野のリスクコミュニケーション養成の実績があること
- ・食の安全に関する啓発素材開発の実績があること
- ・リスクコミ施策への姿勢が積極的であること
- ・生産県か消費県か

インタビュー対象自治体は、リスクコミュニケーションの取組みに積極的、先進的な自治体とした。ただし、実施している取組みが下記条件に数多く該当する自治体を選定しており、選定自治体が全てに該当しているわけではない。

- (ア) 北海道・東北地域：秋田県
- (イ) 関東甲信地域：栃木県、群馬県、東京都
- (ウ) 北陸・東海地域：三重県
- (エ) 近畿地域：滋賀県
- (オ) 中国・四国地域：徳島県
- (カ) 九州・沖縄地域：大分県

(2) オランダ、カナダのリスクの有識者へのヒアリング調査

対応調査項目：②諸外国における地域でのリスクの推進状況の調査

下記有識者に対して、ワークショップにおいてヒアリングを行った。

- ・カナダ食品検査庁 広報部長 サンドラ・ラヴィーン (Ms.Sandra Lavigne) 氏
- ・オランダ食品・消費者・製品安全機関 コミュニケーション・情報部長
ヤン・メイヤー (Mr.Jan Meijer) 氏

(3) ワークショップの開催

ワークショップの進行は下記の通りである。

プログラム

司会進行：財団法人未来工学研究所 21世紀社会システム研究センター長 主席研究員
和田 雄志

○第1日目 3月4日(火)

【主催者挨拶】

10:00～10:05 内閣府食品安全委員会 委員長代理 小泉 直子 氏

【日本の取組みと課題の点検】

◆日本の取組み

10:05～10:35

「食品安全委員会におけるリスクコミュニケーションの取組」

内閣府食品安全委員会事務局 リスクコミュニケーション官 小平均 氏

◆日本の取組み事例 1

10:35～11:25

「栃木県の食の安全に関するリスクコミュニケーションの現状と課題」

栃木県保健福祉部生活衛生課 食品安全推進担当 主査 星野 哲 氏

◆日本の取組み事例 2

11:25～12:15

「東京都における食品に関するリスクコミュニケーションの現状と課題」

福祉保健局健康安全室副参事（食品医薬品情報担当） 金谷和明 氏

【休 憩】 12:15～13:15

【海外から学ぶ】

◆カナダの取組み 13:15～14:45（質疑含む）

「リスクコミュニケーションにおける地方自治体ならびに州・準州政府との協力」

「Risk Communication Support for Municipal and Provincial/Territorial Governments」

カナダ食品検査庁 広報部長サンドラ・ラヴィーン（Ms. Sandra Lavigne） 氏

【休 憩】 14:45～14:55

◆オランダの取組み 14:55～16:25

「欧州の展望におけるリスクコミュニケーション: EFSA と加盟国との協力」

「Risk communication in a european perspective: cooperation between EFSA and the member states」

オランダ食品・消費者・製品安全機関 コミュニケーション・情報部長
ヤン・メイヤー（Mr. Jan Meijer） 氏

【休 憩】 16:25～16:35

【1日目全体に関わる質疑応答】

16:35～17:00

司会： （財）未来工学研究所 21世紀社会システム研究センター長 主席研究員
和田雄志

○第2日目 3月5日(水)

【一日目の議論の概要報告】

10:00～10:15

(財)未来工学研究所 21世紀社会システム研究センター 主任研究員 上野伸子

【話題提供】有識者から

◆地域からのリスクコミュニケーション

10:15～11:15

「地域におけるリスクコミュニケーション」

熊本県立大学教授 有菌幸司 氏

◆社会心理学者のアプローチ：クロスロード

11:15～12:15

「リスク・コミュニケーションにおける地域との連携」

慶應義塾大学 准教授 吉川肇子 氏

【休憩】12:15～13:15

【総合討論】

13:15～17:00

司会：未来工学研究所 21世紀社会システム研究センター センター長 和田雄志

パネリスト：

- ・カナダ食品検査庁 広報部長サンドラ・ラヴィーン (Ms. Sandra Lavigne) 氏
- ・オランダ食品・消費者・製品安全機関 コミュニケーション・情報部長
ヤン・メイヤー (Mr. Jan Meijer) 氏
- ・栃木県保健福祉部生活衛生課 食品安全推進担当 主査 星野 哲 氏
- ・東京都福祉保健局健康安全室健康安全課課長補佐(食品医薬品情報係長) 澁谷智晃 氏
- ・熊本県立大学教授 有菌幸司 氏
- ・慶應義塾大学 准教授 吉川肇子 氏
- ・内閣府食品安全委員会事務局 リスクコミュニケーション官 小平均 氏

【パート1】「地域におけるリスクコミュニケーションの課題など」

13:15～15:30

(フリーディスカッション、フロアからの質疑応答を含む)

【休憩】

15:30～16:00

【パート2】「4つの具体的課題についての討議」

16:00～16:55

①国と地域との連携・役割分担とは？

②国と自治体の情報共有

③地域のリスクコミュニケーターに求められるもの

④有効な啓発素材・方法とは？

⑤その他

・2日間にわたる議論のまとめ（コメント） 16:45～16:55 財団法人未来工学研究所
和田雄志

【閉会挨拶】16:55～17:00

内閣府食品安全委員会事務局リスクコミュニケーション官 小平 均 氏

（4）まとめおよび課題

調査対象項目：③国内外の地域におけるリスクミの現状を考察、取りまとめる

上記の調査手法により得られた結果から、国内外の地域のリスクミにおける現状を取りまとめ、更に課題や今後の方向性を提言する。

4. 調査体制

本調査の体制は以下の通りである。

和田雄志	（財）未来工学研究所	主席研究員	
本間純一	（財）未来工学研究所	主席研究員	
上野伸子	（財）未来工学研究所	主任研究員	（本調査主管）
平澤雅彦	（財）未来工学研究所	主任研究員	
諸橋勝栄	（財）未来工学研究所	主任研究員	
大坪寛子	（財）未来工学研究所	研究員	
大竹裕之	（財）未来工学研究所	研究員	

第2章 社会的背景

2. 1 地域におけるリスコミ

我が国において、平成15年に食品安全基本法が制定され、同時に、「リスク分析はリスク評価、リスク管理およびリスコミの三つの要素からなり、これらが相互に作用し合うことによってリスク分析はよりよい結果が得られる。」という考え方が導入された。とりわけ、消費者、事業者、行政など関係者の間で情報や意見をお互いに交換する、リスコミが、国民から信頼される食品安全行政を実施するために不可欠であることが認識されている。しかし、リスコミを全国レベルで実施していくためには、国の評価機関や管理機関が主導するには限界があり、地方自治体レベルでのリスコミの実施、地方と国との連携が必要である。今後効果的なリスコミを実施していくためには、国と地方とのリスコミの取組みの役割分担も必要とされる。

2. 2 リスコミにおける国と地方自治体の役割

リスク評価及びリスク管理に責任を有する行政機関により、リスコミが実施されているが、地方自治体には一部分を除いてリスク評価の機能はなく、地方自治体では、検査、指導などのリスク管理が担当される。

地方自治体は消費者により近い立場に位置し、地域において効率的なリスコミを実施していく上で重要な役割を担っている。地方自治体には、地域住民の関心の高さに応じて、国の施策を含む具体的な食品安全政策の分かりやすい説明と双方向のコミュニケーションが求められている。

一方、リスク評価機関である食品安全委員会は地方に支部機関をもたないため、食品安全委員会の活動内容の周知、リスク評価内容に係るリスクコミュニケーション等を推進していくためには、地方自治体の協力が不可欠である。

(内閣府食品安全委員会、第35回リスクコミュニケーション専門調査会資料2より)

2. 3 地方における意見交換会の実績

食品安全委員会では、発足以来、これまで(平成19年10月31日現在)委員会単独又は関係省と連携した意見交換会等を275回、地方公共団体との共催による意見交換会を28回開催するとともに、地方公共団体が主催する108回の意見交換会に講師を派遣した(表2.1を参照)。(内閣府食品安全委員会、第35回リスクコミュニケーション専門調査会資料2より)

表 2. 1 地方公共団体や関係省と連携した意見交換会等の実績

開催地（管内の 地方公共団体 も含む）	委員会が実施 した意見交換 会等の開催地	地方公共団体との 共催による意見交 換会の開催地	委員等を派遣した地 方公共団体主催の意 見交換会の開催地
北海道	2 0	3	7
青森県	2		3
岩手県	2		3
宮城県	1 4		1
秋田県	1		2
山形県	3	1	3
福島県	2		3
茨城県	1		
栃木県	2	3	1
群馬県	1		6
埼玉県	3		2
千葉県	2	2	3
東京都	7 1		1 9
神奈川県	3		6
山梨県	2		5
長野県	1		1
静岡県	1	1	2
新潟県	7		5
富山県	3	4	1
石川県	4	3	1
福井県	3		3
岐阜県	2	3	
愛知県	1 4		7
三重県	2		2
滋賀県	1	1	2
京都府	5	1	
大阪府	2 0		
兵庫県	5		2
奈良県	1		
和歌山県	1	2	
鳥取県	2		
島根県	1		1
岡山県	4		
広島県	9		
山口県	3		
徳島県	1	2	1
香川県	7		
愛媛県	2		4
高知県	1		
福岡県	1 1		5
佐賀県	1		2
長崎県	1		
熊本県	6		4
大分県	2	1	1
宮崎県	1		
鹿児島県	3		
沖縄県	1 1	1	

地方公共団体における意見交換会の都道府県、政令指定都市、特別区などの実績回数は下記の通りである。都道府県に限定せず、政令指定都市、特別区レベルまで意見交換会を実施している。

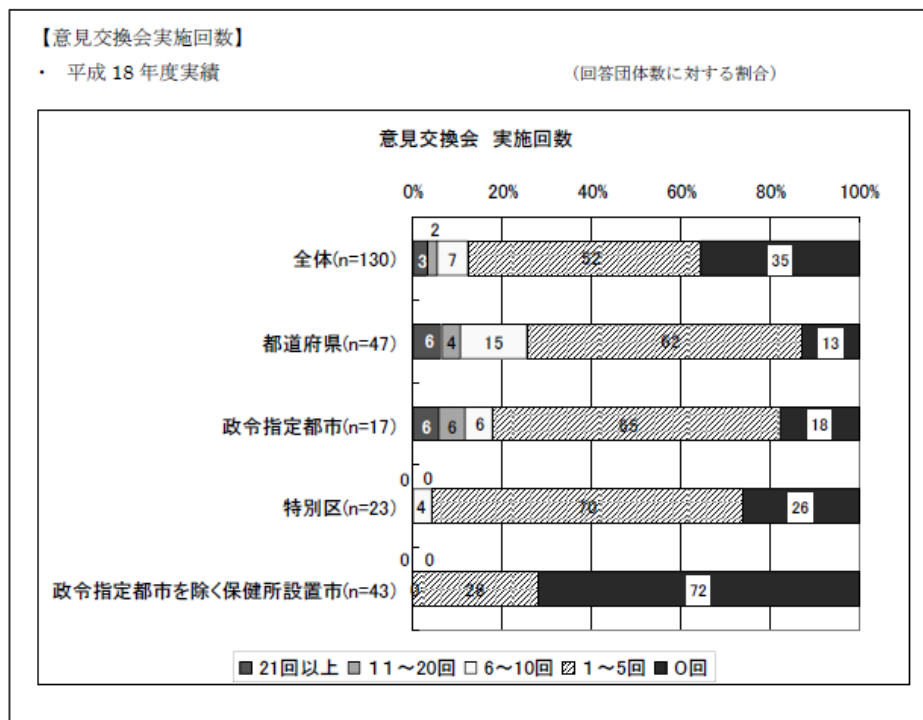


図 2. 1 平成 18 年度意見交換会実施回数

(出典：内閣府食品安全委員会、第 35 回リスクコミュニケーション専門調査会資料 2)

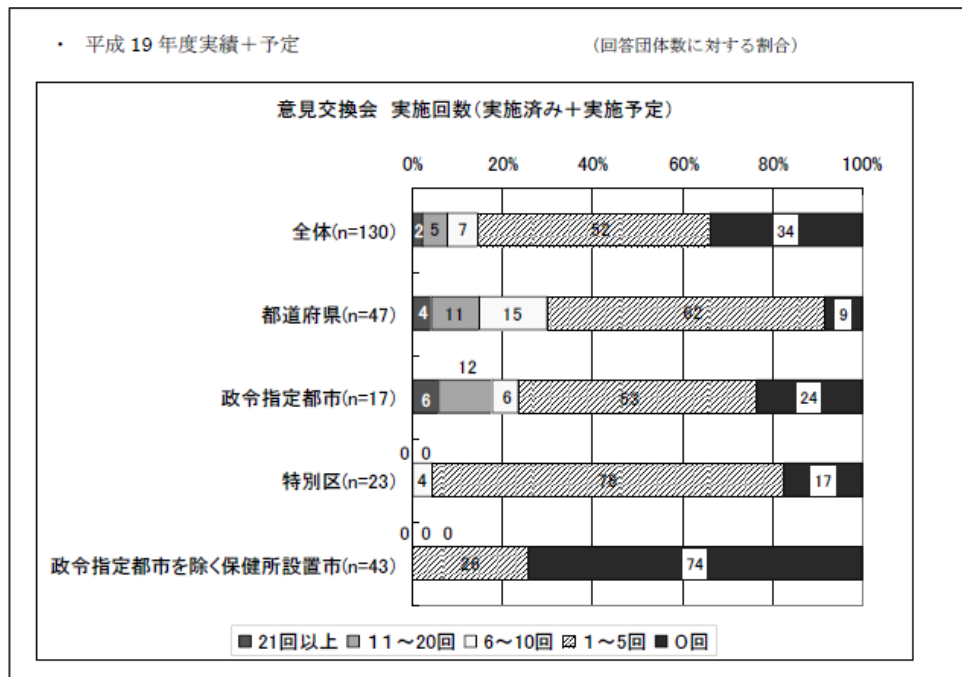
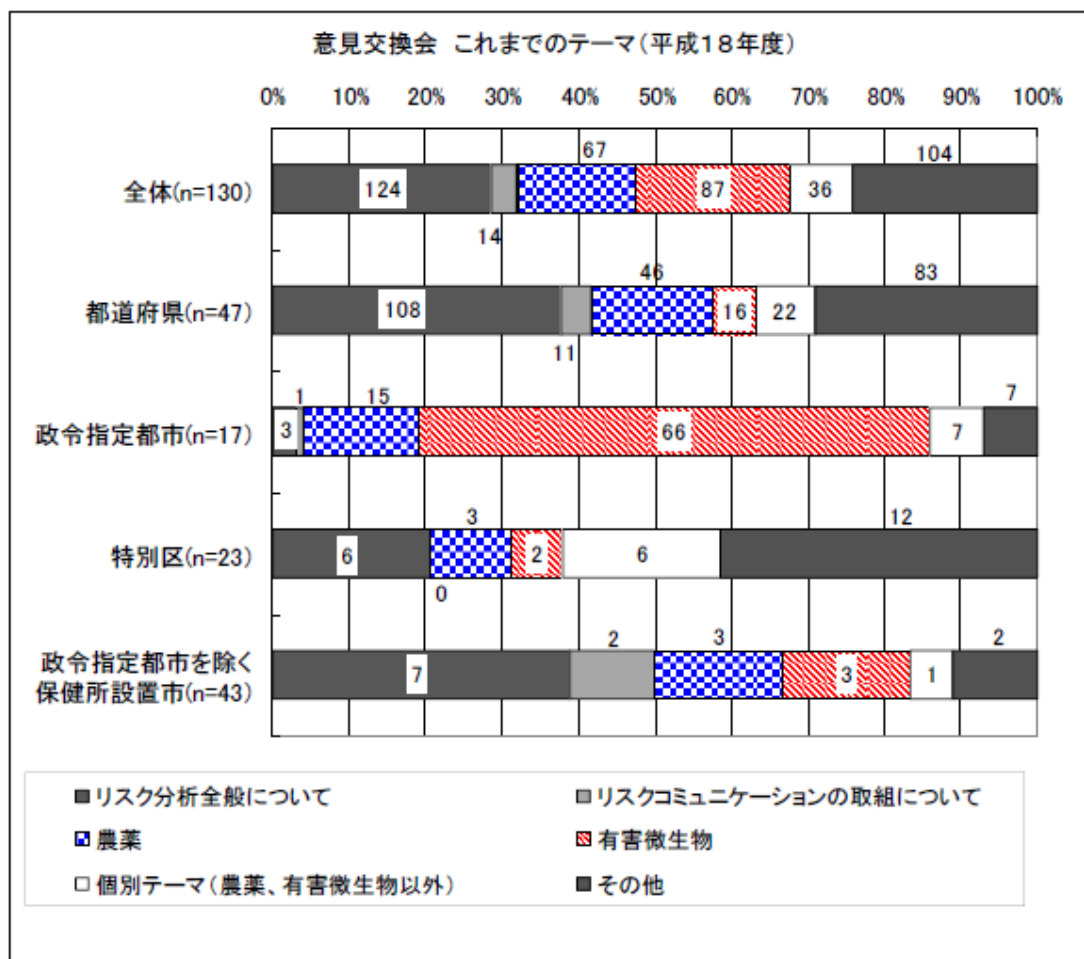


図 2. 2 平成 19 年度意見交換会実施回数 (実績+予定 H.20.1.18 現在)

(出典：内閣府食品安全委員会、第 35 回リスクコミュニケーション専門調査会資料 2)

2. 4 地方公共団体の意見交換会におけるテーマ

地方公共団体の意見交換会のテーマ実績は下記の通りである。都道府県レベルでは、リスク分析全般、政令指定都市では農薬や有害微生物など消費者に身近なテーマがとりあげられている。



*主な「個別テーマ」は健康食品、食品添加物、遺伝子組換え食品、BSEなど、主な「その他」は表示、輸入食品、監視指導計画、食育など

図2. 3 平成18年度意見交換会テーマ

(出典：内閣府食品安全委員会、第35回リスクコミュニケーション専門調査会資料2)

以上の国と地域とのリスコミにおける役割分担や連携の現状を踏まえ、3章以降、地域レベルのリスコミの実態や今後の方向性、国との連携、国への要望について、地方自治体を対象としたインタビュー調査、国際ワークショップでのディスカッション結果をもとに記する。

第3章 自治体の組織体制

本調査は、食品のリスクミに積極的な取組みの見られる自治体を対象としてインタビュー調査を行った。第3章から第6省まで、日本の地域におけるリスクミの実態について概観する。本章では、自治体のリスクミに関する組織・機構等について記す。

3. 1 食品安全組織・機構の概要

本調査が対象とした自治体¹の多くに、全庁的な（局長、或いは課長から構成）食品安全推進組織が設置されている。推進組織の事務局ならびにリスクミの実務部隊は、全庁横断的な組織を設置している自治体と、既存の一組織、或いは複数の組織が実務担当している自治体と大きく二つある。前者の横断的組織を設置している自治体は、群馬県と徳島県である。群馬県の場合は、権限が委譲されている横断的組織である。徳島県の場合は、各部署の調整的な役割を果たす横断的組織である。既存の組織がリスクミを担当している自治体の場合、農政部局か食品衛生部局のどちらかが中心に実務を担当している。秋田県、栃木県、東京都、三重県、滋賀県、大分県が既存組織の担当する自治体に該当する。

自治体に食品安全機構が必要とされた背景には、平成15年に食品基本法が制定され、自治体内の食品安全確保と住民からの信頼維持のための食品安全行政を実現することが喫緊とされたことがある。加えて、食品安全の危機的問題や事件が派生したことが食品安全行政に注力し、とりわけ住民の信頼を得る、或いは国民全体に向けたリスクミの取組みが必要とされた経緯も調査対象自治体に見られた。

3. 2 各自治体の組織・機構とリスクミ体制

（1）秋田県

秋田県庁は、平成15年7月、庁内組織として「秋田県食品安全推進会議」を発足した。「秋田県食品安全推進会議」は、生活環境文化部、農林水産部、健康福祉部、知事公室から構成される。幹事会は15部、1室、1チームから構成され（幹事長は生活衛生課長）、年2回程度開催される。必要に応じワーキンググループも開催される。

平成15年10月には、「秋田県食品安全推進委員会」が設置された。「秋田県食品安全推進委員会」の構成員は、専門家、生産者、事業者、消費者などで、年2回程度開催されている。特色としては、生産者として道の駅などに店出している地産地消グループである「陽気な母さんの会」友の会（20団体）が参加している。いずれも国の食品安全委員会の設置に呼応して設置された。

食品安全推進会議の事務局は、生活衛生課の食品安全推進班が担当している。食品安全推進班は3名で構成される。2名は食品衛生監視員であり、1名は事務担当者である。

¹ 調査対象自治体：秋田県、栃木県、群馬県、東京都、三重県、滋賀県、徳島県、大分県



図3. 1 総合的な食品の安全・安心対策推進体制図
出典：秋田県食品の安全・安心に関する条例（概要版）

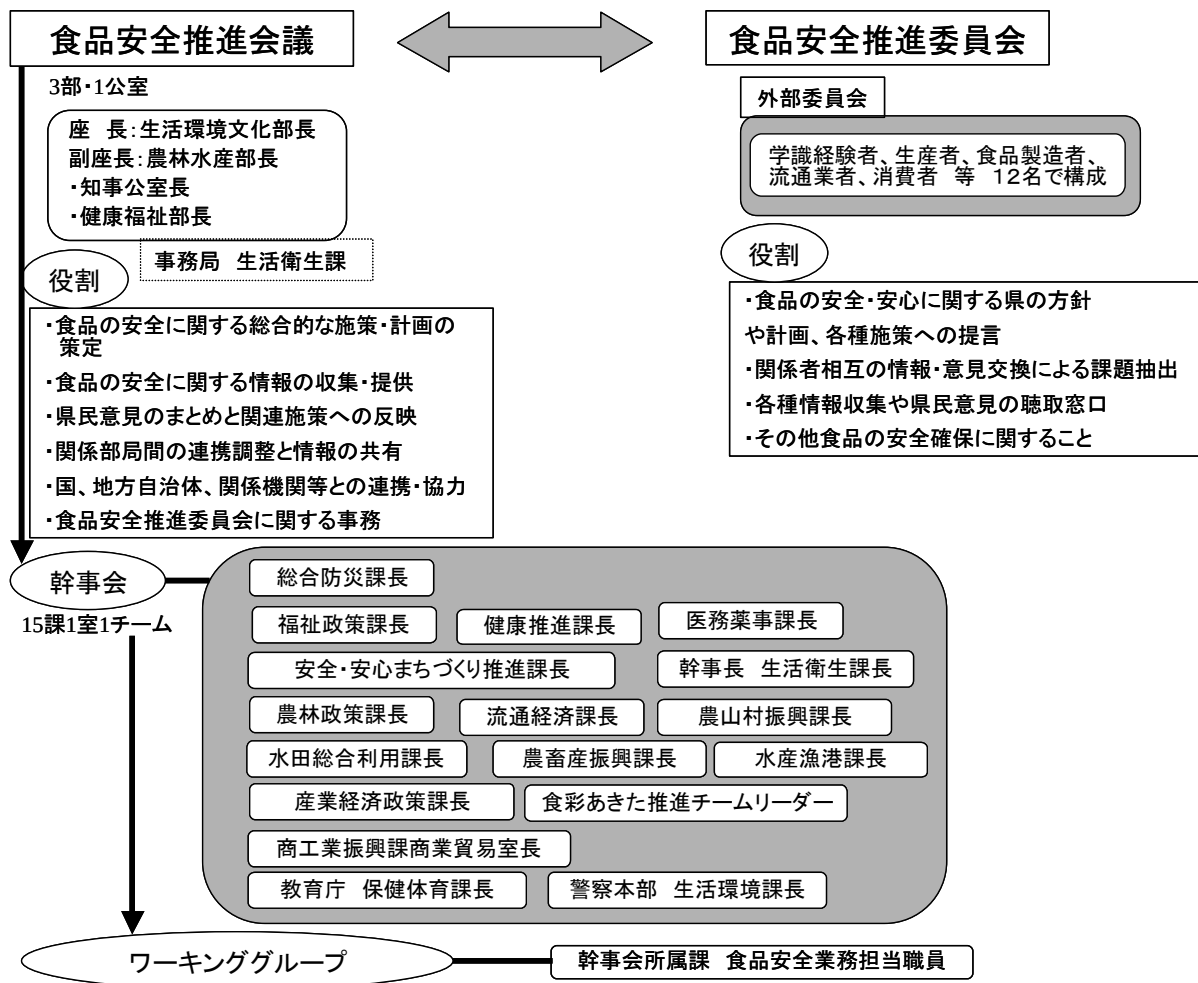


図 3. 2 秋田県食品安全推進会議の構成機関

出典：秋田県資料、「食品安全推進」より

(2) 栃木県

栃木県は、保健福祉部と農政部がリスクミを担当している。実質的には、保健福祉部が全体の3/4、農政部が全体の1/4の割合でリスクミを担当している。しかし、どちらの体制であっても実務担当者は同じメンバーである。

農政部の担当するリスクミは、産地に関連したリスクミで、消費者を生産現場に連れて行く見学会を実施している。食品の安全性等に関する相談体制は下記図の通りである。

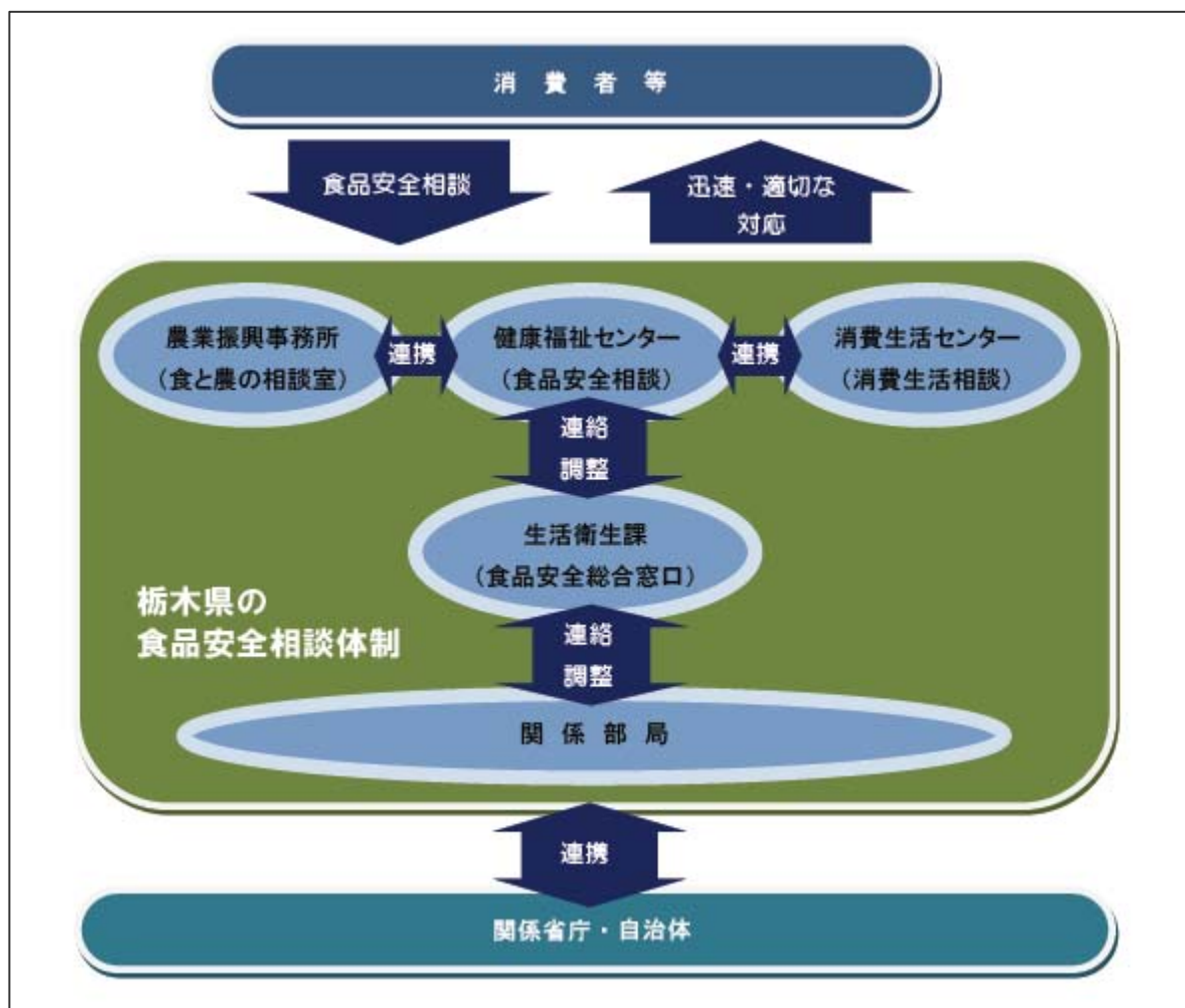


図 3. 3 食品の安全性等に関する相談体制の充実

(3) 群馬県

リスコミの推進体制は、全庁組織である食品安全会議（議長：知事、議長代行：副知事、座長：食品安全会議事務局長、関係 16 課長）を中心とする。関連するテーマごとに各部署が担当するが、食品安全会議の事務局を食品安全課が担っており、食品安全課が中心的な役割を担っている。

関係 16 課長とは、健康福祉部 7 課長、環境森林部 1 課長、農政部 4 課長、産業経済部 2 課長、企業局 1 課長、教育委員会 1 課長である。

(4) 東京都

東京都のリスクミは、福祉保健局、産業労働部、生活文化局が担当連携して行っている。しかし、全体に占めるリスクミの仕事量の割合では、福祉保健局が担当するリスクミ業務が最も多い。産業労働部は生産者サイドのリスクミ（農協と協力）を実施している。生活文化局は消費者団体と連携したリスクミを行っている。

下記図は、福祉保健局を中心とした東京都の食品衛生行政機関体制を表している。

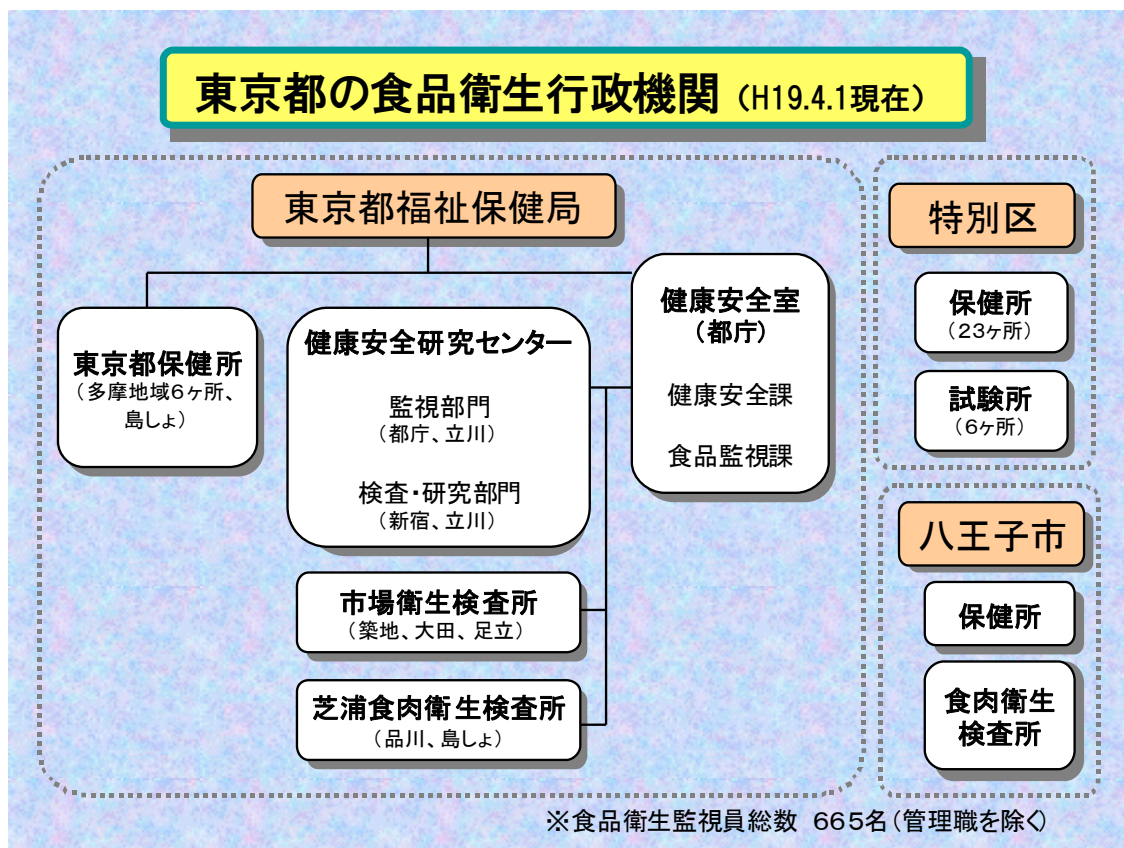


図3. 4 東京都の食品衛生行政機関

（5）三重県

三重県の食の安全・安心の担当部署は、「薬務食品室」と「農水商工企画室」が担当している。食のリスクミは、「農水商工企画室」が主として担当している。この経緯には、三重県に影響のあった食品安全の問題が背景にある。平成13年にBSE疑似患者の生産農場（北海道）から、三重県に乳牛1頭が移動しているという農林水産省からの通報があった。三重県牛肉の安全確保のための対策のため、平成14年7月に、食の安全・安心グループが、農水商工部に設置された。そして、翌年にグループから室に位置付けられ、平成18年に農水商工企画室の中のグループになった。同時に食の安全・安心危機対策本部も設置された。

外部有識者会議は、平成17年に「三重県食の安全・安心の確保のための検討会」が設置されている（7名の委員から構成される）。現在もなお食の安全・安心に関しては、農水

商工企画室の食の安全・安心グループが対応している。

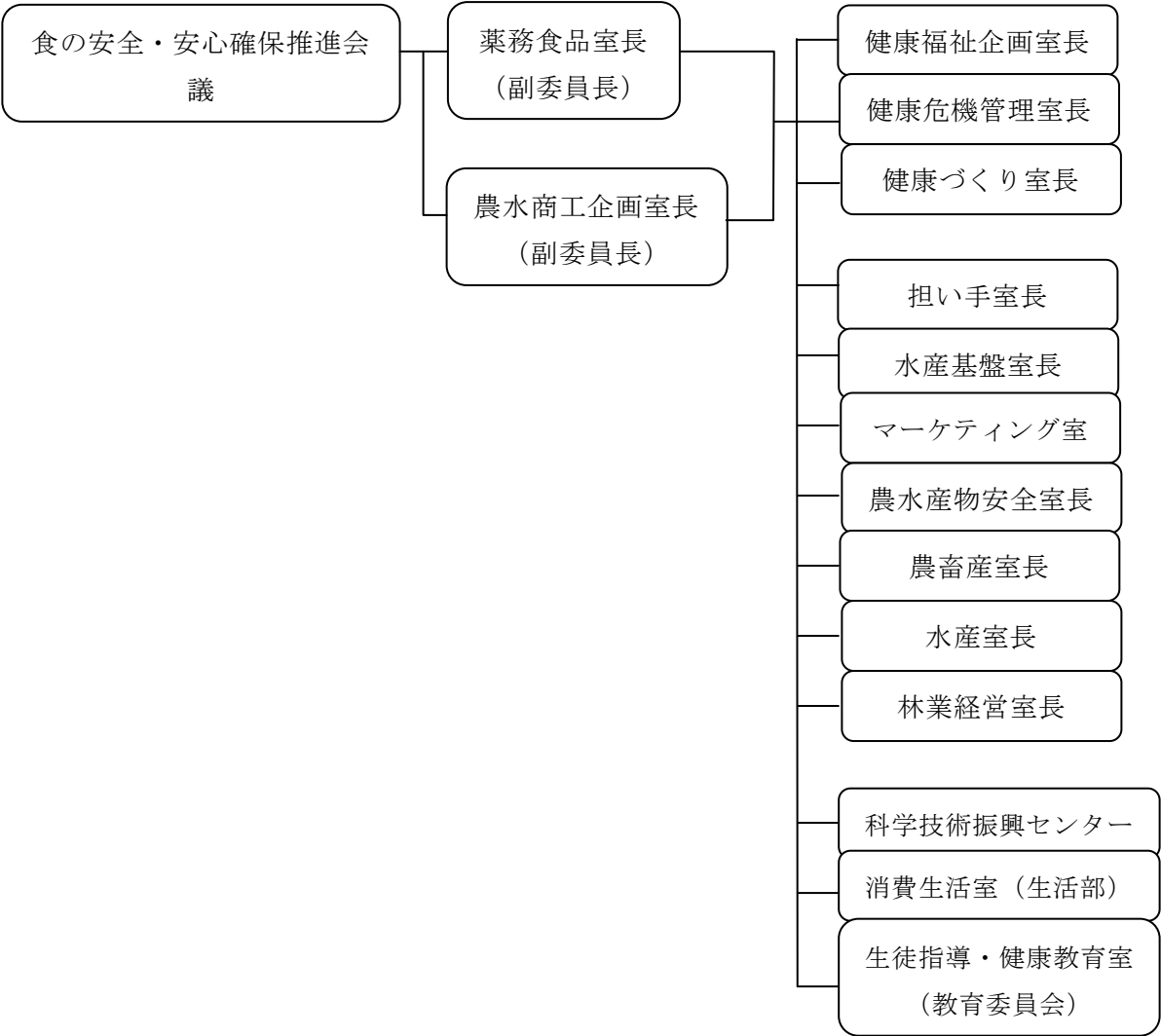


図 3. 5 三重県の安全・安心確保のための体制
平成 19 年度（事務局：農水商工企画室）

食の安全・安心グループの職員は 4 人である。NPO の立ち上げの経験をもつスタッフも含まれる。リスコミ人材の要件として、人の話を聞いて、自立的な活動を促進するノウハウが求められる。

（6）滋賀県

滋賀県の食の安全・安心推進体制は下記図の通りである。

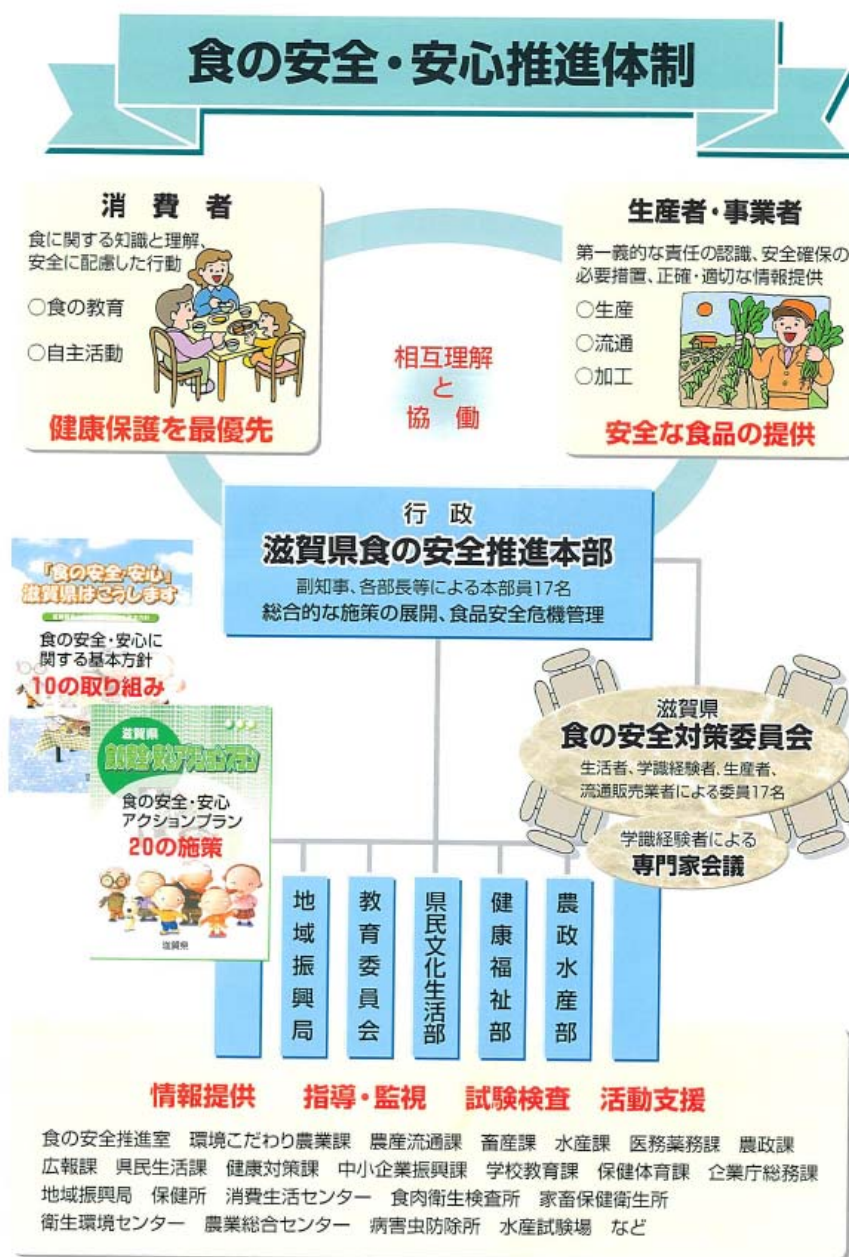


図3. 6 滋賀県の食の安全・安心推進体制

出典：滋賀県パンフレットより

滋賀県は、平成15年に、庁内組織として「食の安全推進本部」が発足された。健康福祉部、農政水産部、教育委員会、地域振興局などから構成される。年に1回会合がもたれ、食の安全推進室が事務局を担っている。

食の安全推進室は平成15年設置された。室員15名のうち、企画担当7名、監視指導

が8名で全員が食品衛生監視員の資格を持つ。そして、獣医師か薬剤師のいずれかである。また、平成15年に、「滋賀県食の安全対策委員会」が設置された。専門家、生産団体、事業者、消費者、マスコミで構成される（19名、年2回開催）。最近の検討テーマとしては、食肉センターの統合にともなう近江牛ブランド、HACCP などがある。いずれも国の食品安全委員会の設置に呼応して設置された。

（7）徳島県

徳島県の食の安全・安心に関する体系図は下記の通りである。

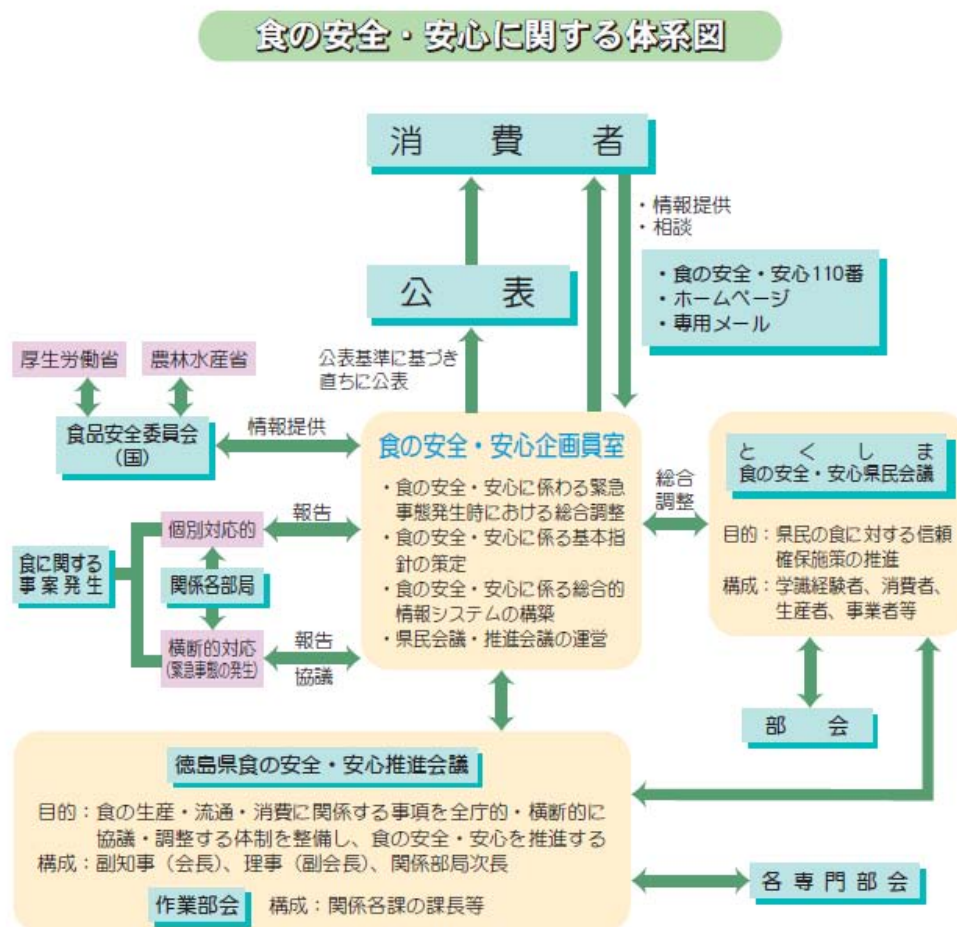


図3. 7 徳島県の食の安全・安心に関する体系図

出典：徳島県 Web サイトより

徳島県食の安全・安心推進会議は、庁内組織である。全庁的な意思統一を図る。構成は、副知事（会長）、副理事（副会長）、関係部局次長等から成る。最近、鳴門わかめで偽装表示があり、その問題対応に推進会議が開催された。鳴門わかめは県のブランドであり、鳴門わかめに問題があると県の事業力の低下に繋がり兼ねない。生産者など集まってもらい対策協議会を設置するなど意思決定を行いつつ消費者からの信用を回復してきた。県民

会議は年３回程度である。必要とされれば作業部会を開催して、県民会議の資料作成を行う。

徳島県では、平成１６年度に「食の安全・安心企画員室」が、複数の部局または課にまたがる「食の安全・安心」に係る様々な課題に、総合的かつ横断的に対処・処理するために設置された。平成１７年度より、危機管理局に「食の安全・安心担当副理事」、「食の安全・安心企画員室長」を配置し、各部局が連携し、食の安全に係わる緊急事態への対応に、よりの確かつ迅速に対応できる体制を整備した。「食の安全・安心企画員室」は、法の監督権限をもつ部署との調整を図る。そして、情報共有を行う。しかし、所轄する法権限がないため、取組み自体の強制力に欠ける。

表３．１ スタッフ構成

担当（管轄法）	部局名	課室名等	人数
	危機管理局	副理事 （食の安全・安心推進担当）	１名
		食の安全・安心企画員室長	１名
		企画課 食の安全・安心推進担当（専任）	３名
衛生行政 （食品安全基本法）	保健福祉部	生活衛生課	２名
農林水産物の生産流通 （ＪＡＳ法、農薬取締法）	農林水産部	とくしまブランド戦略課 食料安全推進室	２名
（不当景品類及び不当表示防止法）	県民環境部	県民環境政策課 県民くらし安全室	２名
		合 計	１１名

食の安全・安心企画員室の具体的な業務は、下記の①～④である。

①「食の安全・安心」に関して、県、消費者、生産者等相互の意見交換や情報交換の推進（リスクコミュニケーション）

②総合的な情報システムの効率的運用

- ・HP「食の安全・安心情報ページ」
- ・食の安全・安心情報メール

③食の安全・安心に関する総合相談窓口

- ・食の安全・安心１１０番

④「食の安全・安心」に関する危機管理、緊急事態への的確な対応

食の安全に係る問題は、全て食の安全・安心企画員室に入ってくる。その後関係部局と協議する。県民の健康被害に繋がると判断が下された場合、県民への公表を行う。

スタッフは獣医が１名、一般行政３名、農林水産部から１名という構成である。リスクコミュニケーターとしては、話し方が上手という資質も必要とされるが、それだけではなく、どのような部署の経験があるのか、知識を積んできたのかが重要である。

(8) 大分県

大分県は、食の安全確保推進本部で全庁横断的なリスクミに取り組んでいる。事務局は、食品安全・衛生課が担当している。部局間のリスクミ連携体制は、食品衛生部門と農政部門で図られる。食の安全確保推進本部にて全庁的に取り組んでいる。(例：食の安全・安心意見交換時に農林水産部と協力して開催している)

外部有識者から構成される委員会などの活動内容は、大分県食品安全推進県民会議がある。食の安全に関連する出先機関（保健所、試験研究機関など）との連携体制については、食の安全子ども教室、意見交換会、食の安心ウォッチャーなど、必要に応じて各保健所、振興局等と協力して各施策を実施している。

担当者の人数と役割分担は、1人である。リスクミに係る各施策は食品安全班（4名）で実施している。リスクミ人材の要件は、特にない。食品安全班は、現状、獣医師2名、薬剤師1名、畜産1名で構成される。

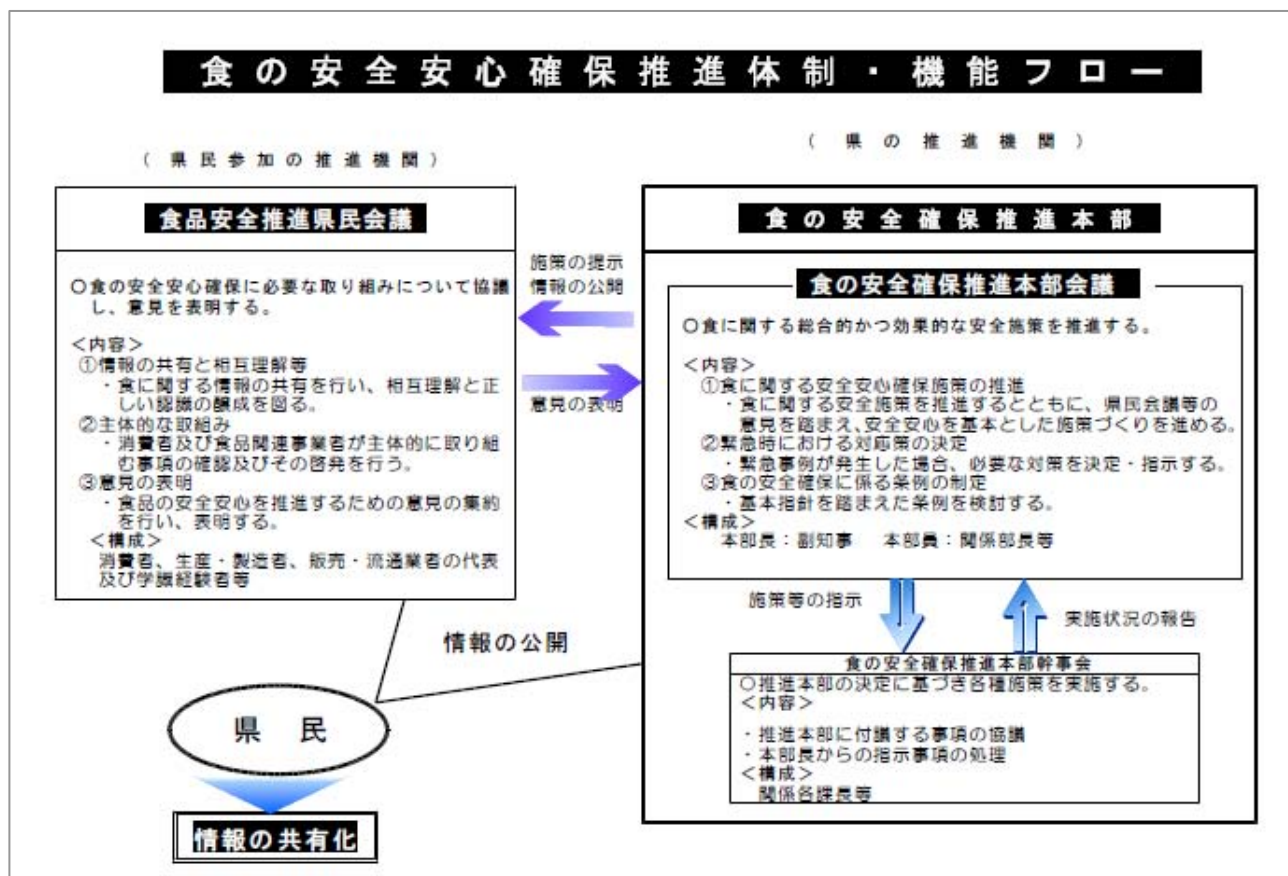


図3. 8 大分県 食の安全安心確保初新体制・機能フロー図

出典：大分県 Web サイトより

3. 3 リスクミ活動のための情報源

地方自治体のリスク活動のための情報源は、厚生労働省や農林水産省から提供される情報で不足はないという。例えば、三重県の場合、評価情報の情報源として、農林水産省から毎日配信される食品安全エクスプレスを担当者は毎日確認している。

3. 4 緊急時体制におけるリスクミ

地方自治体の食品安全の緊急時体制は、リスクミに限ったものではない。リスク管理全体の対応策になる。緊急時対応のリスクミにおいては、関係者間相互の理解を図るというよりも、むしろ緊急時の問題や事件に関する適切な情報を関係者間からいかに情報収集し、住民に知らせるかが課題となる。

下記は、調査対象自治体の中で、緊急時対応について回答を得た自治体の対応策を列挙する。

(1) 栃木県

- ・緊急時対応のための健康危害マニュアルがある。健康危害のレベルに応じた対応が設定されている。
- ・プレス体制などが記載されているが、実際は試行錯誤で動いているのが実情である。餃子の事件は第一級と位置づけられた。
- ・事件が栃木県内にあるときには、健康危害の可能性（ADI から、これくらい食べると問題という数字を提示）に関する情報提供を行う。
- ・平常時にベースとなる情報が国から提供されていないと、緊急時に必要な情報を活用することができない。

(2) 三重県

- ・食の安全・安心グループは、緊急時は消費者対策班として役割を果たす。
- ・リスクシート（どのようなリスクがあるか洗い出しする）を担当部署が作成する。
- ・宮崎で発生した鳥インフルエンザに関する情報提供は、ホームページ上で情報提供すると同時に、情報紙（緊急版）で情報提供を行った。
- ・情報源は、事業室から提供される。事業室へは、国のリスク管理機関である、厚生労働省や農林水産省から情報提供される。情報源に関して特に問題はないという。しかし、国からの情報提供が遅れることがある。

(3) 大分県

- ・緊急時の国と地方との連携体制は、食中毒関係緊急連絡網を作成（全国の自治体と厚生労働省、地方構成局の担当者の連携電話連絡先、アドレスを登録）
- ・情報チャネルは、人体に影響を及ぼす恐れのある食品の事例が発生した場合等、ラジオを通じて情報提供を行う。

- ・地域住民、事業者、消費者団体との連携・緊急時の対応マニュアルは無い。

(4) 徳島県

- ・徳島県食の安全・安心推進会議は、庁内組織である。全庁的な意思統一を図る。構成は、副知事（会長）、副理事（副会長）、関係部局次長等から成る。最近は、鳴門わかめで偽装表示があり、その問題対応に推進会議が開催された。鳴門わかめは県のブランドであり、その鳴門わかめに問題があると県の事業力の低下に繋がり兼ねない。生産者など集まってもらい対策協議会を設置するなど意思決定を行いつつ消費者からの信用を回復してきた。
- ・食品安全担当部局は、危機管理局の名称である。しかし、食の問題のみを扱う。地震など大災害の場合には、副知事、副理事（2名）で問題対処にあたる。

第4章 地域のリスクコミュニケーション施策

本章では、地方自治体の地域のリスクコミ施策を概観する。

4. 1 食品安全行政におけるリスクコミの位置付け

本調査対象自治体は、リスクコミに積極的な地方自治体である。従って、いずれの自治体にも、食品安全条例や計画が策定されている。しかし、調査対象の全ての自治体が、リスクコミを食品安全行政の施策の柱と位置付けているわけではない。傾向として、施策として位置付けている自治体と、施策を支える事業の1つととらえている自治体とがあった。

表4. 1 食品安全行政におけるリスクコミの位置付け

自治体	リスクコミの位置付け
秋田県	施策に位置付けられている
栃木県	施策に位置付けられている
群馬県	施策に位置付けられている
東京都	施策に位置付けられている
三重県	施策を支える一事業に位置付けられる
滋賀県	施策には位置付けられていない
徳島県	施策の推進方向の一つに位置付けられる
大分県	施策に位置付けられている

以下に、調査対象自治体それぞれの食品安全条例や計画の概要、リスクコミの位置付けについて記す。

4. 2 条例・計画とリスクコミ（自治体別）

以下に、調査対象自治体の条例や計画の概要と、リスクコミに関連する部分について概観する。

(1) 秋田県

秋田県の食品安全条例、計画の概要は、下記の通りである。



図4. 1 条例の概要

出典：秋田県資料「秋田県食品の安全・安心に関する条例（概要版）」



図4.2 条例の内容

出典：秋田県資料「秋田県食品の安全・安心に関する条例（概要版）」

秋田県では、リスクミは、施策の一つに位置付けられている。「秋田県食品の安全・安心に関する基本計画」の3つの目標のうちのひとつ「生産者、食品関係事業者、消費者の相互理解、信頼関係の確立」において、「リスクコミュニケーションの推進」があげられている。県の総合発展計画である「あきた21総合計画」においても、重点施策として位置づけられている。

（2）栃木県

栃木県は、「とちぎ食の安全・安心・信頼性の確保に関する基本計画（案）」パブリック期間：H.20.25～2.24」を策定した。計画の基本的な考え方は、次の三つである。

○食品の生産から消費に至る一貫した食品の安全性と信頼性の確保

食品供給行程の各段階における食品の安全性と信頼性を確保するための施策

○関係者の相互理解と協働の推進

食に関する様々な立場の県民相互の理解を促進し、協働して食の安全と信頼の確保を推進するための施策

○食の安全と信頼を支える体制の整備と関係機関の連携

県や関係機関が食の安全・安心・信頼性の確保を進めるための体制整備に関する施策

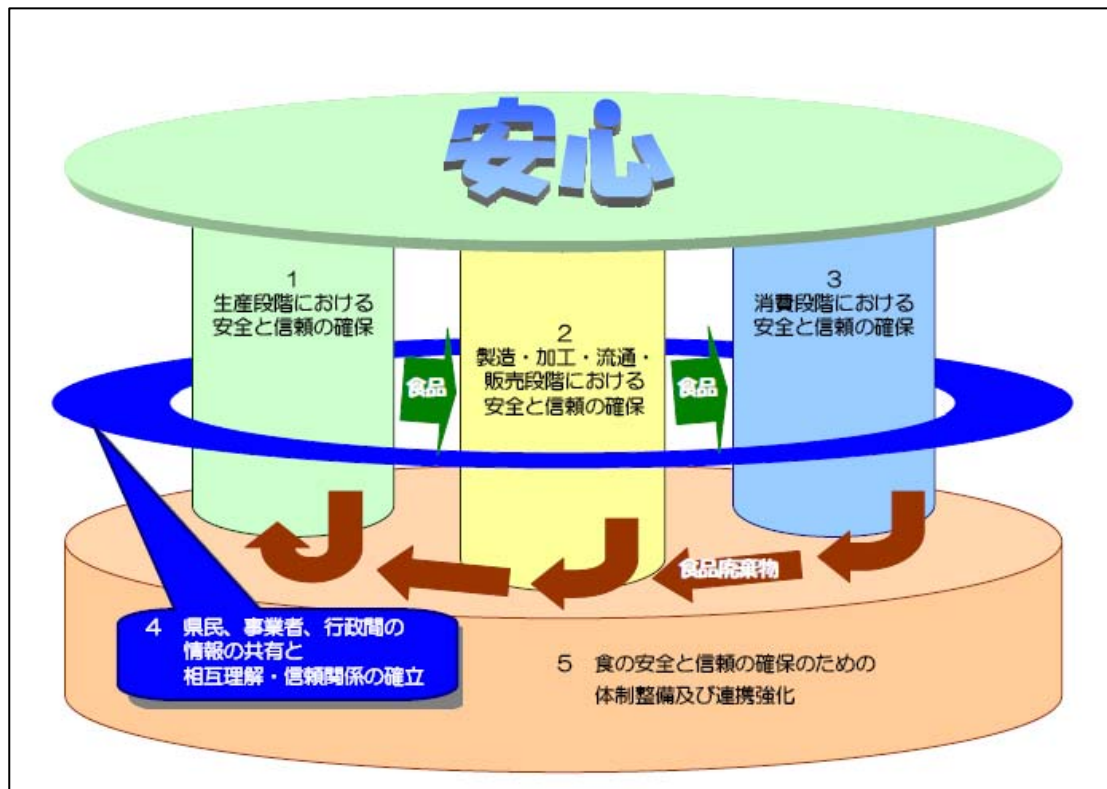


図4. 3 施策の体系と展開

出典：「とちぎ食の安全・安心・信頼性の確保に関する基本計画（案）」

パブコメ期間：H.20.1.25～2.24

栃木県の施策体系図は下記の通りである。

基本目標4 県民、事業者、行政間の情報の共有と相互理解・信頼関係の確立として、リスクミが施策目標にあげられている。このように、リスクミは施策の一つとして位置づけられている。

施策体系図

基本目標	施策目標	施策の展開（個別事業）	条数の 該当 条項
1 生産段階における 安全と信頼の確保	(1) 安全な農産物の生産	・農業の適正な使用推進（経営技術課） ・GAPの推進強化（生産振興課・林業振興課） ・家畜生産衛生の向上（畜産振興課） ・特別栽培農産物の生産拡大（経済流通課） ・環境と調和のとれた農業生産の推進（経営技術課）	7条 9条 10条 15条
	(2) 生産者等に対する 監視指導の強化	・農業販売者等への立入検査強化（経営技術課） ・畜産における監視・指導（畜産振興課） ・養殖衛生管理の普及・指導（生産振興課）	
	(3) トレーサビリティの 考え方の導入促進	・農産物の生産履歴の記帳と情報公開の促進（経済流通課） ・家畜の飼養履歴の公開（畜産振興課）	
2 製造・加工・流通・ 販売段階における 安全と信頼の確保	(1) 食品営業者等による 自主衛生管理	・食品自主衛生管理等の推進（生活衛生課） ・「とちぎハサップ」の認証取得促進（生活衛生課） ・産業技術センターにおける食の安全のための技術の支援（工業振興課） ・学校給食調理場におけるドライ運用促進への支援（健康福祉課）	7条 9条 10条 15条
	(2) 食品営業者等に対する 監視指導の強化	・計画的で効果的な監視指導の実施（生活衛生課） ・学校給食施設における衛生管理の指導徹底（健康福祉課） ・無承認無許可医薬品の監視指導実施（薬務課）	
	(3) 食品表示の 適正化の推進	・食品表示に関する指導の強化と関係機関の連携（生活衛生課・経済流通課・くらし安全安心課・健康福祉課） ・適正な食品表示の普及啓発と指導（生活衛生課・経済流通課）	
3 消費段階における 安全と信頼の確保	(1) 食品の安全性に関する 理解促進	・消費者を対象とした食の安全に関する講習会等の実施（生活衛生課・くらし安全安心課） ・各種媒体を活用した食品安全情報の提供（生活衛生課） ・地域や学校での食品の安全に関する知識習得への支援（生活衛生課）	7条 13条 16条 17条
	(2) 消費者相談体制の充実	・食品の安全性等に関する相談体制の充実（生活衛生課・くらし安全安心課） ・食と農に対する理解促進（農政課）	
	(3) 食育の推進	・食育の普及啓発（農政課） ・子どものころからの食育の推進（保健課・健康福祉課・健康課・文書情報課・生活衛生課） ・環境にやさしい食生活の促進（農政課・農村振興課）	
4 県民・事業者・行政間の 情報の共有と相互理解・ 信頼関係の確立	(1) 食品に関する 情報共有の促進	・食品の安全性等に関する情報公開の推進（生活衛生課） ・食品衛生情報の共有（生活衛生課） ・食品関連事業者との協働による食品安全情報の提供（生活衛生課）	11条 13条
	(2) リスクコミュニケーションの 推進	・意見交換による相互理解の推進（生活衛生課・経済流通課） ・リスクコミュニケーターの育成と活用（生活衛生課）	
	(3) 事業者と消費者の 相互理解の推進と支援	・食に関する体験機会の拡大（農政課） ・消費者と事業者の理解促進（農政課・生活衛生課） ・地産地消運動の展開（農政課）	
5 食の安全と信頼の確保のための 体制整備及び連携強化	(1) 食品安全行政の 総合的推進	・総合的な食品安全行政の推進（生活衛生課） ・県民参加による食品安全行政の推進（生活衛生課） ・地域における農産物の安全・安心対策（経済流通課） ・他機関との連携（生活衛生課）	12条 14条 17条 19条
	(2) 監視指導及び検査体制の 充実・強化並びに 人材の育成	・リスクコミュニケーターの育成（生活衛生課） ・食品衛生推進員の充実（生活衛生課） ・農業管理指導士等の養成（経営技術課） ・家畜防疫員、食品衛生監視員等の資質の向上（生活衛生課・畜産振興課）	
	(3) 安全な食品を生産するための 技術開発と 食の安全に関する研究の推進	・残留農薬検査の効率化（生活衛生課） ・環境と調和のとれた農業生産のための研究の推進（経営技術課） ・畜産に関する試験研究の推進（畜産振興課） ・免疫力の高い魚の生産技術開発（生産振興課）	
	(4) 健康危機管理体制の強化	・健康危機管理体制の強化	

図4. 4 施策体系図

出典：「とちぎ食の安全・安心・信頼性の確保に関する基本計画（案）」

パブコメ期間：H.20.1.25～2.24

（３）群馬県

2008年から2010年の群馬県食品安全基本計画が新しく策定される予定である。パブリックコメント募集期間の計画案では、「科学」と「対話」と「協働」でつくる安全・安心なぐんまの食環境プランと位置付けられ、「県民の食に対する信頼性の向上」を目標に掲げている。

リスクミは、「対話」のテーマⅡ安心の提供に、

1. リスクコミュニケーションの推進
2. 食品に関する正確な情報の提供
3. 食品表示の適正化推進
4. 食育における食品安全の推進

等が、施策の展開としてあげられる。

具体的には、「群馬県食品安全基本計画（2008-2010）（案）（中間とりまとめ）」に下記の通り記載されている。

テーマⅡ（対話） 食に関する理解促進と安心の提供

食に対する信頼性を高めるには、行政をはじめ、食をめぐる全ての関係者がリスクコミュニケーションのもと相互理解を深めていくことが不可欠です。

また、食品表示は、食品を選択する際の重要な情報源であり、適正な表示を推進することは、食品に対する信頼を確保する上からも極めて重要な課題となっています。

そして、食品の安全性の確保の取組を県民に見える形で情報提供等していくことが、食に対する信頼性及び安心を醸成することに繋がっていくと考えます。

テーマⅡにおいては、リスクコミュニケーションの推進や適正表示の確保など、信頼関係の確立に向けた施策を進めるとともに、県民に対する正しい知識と情報の提供に努めます。

特にリスクコミュニケーションの柱となる「対話」を、ここでのキーワードとしています。

【施策の方向性】

- 1 多様な手段、機会を活用してリスクコミュニケーションの推進を図ります。
- 2 食品に関して正確な情報の提供を行います。
- 3 事業者には法令順守の徹底を図り、食品表示の適正化を推進するとともに、消費者にわかりやすい食品表示の普及を促進します。
- 4 ライフステージを通して食育における食品安全を推進します。

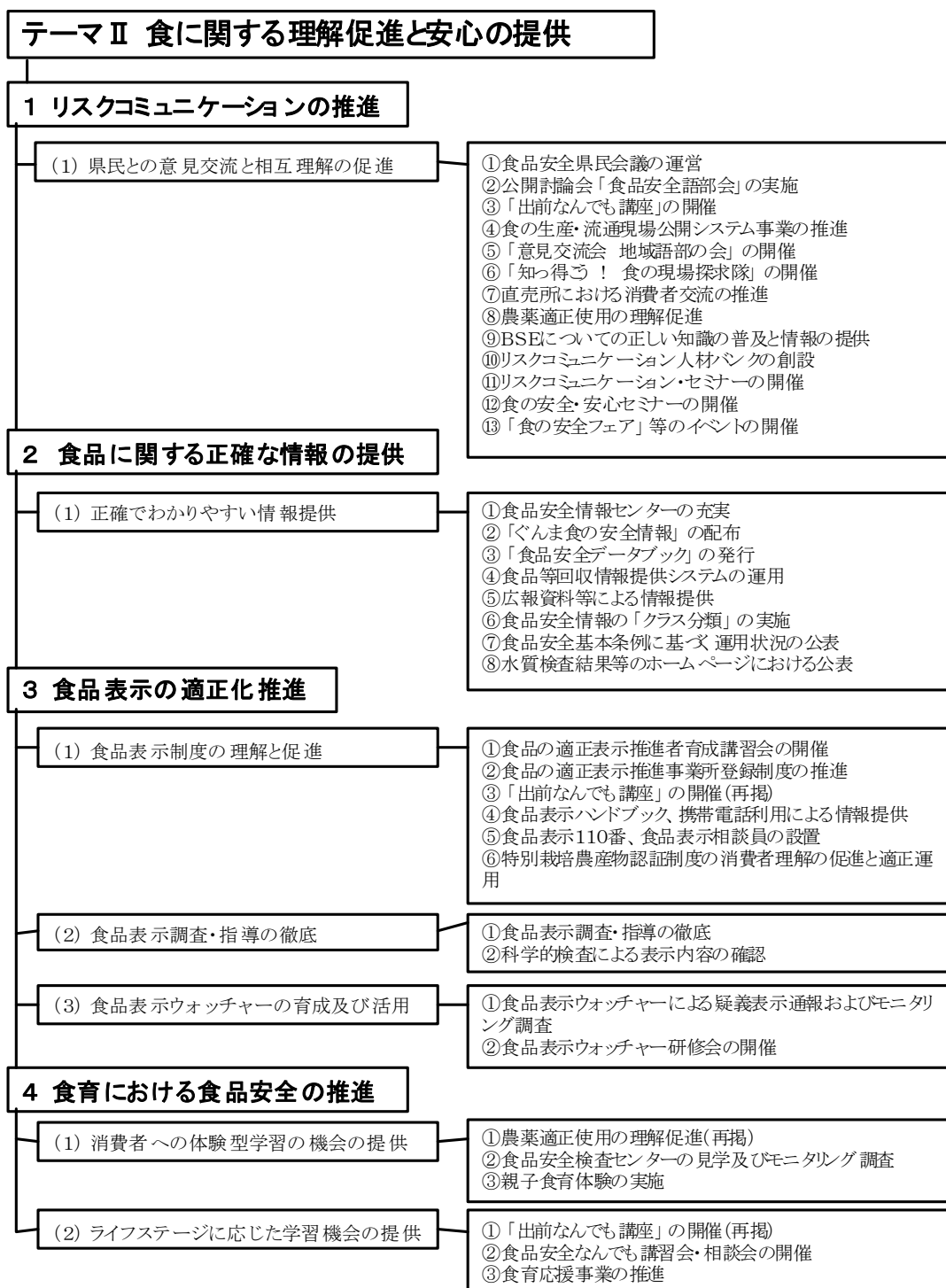


図4.5 群馬県のリスキミ施策

群馬県食品安全基本条例（平成16年群馬県条例第七号）には、リスコミに関連した記載として下記があげられる。

（消費者団体及び事業者等の団体との協働）

第十二条 県は、食品等の安全性の確保に関わりのある消費者の団体又は事業者等の団体と協働して、施策の推進を図るよう努めるものとする。

（他の都道府県等との連携協力）

第十三条 県は、食品等の安全性の確保又は適正な食品表示の確保に関し、他の都道府県その他の地方公共団体との情報及び意見の交換その他の連携協力を努めるものとする。

（国への協力要請等）

第十四条 県は、県民の意向及び前二条の取組を踏まえた施策を効果的に推進するため、国に対し、必要な協力を求めるとともに、意見を述べ、又は提言を行うものとする。

（食品に関する知識の普及と情報提供の推進）

第十五条 県は、県民の食品への関心を高めることに資するため、食品等の安全性、食品表示、地域の食文化その他の食品に関する教育及び学習の機会の提供等を通じて、食品に関する知識の普及と情報の提供を推進するよう努めるものとする。

このように、群馬県では、リスコミは施策の一つとして位置づけられている。

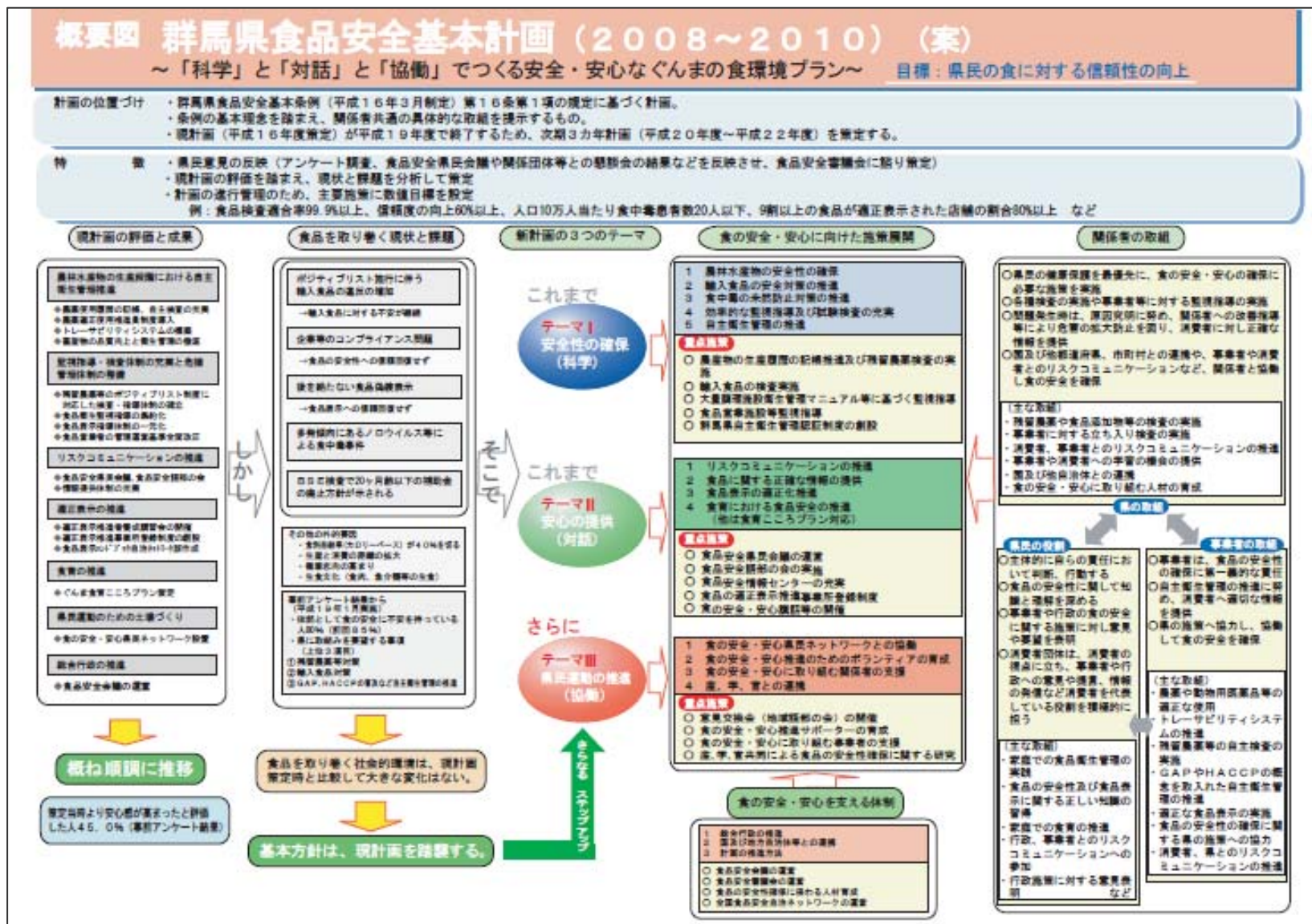


図 4. 6 群馬県食品安全基本計画（2008～2010）（案）

パブリックコメント期間：平成19年12月18日～平成20年1月17日

（４）東京都

東京都では、食品流通のグローバル化などに伴い国内の食料に占める輸入食品の割合が年々上昇する中で、海外での BSE 発生を契機とした牛肉の輸入停止後の再会や輸入農産物の残留農薬違反などの問題に対する都民の関心が高まった。こうした食品の安全に関する問題が最も先鋭的に現れることから、東京都は平成 2 年 12 月に、「東京都における食品安全確保対策にかかる基本方針」（平成 16 年制定の食品安全条例へ移行）を策定し、都民の意向の施策への反映、情報の収集提供と普及啓発の推進、消費者と生産・製造者等との相互理解の促進を施策推進の方向として示した。

この方針に沿って、平成 2 年から、都民からの相談事業の充実、定期的な情報誌の発行、都民向けの衛生セミナーの開催、常設の説明コーナーの開設、一つのテーマについて関係者との意見交換を行う懇話会の開催などの事業を展開してきた。

また、平成 9 年からはインターネットを利用して食品の安全に関する情報提供を開始し、さらに、平成 15 年度には、専門家により構成される「東京都食品安全情報評価委員会」を設置して、科学的な情報を分かりやすく都民へ提供する方法の検討などを行っている。

都民、事業者など関係者との意見交換については、できる限り多くの関係者と交流が図れるよう、平成 15 年から「食の安全都民フォーラム」を開催し、さらにネット上で意見交換を行う「食品安全ネットフォーラム」開設など新たな試みを進めている。

平成 16 年には、「東京都食品安全条例」を制定し、この基本理念の中で関係者の理解と協力に基づき食品の安全確保を進めることを明示している。食品安全条例では、「事業者責任を基礎とする安全確保」、「最新の科学的知見に基づく安全確保」、「都、都民、事業者の相互理解と協力に基づく安全確保」という三つの基本理念を掲げている。リスクミは、三つめの「都、都民、事業者の相互理解と協力に基づく安全確保」に該当する。

この基本理念を踏まえ、「自主回収報告制度」や「生産情報提供事業者登録制度」など、事業者の自主的な情報開示と都民の理解が図られる仕組みづくりなど、リスクコミュニケーションの考え方を反映した施策に取組んでいる。

さらに、平成 17 年に、条例を踏まえた様々な取組をより一層、総合的・計画的に推進するため、食品安全審議会の答申（平成 17 年 2 月）を踏まえ、平成 17 年 3 月に「食品安全推進計画」を策定した。

加えて、食品安全条例の基本理念の中で、食品の大消費地東京の課題に対応し、効果的な解決を図るための施策「戦略的プラン」を策定し、平成 17 年度から重点的に実施している。リスクミについては、「戦略的プラン」の中では「3 安全をみんなで考え安心を育む」の「（3）『リスクコミュニケーション』の推進：都、都民、事業者の相互理解と協力に向け、情報や意見の交流を図るためのリスクコミュニケーションを推進し、関係者間の共通認識の醸成を図る」と記載されている。

以上、東京都では、リスクミは施策の一つとして位置づけられている。

(5) 三重県

三重県は、平成15年1月に「三重県食の安全・安心確保基本方針」を公表し、「一貫した監視・指導システムの確立（監視・指導）」、「事業者が主体的に食の安全・安心確保に取り組むやすい環境の整備（自主管理）」、「消費者の合理的な選択を促進する環境整備（情報公開と学習）」、「多様な主体の連携・協働による県民運動の展開（県民運動）」の4つの柱を中心に総合行政で進めている。

平成16年から新しい幸せプランに基づき、3年間で食の安全安心を重点事業に置き、特に「一貫した監視・指導システムの確立（監視・指導）」に力点を置いて進めてきた。平成19年度に、新しい第二次推進計画ができ、4年間かけてこの計画を進めていく予定である。計画の中では特に力を入れていこうとしたのが食育であった。しかし、県内の食品問題の発生を契機に、監視事業に力点を置いている経緯がある。

条例については、平成20年3月現在、「三重県食の安全・安心の確保に関する条例（仮称）（骨子案）」を策定中である。「Ⅲ 基本的施策、二 県民の参加等」において下記の項目と規定が検討されている。

表4. 2 三重県食の安全・安心の確保に関する条例（仮称）（骨子案）における
リスクミの位置づけ

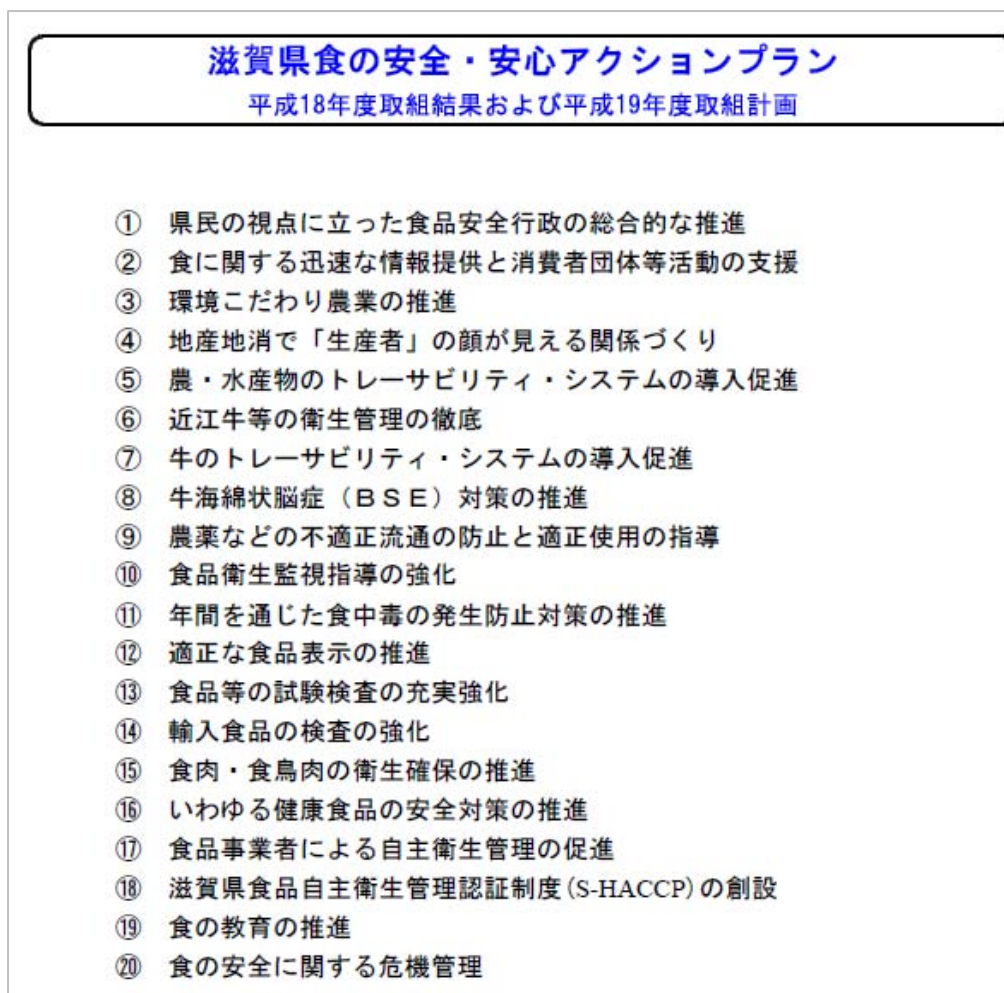
	項目	規定
二 県民の参加等	1 相互理解の推進等	県は、県民、食品関連事業者及び県が、相互に理解を深め、信頼関係を構築できるようにするため、意見交換、相互交流の機会の確保その他の必要な措置を講ずるものとする。
	2 関係者との協働	県は、食の安全・安心を確保するため、県民及び食品関連事業者並びにこれらの者により構成される団体と協働して、施策を推進するものとする。
	3 施策の提案	(1)県民及び食品関連事業者は、食の安全・安心の確保に関する施策の策定、改善又は廃止について、知事に提案することができる。 (2)知事は、(1)の規定による提案が行われたときは、必要な検討を行い、当該提案をした者にその結果を通知するものとする。 (3)(1)及び(2)に定めるもののほか、(1)の規定による提案に関し必要な事項は、規則で定める。
	4 危害情報の申出	(1)県民は、健康に危害を及ぼし、又は及ぼすおそれのある食品等についての情報を入手した場合は、必要な措置が講ぜられるよう、県に対して申出をすることができる。 (2)県は、(1)の申出の内容に相当な理由があると認めるときは、速やかに、関係法令に基づく必要な措置を講ずるものとする。

三重県においては、リスクミは施策を支える事業の一つであると位置づけられている。

（６）滋賀県

滋賀県は、「滋賀県食の安全・安心プラン」（平成 16－20 年度）を策定したが、「リスクコミュニケーション」という用語は特に使われていない。

滋賀県の 20 のアクションプランは下記の通りである。



（７）徳島県

徳島県は、平成 16 年度に「徳島県食の安全・安心基本指針」を策定した。基本指針には、三つの基本点な視点がある。

1. 消費者の視点・立場に立った食の安全・安心の確保
2. 消費者、生産者、食品関係事業者、学識経験者、行政との協働による食の安全・安心の確保
3. 生産から消費までの一貫した食の安全・安心の確保

図 4. 7 は、基本指針の概念図である。

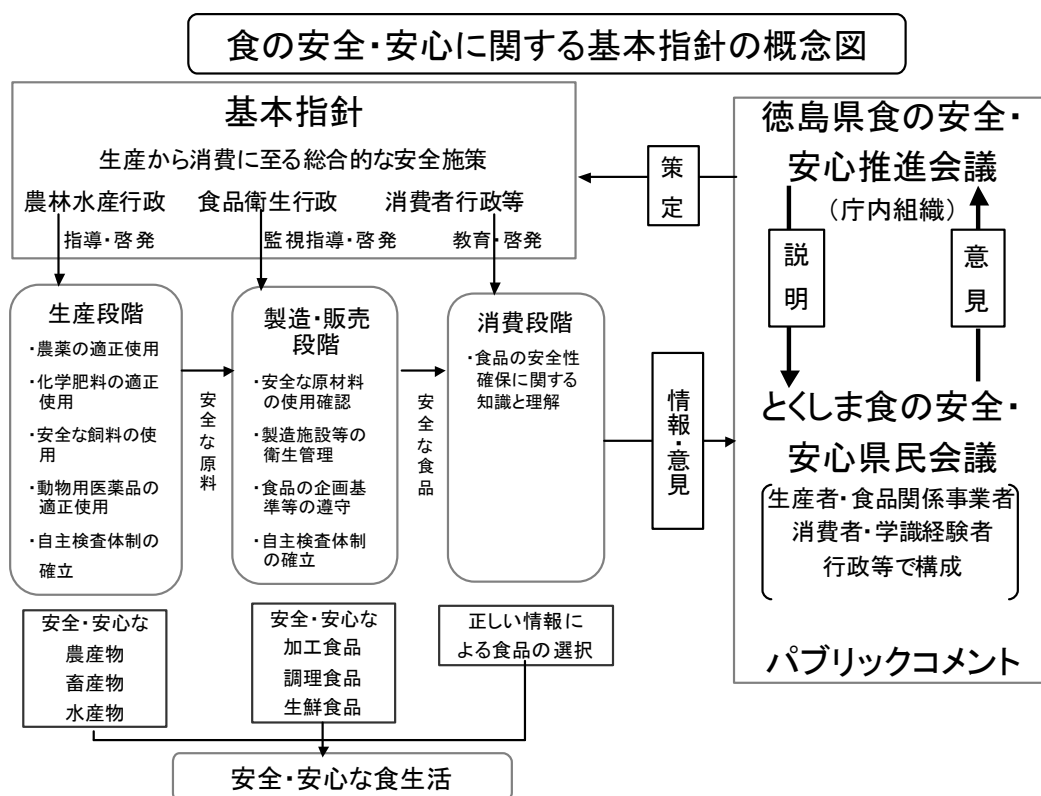


図 4. 7 徳島県 食の安全・安心に関する基本指針の概念図

出典：徳島県 食の安全・安心基本指針

そして、平成18年4月施行の「徳島県食の安全安心推進条例」が制定された。条例の施策の一つに、「②県民の意見を施策に反映させるための措置を講じます。」とある。また、上記の基本指針には、「2. 消費者、生産者、食品関係事業者、学識経験者、行政との協働による食の安全・安心の確保」とある。このように、リスクミに関連する記述はあるが、リスクコミュニケーションという直接的な言葉は使われていない。「リスクコミュニケーション」という記述は、基本目標4「安全・安心とくしま」の実現の中の、【重点施策4】「とくしま食の安全安心ブランドの推進」の推進方向の一つとして、「○消費者の健康保護を最優先に、消費者、生産者、食品関連事業者等、各分野にわたる県民の相互理解の促進（リスクコミュニケーション）などを通じて、生産から消費に至る一貫した食の安全・安心対策を進めます。」とある。リスクミは、施策の推進方向の一つに位置づけられている。

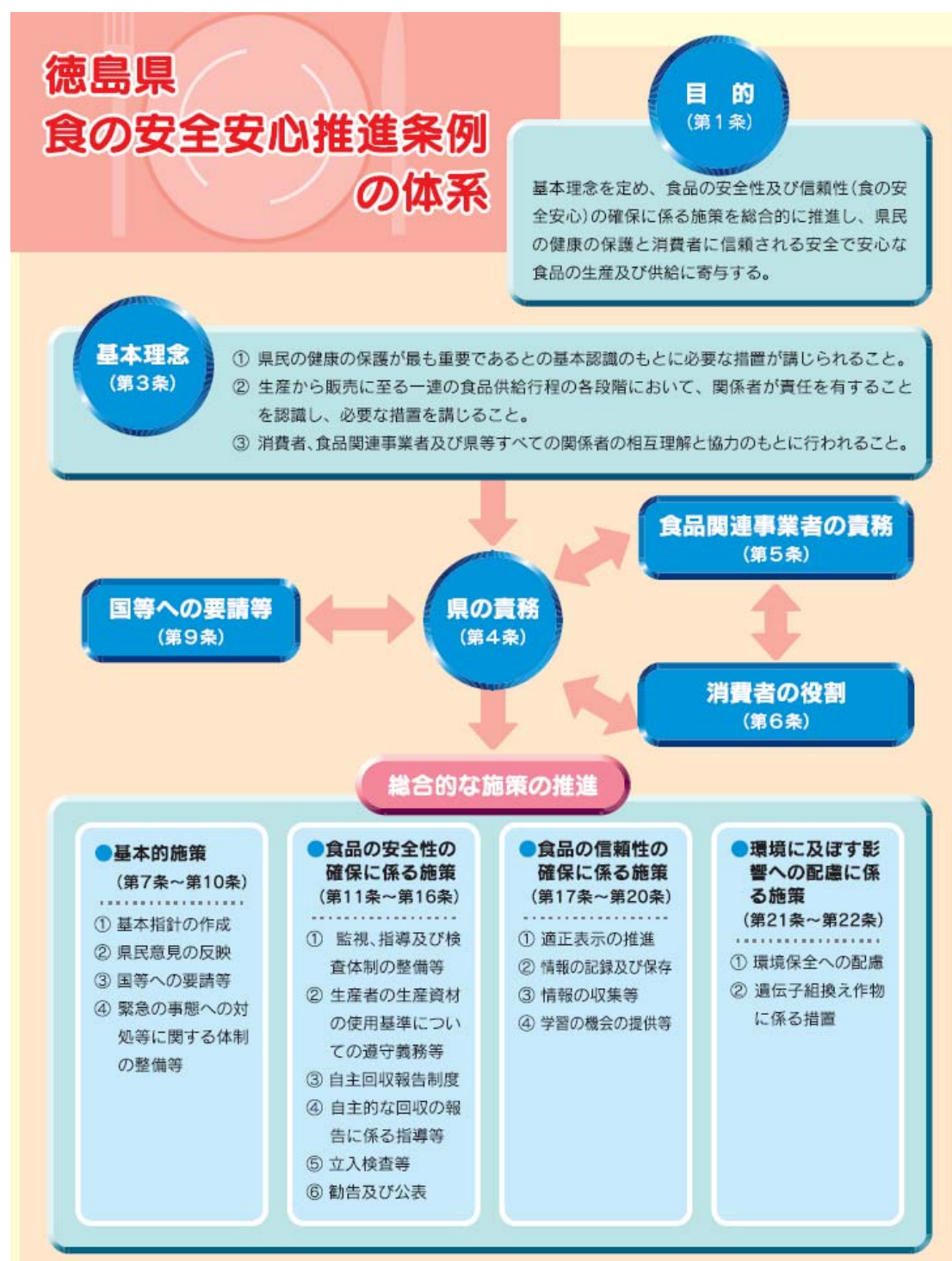


図4. 8 徳島県 食の安全・安心に関する基本指針の概念図
出典：「徳島県 食の安全・安心基本指針」

(8) 大分県

BSE、産地偽装等食の安全に関わる事件が相次ぎ、大分県は、食の安全性に対する信頼を確保し、安心して生活できる社会をつくるための対策を講じる必要があることから、平成17年3月「大分県食の安全・安心推進条例（平成17年大分県条例第19号）」（以下「条例」という。）を制定した。



図4. 9 大分県食の安全・安心推進条例の特徴

そして、「大分県食品安全行動計画（平成18年度～平成20年度）」が、平成18年に条例第7条の規定に基づき策定された。この計画は、平成17年10月に策定した長期総合計画「安心・活力・発展プラン2005」の「安心」戦略「安全・安心な暮らしの確立」を進めるため施策を計画的に推進することを目的としている。

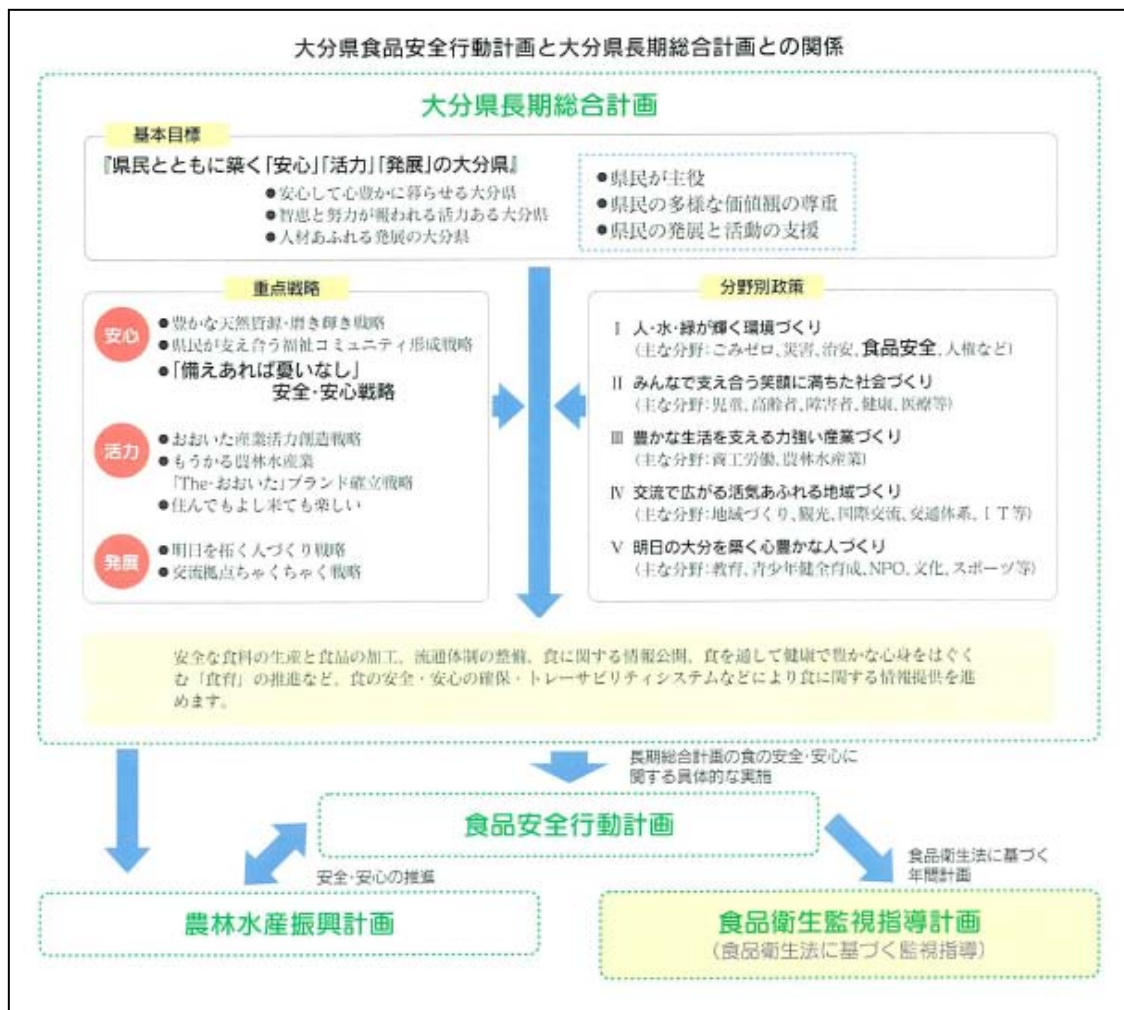


図 4. 10 大分県長期総合計画

出典：大分県食品安全行動計画

施策体系図は、図 4. 1 1 の通りである。リスクミは施策として位置づけられている。

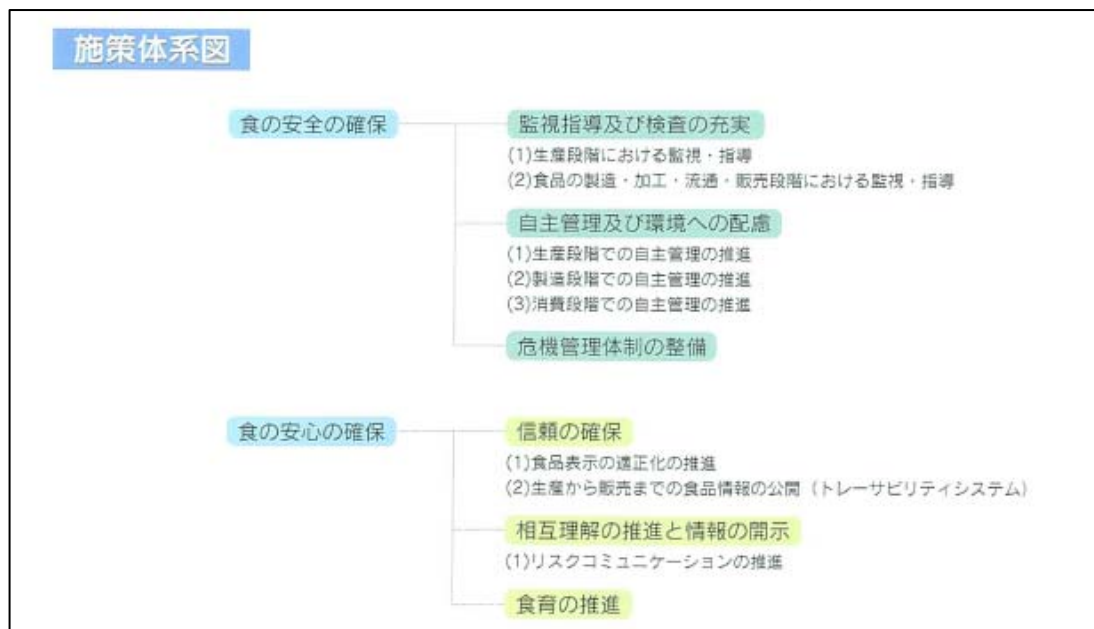


図 4. 1 1 大分県 施策体系図

第5章 リスキの取組みの現状

5. 1 リスキの具体的な取組みの概要

地方自治体では、具体的な食品のリスクの取組みとして、主に、講演形式の意見交換会、出前出張講座、小規模な利害関係者のディカッションの場など、規模別の意見交換会が開催されている。

また、地方自治体は、消費者の食品のリスクに関する科学的な理解を促進するため、ウェブサイトやパンフレット、リーフレットの情報コンテンツの開発を行っている。自治体によっては、住民の多くが情報に触れることができるよう、地元の情報誌に情報提供していることもある。このように、地方自治体は、利害関係者が一堂に集う双方向型リスクと、食品のリスクに関する科学的な情報提供を行う情報共有型リスクの取組みを実施している。いくつかの自治体は、クロスロードの手法を双方型リスクに導入し、関係者間の相互理解を深めている。

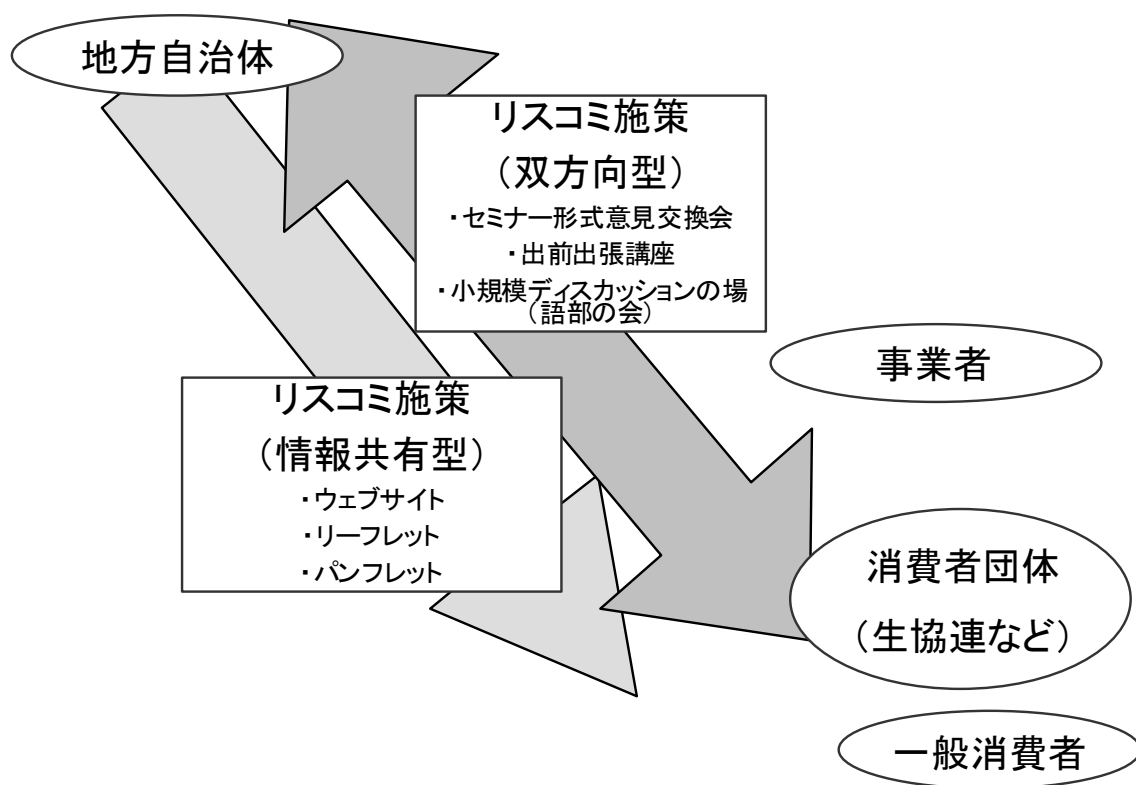


図 5. 1 地方自治体のリスクミ施策

5. 2 地方自治体の取組みの現状

(1) 秋田県

秋田県では、リスコミの具体的な施策の実施状況について、以下のような施策を展開している。

①「食品安全セミナー」

- ・年2回程度開催。
- ・テーマは、残留農薬ポジティブリスト、食品添加物、輸入食品、食品表示など。
- ・参加者は消費者、生産者、事業者、行政など（人数的には、消費者が多い）

②「地域懇談会」

- ・年5回程度開催。残留農薬などが主なテーマだが、参加者は年々増加している。
- ・テーマ選定は、8地方部の保健所・農林企画・総務企画が相談して独自に決めている。
- ・開催に先立ち、関係団体ほか、事業者、消費者団体などにダイレクトメールで事前に案内していることが功を奏している。

③「出前出張講座」

- ・県行政施策「出前出張講座」のメニューに平成16年度から「食品の安全・安心に関する」講座を開設し、実施している。平成18年度は、24回開催して、1,013名参加。
- ・食品安全推進班が対応、テーマは残留農薬など様々である。

④「語り部訪問」

- ・平成16年度から実施。平成18年度で9回、649名参加。
- ・他部局の会合（たとえば子育ての集まり）に押しかけて、短い時間でもプレゼンすることがある。
- ・「やどかり」と称して、事業者、大手流通業者、消費者団体など民間主催の各種会合において、食の安全への取り組みを簡単に紹介する試みも実施（年数回程度）している。できるだけ様々の機会をとらえて、リスコミ活動を日常的に行うことが大切であると思っている。

⑤保健所のリスクコミュニケーション活動

- ・県下8保健所で、事業者を対象として年間30－40回の衛生教育を実施している。

（２）栃木県

栃木県の具体的なリスクミの取組みは以下の通りである。

①情報の共有・相互理解の促進（条例第１１条）県民参加（条例第１３条）

事業者、消費者、行政が、相互理解、情報の共有を図るための事業が行われている。
具体的には、「食品安全ホームページ」、「とちぎ食品安全フォーラム」、「食品安全地域フォーラム」などである。更に、県民が幅広く主体的に関わることができるよう、県民参加の促進に関する必要な施策として、「パブリックコメント」、「食品安全相談」、「アンケート」等を実施している。

②情報提供と知識の啓発（一般県民・消費者向け）

○ホームページ

- ・食品安全情報に関する県民向けポータルサイト
- ・パンフレット・名刺等で周知する URL を統一
- ・報道等により話題となった食品安全情報のソースを迅速に掲載
- ・平均 20,000 アクセス/月

○県政広報メディア

- ・テレビ：30分番組・年2～3回、5分番組・年4～5回
制作・放送した番組を講座等で二次利用
- ・ラジオ：10分程度のトーク番組・年4～5回
- ・広報誌：全戸配布・年1回程度

○県政出前講座（1回/月ペース）

- ・『食の「安全」と「安心」』
 - ▼食品の安全に関する考え方の基礎知識の啓発
 - ▼H18年度3回、H19年度（～2月）8回
- ・『今日からできる食中毒』
 - ▼主に家庭向けの食中毒予防講座
 - ▼H19年度1回
- ・『食品の表示制度』
 - ▼JAS法を中心に食品表示の見方・使い方の啓発
 - ▼H18年度2回、H19年度（～2月）1回

③情報提供と知識の啓発（食品関連事業者向け）

○ホームページ

- ・「はじめての HACCP」：HACCP 手法による食品衛生管理の基礎知識啓発用冊子を PDF 化して公開

○県政出前講座・食品衛生指導員講習

- ・ゲーム「クロスロード」を活用したコンプライアンス/危機管理のシミュレーショントレーニング
- ・食品衛生講習会：H18年度130回
- ・食品表示適正化強化月間（8月・12月）
 - ・食品衛生法・JAS 法担当機関（保健福祉部・農政部・農政事務所・宇都宮市）による合同監視

○意見交換会（行政による開催）

- ・とちぎ食品安全フォーラム（H16年度～）
 - ▼全県対象の大規模意見交換会（年1回・300人程度）
 - ▼講演+パネルディスカッション
 - ▼食品安全委員会/宇都宮市と共催
- ・地域意見交換会（H16年度～）
 - ▼健康福祉センター（保健所）単位の小規模意見交換会（年2～3回・100人程度）
 - ▼講演+パネルディスカッション
 - ▼健康福祉センター・農業振興事務所の共催

○意見交換会（消費者団体等による開催）

- ・食の安全シンポジウム
 - ▼主催：とちぎ食の安全ネットワーク
（生協・地婦連等消費者団体とJA・事業者による連絡組織）
 - ▼栃木県共催
 - ▼パネルディスカッション：参加150名
- ・NPOと行政との意見交換会
 - ▼協働担当部局による開催
 - ▼リスクコミュニケーションの効果的な推進についてNPO等との協働の可能性を探るための意見交換会
 - ▼座談会形式：参加9団体14名

(3) 群馬県

群馬県のリスキの具体的な取組は下記の通りである。

- ・ 食品安全県民会議

「食品安全県民会議」は、消費者や生産者、学識経験者など様々な関係者から構成される会議で、食品の「安全の確保」、「安心の提供」に関する意見交換や県などへの提言を行うリスキの場である。年4回程度開催されている。

県民とともに、消費者も生産者も流通も、関係者が一緒になって「群馬県の食品は安全だ」と言うことのできるシステムを整備していくことを目的としている。

メンバーは、学識経験者（医学、獣医学、公衆衛生等）、生産者委員、加工・流通委員、消費者委員（うち公募委員6名）、マスキ委員、行政委員（県）から構成される。

- ・ 公開討論会（食品安全語部の会）

一つのテーマのもとに、専門家からの講演後に、参加者と意見交換を行うリスキコミュニケーションの場である。年3～4回開催されている。

これまでのテーマは、「食品安全」、「検証！BSE」、「遺伝子組換え食品の現状を学ぶ」などである。

- ・ 食品安全出前なんでも講座

食品安全から、健康、道路行政、県の歴史まで、500テーマ以上の講座メニューを用意、県民の「ご注文」に応じて、職員が出張講義をする。地域に密着したリスキを実施している。

- ・ 食の安全・安心県民ネットワークとの協働による「地域語部の会」等の開催

食の安全・安心県民ネットワークは、民間とのネットワークである。群馬県は、群馬県生活協同組合連合会と良好な関係をもち、そのパイプをこのネットワークに活かしている。食の安全・安心県民ネットワークと協働で、公開討論会（食品安全語部の会）を県内各地域で開催している。

- ・ 食の安全フェア等の開催

各種イベントの開催を実施している。

- ・ 食品表示ウォッチャーの育成

試買検査、疑義表示通報及びモニタリング調査、

- ・ 地元の情報誌への情報提供

ミニコミ「パリッシュ」や会報誌「プチホット」に食品安全情報を提供している。

- ・食品安全情報「クラス分類」¹の実施。

以上、群馬県では、有識者ベースの食品安全県民会議、関係者の意見交換会である食品安全語部の会の大規模、小規模のリスコミの場をつくり、群馬県内関係者とのリスコミを実施している。

(4) 東京都

東京都では、下記のリスコミの取組みを実施している。

①ホームページによる情報提供

ホームページによる情報提供（健康食品ナビ）

消費者の方へ

- **健康食品注意報**
- ▶ 新着情報
- ▶ 「医薬品成分」が検出された製品情報
- ▶ 注意喚起情報
- ▶ 健康食品を選ぶときに
- ▶ 健康食品を摂るときに
- ▶ 個人輸入に注意

事業者の方へ

- **お知らせ**
- ▶ 厚生労働省、シンフィズム(いわゆるコンフリー)及びこれを含む食品を取り扱う事業者の方に対し、製造・輸入・販売の自粛等を要請しました。(H16.6.14)
- ▶ 事業者向け講習会開催状況
- ▶ 平成16年度健康食品取扱事業者講習会の開催について
- ▶ 平成15年度の講習会資料はこちらからご覧ください。
- ▶ 健康食品取扱マニュアル
- ▶ 平成15年12月に改訂版が発売されています。
- ▶ 表示・広告違反事例(健康食品試食調査より)
- ▶ 成分本質の分類について(食薬区分リスト)

健康食品に關する主な法律の概要と相談先(事業者の方向け)

食品衛生法	薬事法	健康増進法
▶ 食品衛生法と健康食品	▶ 薬事法と健康食品	▶ 健康増進法と健康食品
▶ 都内相談先	▶ 都内相談先	▶ 都内相談先

JAS法	景品表示法	特定商取引法
▶ JAS法と健康食品	▶ 景品表示法と健康食品	▶ 特定商取引法と健康食品
▶ 都内相談先	▶ 都内相談先	▶ 都内相談先

**消費者向け
お知らせ**

**事業者向け
お知らせ**

**事業者向け
法令解説**

<http://www.fukushi.hoken.metro.tokyo.jp/anzen/supply/index.html>

¹当該情報に係る食品等の摂取又は使用等によりもたらされる健康被害の程度に応じて、「3つのクラス」に分類

② 定期刊行物による情報提供

定期刊行物による情報提供(くらしの健康)

Web版

冊子版

東京都は、情報提供には、都民の目線に立った、より具体的で分かりやすい情報提供が必要であると認識している。例えば、「鶏肉とカンピロバクターの正しい理解」については、「カンピロバクター食中毒の増加」や「鶏肉への過度の不安を回避」といった都民を不安に導き、対処の方法が分からないような情報提供ではなく、「食中毒防止が可能であることの理解」を促す情報提供を行うことを試みている。

③パンフレットによる情報提供

パンフレット

カンピロバクター食中毒を防ぐためには、鶏肉をどのくらい加熱すればいいのでしょうか？

焼き鳥、肉団子、鶏の唐揚げなど、焼く、煮る、揚げなどの調理をする場合には、肉の中心部の色がピンク（生の肉の色）から、白く変わるぐらいまで加熱すれば、カンピロバクターは死んでしまいます。料理別に注意事項を紹介します。

唐揚げでは？

高い温度で揚げると表面ばかり色がついてしまいます。中まで火が通るように、油の温度に気をつけましょう。

冷蔵状態から加熱した場合と冷凍したものを加熱した場合では、外側の見た目が同じでも、中心の火の通り具合がかなり違います。冷凍のものは、低い温度からじっくりあげるようにしてください。



冷蔵から唐揚げ (160℃から180℃：3分)

中心がかなり生

冷凍からすぐ唐揚げ (160℃から180℃：4分)

バーベキューでは？

じっくり焼いて、中まで火が通ったことを確認してから食べましょう。

屋外で行ったバーベキューや鉄板焼きで、生やけの肉を食べて食中毒になったという事例もあります。冷蔵してあった肉を焼く場合でも、中心部まで十分温度が上がるには15分程度の時間はかかるようです。冷凍の場合は、特に時間がかかります。



まだ赤い

冷凍ものは時間がかります。

冷凍も肉 (20分加熱)

なべや焼肉は？

カンピロバクター食中毒は、少しの菌でも発生することがあるため、なべや焼肉などの時は、次のような注意が必要です。

○肉や野菜は十分加熱して食べる

まだ生 OK

中心が少しピンク 中まで色が変化

カンピロバクター(+) カンピロバクター(-)

○肉と野菜は別の皿に準備する。

○生肉を扱う場合は、専用の箸（はし）かトングを使用し、生肉に触れた箸（はし）などで食事をしない。



電子レンジ調理では？

電子レンジの説明書などには、加熱時間の目安が書かれています。

例 (500Wの電子レンジ)

ささみ1本につき1分

ささみ5本で3～4分

だいたいこの目安に沿って加熱すれば肉に火が通るようです。ただ、ささみの大きさによって火の通りが違ってくるので、肉にピンク色が残っている場合には、もう少し加熱してください。



ささみ1本/50秒/600W

加熱したもの外観の差 (左から「小」、「中」、「大」)

④ホームページによる情報提供

ホームページ

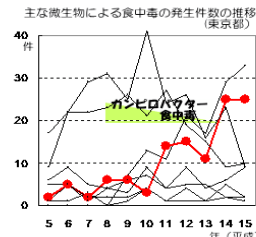
カンピロバクター食中毒 - Microsoft Internet Explorer の提供元: TAIMS

アドレス http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/anzen/nyouka/campylo/index.html

食品衛生の窓 東京都食品安全情報評価委員会

知って防ごう！カンピロバクター食中毒

主な微生物による食中毒の発生件数の推移 (東京都)



年 (平成)

カンピロバクター食中毒って知ってる？

一口に食中毒といっても、その原因は、細菌やウイルス、動植物などいろいろとあります。それぞれ違う特徴をもっており、食中毒を予防するためのポイントも異なります。

近年、カンピロバクターという細菌を原因とする食中毒が多く発生しています。この食中毒は、みなさんが調理や食事のときにちょっとした注意をすることによって防ぐことができます。調理をする方も食べる方も、カンピロバクターの特徴を知ることによって、食中毒防止のポイントをおさえ、おいしく食事をとりましょう。

食中毒防止の第1歩は、カンピロバクターという菌を良く知ることです。クイズ形式で楽しみながら、カンピロバクターの特徴をつかみましょう。

▶ カンピロバクターのより詳しい説明(Q&A)

▶ 生レバーによるカンピロバクター食中毒予防Q&A(厚生労働省)

▶ カンピロバクター食中毒の予防(東京都)

飲食店へ

小さなお子さん

調理実習を指導する

都民の関心の高い食の安全に関するテーマを中心に、都民、事業者、行政担当者が一堂に会して、情報・意見交換を実施している。

⑥食の安全調査隊（新たな試み）

公募都民38名で構成される「食の安全調査隊」を結成した。隊長は、順天堂大学医学部 公衆衛生学教室の堀口逸子氏である。食の安全調査隊の狙いは、

- ・自分と他者の考えの違いに「気づく」
- ・何をテーマに意見交換するのかを「考える」
- ・意見交換を行うための「必要な情報を得る」
- ・調査隊員は、より多くの人の考えを「反映させる」

である。

第一回「食の安全調査隊」グループ活動が平成19年12月に開催された。第一回グループ活動では、「あなたが、食の安全で、気になることは何ですか?」という友人、知人へのインタビューを実施した。そして、119件のインタビュー結果から、グループテーマが選定された。

第二回グループ活動は、平成20年1月に開催された。第一回で選定されたグループテーマから、1班「輸入食品の安全性」、2班「中国からの輸入品」、3班「食品偽装」、4班「食品添加物の安全性」の4班に分かれ、グループごとに意見交換を行った。そして、その結果がグループごとに発表され、調査隊テーマとして「輸入食品の安全性」が決定された。平成19年度「食の安全都民フォーラム」で以上の「食の安全都民フォーラム」の活動が報告された。

東京都は、上記の様々なリスクミの取組みを実施している。とりわけ、関係者との活発な意見交換を行うという、いわゆるリスクミとしての具体的な取組みは、「食の安全都民フォーラム」の他に、「食品安全ネットフォーラム」や「食薬eマガジン」といったネットコミュニティにおける関係者との意見交換の場を創出している。

（５）三重県

三重県は、平成15年以降、県民運動を実施してきた。消費者、事業者、行政の連携・協働による「食の安全・安心確保」対策が重要である。経年的にみて、大きな変化はない。継続した取組みが重要である。当初参加団体は17団体であったが、現在は120を超える（事業者、消費者団体など）。フォーラムは意見交換会も含む。基調講演後に意見交換会を行う。

表 5. 1 食の安全・安心県民運動

(事業名：みんなで学び、考え、取り組む食の安全・安心県民運動推進事業、食の安全・安心地域力向上事業)

◆平成15年度 ・フォーラム等の開催 ・「食の安全・安心取組強化月間」の設定(11月) ・「食の安全・安心座談会」の開催(5～10月、5回) ・有志の消費者団体、事業者団体で構成される「食の安全・安心環境づくり会議」の開催(平成16年1月～平成17年年度5月)
◆平成16年度 ・地域での食の安全・安心フォーラムの開催(3カ所) ・食の安全・安心取組強化月間 ・キャラクター、キャッチフレーズの決定 ・ワークシート等による子どもへの啓発 ・イベント手引き書の作成 ・家庭版チェックリストの作成 ・啓発グッズの作成
◆平成17年度 ・地域での食の安全・安心フォーラムの開催(4カ所) ・食の安全・安心取組強化月間 ・ネット上での意見交換(E・ひろば)開設 ・食の安全・安心情報交流(メルマガ月2回、情報紙月1回発行) ・ワークシート等による子どもたちへの啓発 ・ミニ交流会の開催(10カ所) ・地域リーダー養成講座の開催(四日市、津、伊勢) ・食の安全・安心確保への取組に関する検討会議の開催
◆平成18年度 ・食の安全・安心フォーラムの開催(四日市) ・食の安全・安心取組強化月間 ・食の安全・安心ミニ情報協力店制度(スーパーのチラシ等への掲載) ・ネット上での意見交換(E・ひろば) ・食の安全・安心情報交流(メルマガ月2回、情報紙月1回発行) ・ミニ交流会の開催(9回、うち3回は三重県農林水産支援センターと共催) ・地域リーダー養成講座の開催(鈴鹿、伊賀、大台) ・地域リーダー協働連携事業(2グループに委託) ・地域リーダーフォローアップ研修(全体1回、各地域8回) ・検討会議の開催
◆平成19年度 ・食の安全・安心フォーラムの開催 ・食の安全・安心取組強化月間 ・食の安全・安心ミニ情報協力店制度 ・ネット上での意見交換(E・ひろば) ・携帯電話サイトによる情報提供 ・食の安全・安心情報交流(メルマガ月2回、情報紙月1回発行) ・消費者・事業者によるミニ交流会の開催 ・地域リーダー協働連携事業 ・地域ネットワーク会議

(続き)

- ・市町との協働連携事業（小中学生を対象とした啓発資料作成、食の環境セミナー、食の探索体験教室、食のワイワイミーティング、地域人材養成講座、食の適正表示推進者養成講座、地域人材等協働連携事業等）

三重県では、食育が今年の重点事業になっている。その中に、食品安全安心地域力向上という事業がある。その中で三本柱を立てている。①食育（食の安全・安心）環境づくりの推進、②リスクコミュニケーション推進、③人材の育成と活用、の三つである。

食育全体の事業は4年計画であるが、2年間ずつモデル地域を設定して進めていく。19年度、20年度は、四日市、津、尾鷲をモデル地域（3地域で県の人口の3分の一を占める）としている。うまくいかない場合には、もう一年追加する方向で考えている。21年度、22年度は、伊賀、いなべをモデル地域とする。19年度実施した結果、いきなり実施するのは難しいことが分かり、伊賀、いなべ地域についてはプレイベントを開催し、準備期間を設けることにした。

リスクミ推進の具体的な内容は、下記の通りである。

- ・地域ネットワーク会議（各地域を繋ぐ会議）
- ・地域リーダー等連絡
- ・食の環境セミナー（一時間講義（松永和紀氏餃子の話）の後、一時間意見交換）
- ・食の探索体験教室（小麦畑→精製工場→パン製作→試食）（キャベツ畑収穫→カットティング工場見学と、実際のカットティング体験→スーパーのお総菜作りの行程見学→キャベツを持ち帰る）
- ・「食のワイワイミーティング」（津市在住の消費者、生産者、事業者、行政関係者が集まり、食品表示制度に関して意見交換）

（6）滋賀県

滋賀県のリスクミの具体的な取組みは以下の通りである。

①「食の安全シンポジウム」

- ・近畿農政局などの支援をえて、年1回程度開催。
- ・これまでにとりあげたテーマは、食中毒予防、表示問題、不良食品など。
- ・残留農薬の問題は、農政部門で対応。

②出前講座

- ・食肉衛生検査所が、消費者・事業者を対象に実施している。

③講師リスト

- ・県下の講師25名ほどをリストアップし、ホームページにも掲載している。

（７）徳島県

徳島県のリスキミの取組みは、すだちの農薬の事件を契機とする。農林水産部の管轄の問題であったが、県のブランドの問題でもあり、農林水産部の問題に留まらない。横の連携が必要とのことから、食の安全安心室が設置され、リスク管理上リスクコミュニケーションを実施することになった。

問題となった事案について、県民からの意見も吸い上げなければならない。そのために、県民や学識経験者を集め「とくしま食の安全・安心県民会議」を設置している。県民会議は、リスクコミュニケーション活動の一つであると考えられる。

他には「見て知って納得講座」「食の安全・安心キッズカレッジ」等、単独の事業の中で、消費者や事業者との意見交換を行うなどリスクコミュニケーションの手法を盛り込んでいる。

徳島県の食の安全・安心企画員室の具体的な業務は、下記の①～④である。

- ①「食の安全・安心」に関して、県、消費者、生産者等相互の意見交換や情報交換の推進（リスクコミュニケーション）
- ②総合的な情報システムの効率的運用
 - ・HP「食の安全・安心情報ページ」
 - ・食の安全・安心情報メール
- ③食の安全・安心に関する総合相談窓口
 - ・食の安全・安心110番
- ④「食の安全・安心」に関する危機管理、緊急事態への的確な対応

（８）大分県

大分県の具体的なリスキミの実施状況については、以下の通りである。

- ・食の安全・安心意見交換会
- ・大分県食品安全推進県民会議
- ・大分県食育推進会議
- ・食の安心ウォッチャー
- ・食の安全子ども教室
- ・食の緊急情報の発信

（保健所での衛生講義）

有効と思われるリスキミ施策は、食の安全・安心意見交換会等。生産・流通・消費に携わる関係者が一同に会して行われるリスクコミュニケーションである。その理由は、食の安心は、食の安全が確保される上で、県民の一人一人にその内容が理解されること、特に関係者の相互理解を深めることが重要と考えており、関係者による情報の共有、意見の交換の場が欠かせないためである。また、実施後のアンケートでもこのような機会をもっと作って欲しいといった要望がある。

5. 3 啓発素材開発の現状

本章では、地方自治体における啓発素材開発の現状を概観する。地方自治体は、クロスロードやDVDなど国が提供する啓発素材の活用、ならびに独自にパンフレットやQ&Aなどコンテンツ開発を行うなど様々なリスク啓発素材開発に取り組んでいる。下記には、各自治体がどのような啓発素材を開発しているのか、既存の啓発素材をどのように活用しているのか、更に今後の課題について述べる。

(1) 独自開発啓発素材

地方自治体は、厚生労働省や農林水産省からのリスク管理情報ならびに、食品安全委員会のリスク評価情報に基づいて、パンフレットやリーフレット、ウェブサイト・コンテンツを策定している。地方自治体によっては、国や他の都道府県には無い啓発素材を開発している。例えば、群馬県の「食品表示ハンドブック」や三重県の「みえの食品安全・安心表示ガイドライン」生菓子編、「イベントのための食の安全・安心手引き書」、「食の安全・安心 家庭版チェックリスト」などがある。下記に概要を記す。

ア. 群馬県の独自開発啓発素材

食品表示は、一般の消費者には複雑で分かりにくいいため、群馬県は、平成15年に、市販食品の実際のラベルを使用し食品表示を分かりやすく解説した「食品表示ハンドブック」を作成し、全国的に高い評価を得た。その後、この群馬県版をもとに平成17年に、全国食品安全自治ネットワーク2食品表示ハンドブック作成委員会により、改正された内容を新たに加えた全国食品安全自治ネットワーク版が発行された。その他、消費者への理解促進のための啓発素材として「ちょっと気になる農薬のはなし」「食に関する記事読みこなしガイド」を発行している。

イ. 三重県の独自開発啓発素材

三重県は、平成20年2月「みえの食品安全・安心表示ガイドライン」生菓子編を作成した。赤福の事件が契機になった。ガイドライン作成のために、庁内リソース不足等の問題はない。しかし、作成内容が正しいかどうかを確認するのに、複数の関係機関に問い合わせをする必要があり、そのための時間を要した。

他に、他県にない啓発素材として、「イベントのための食の安全・安心手引き書」がある。更に「食の安全・安心 家庭版チェックリスト」も作成した。三重県独自の食品安全のキャラクター「こころ（女の子）とまもる（男の子）」もつくった。キャラクターの作者は県の職員である。「バイちゃん」というばい菌のキャラクターもつくっている。

ウ．徳島県の独自開発啓発素材

徳島県は、「食の安全・安心 Q&A」を作成した。回答は生産者に依頼した。この Q&A の特徴は、生産者の思いも加えてもらった点にある。例えば、農薬の問題の場合、生産者も農薬をできるだけ使用したくないが、コストを抑えた害虫対策に農薬は欠かせないことを述べてもらっている。徳島県は、これまで行政が作成した Q&A は、一般の人々から読まれていないと認識し、一般の人々から読まれる、平易に面白い内容を心がけ作成したという。

現在、徳島県は、小さな子どもを対象とした食育の啓発素材の開発「スゴロクの Q&A」を作成している。

（２） 食品安全委員会の啓発素材の活用

食品安全委員会が提供するリスクミ啓発素材の自治体による評価について下記に記す。

ア．クロスロード

クロスロードを高く評価する自治体と、リスクミ手法として評価の低い自治体とがあった。評価の高い自治体は、クロスロードを利害関係者間の相互理解に活用している。いずれも、ファシリテーターの運営指導を受けて実践している自治体である。他方、クロスロードの評価の低い自治体は、クロスロードの運営指導を受けていない、或いは習得にかなりの回数を要することに抵抗感のある自治体である。更に、クロスロードは利害関係者の相互理解に有効であるが、科学的な理解を得るには不向きであるという指摘や、専門知識のない人が集まって実践すると論点が発散し、効果が得られないという指摘もある。以上から、クロスロードの実践には、運営面でのノウハウと目的を理解することが重要であるといえよう。

インタビュー調査対象自治体の中で、唯一大分県が食品安全委員会の DVD（「遺伝子組換え食品って何?」「気になる農薬」）等を、消費者を対象とした講習会に活用している。学識経験者などの外部委員会のメンバーで、生産現場の見学会を行った際、往復のバスの中で DVD を見るなど活用しているという。

（３） 課題

ある自治体は、独自に啓発素材を開発したくても、その予算が確保できないと述べていた。可能な限り、既存の啓発素材を国、地方自治体で共有化していきたいという意向である。安全性評価に関連した啓発素材であれば、食品安全委員会に各自治体の啓発素材が集まり、共有化されることが望まれる。現在、群馬県が事務局を担当する、全国食品安全自治ネットワークが、自治体の開発した啓発素材の共有化、有効活用の役割を担っている。

5. 4 リスコミの地域特性

インタビュー調査結果から、地域のリスコミはその地域の特性を反映していることが明らかになった。下記には、地域特性とリスコミとの関係について述べる。

（１）生産品とリスコミ

地方自治体の食品のリスコミは、その地域の特産品、生産品との関係が深い。食品安全に取り組む契機になったのも、食品安全の問題や事件が地域内で生じたことが背景にある場合も多い。最大の消費地東京都を除いては、インタビュー対象自体は生産県であり、リスコミの取組みは、地域ブランドを守ることにも繋がることを指摘している。ただし大分県は、地元の特産品や生産品との繋がりでのリスコミは行っていない。

リスコミのテーマやイベントの企画内容についても、地元の生産品と関連するコンテンツが、参加者からの評価が高いという。例えば、三重県の、親子の参加を目的とした食の探索体験教室は、地元の小麦畑から見学が始まり、精製工場、パン製作、そして試食という生産から食卓までの流れを体験するコンテンツになっている。

（２）消費県のリスコミ

最大の消費地である東京都のリスコミの取組みは、生産県のリスコミとは異なる。第一に、地域内に消費者団体の本拠地があるために、消費者の声が直接行政に投げられる。このため、東京都は、民意を反映した施策を早期に展開した経緯がある。

第二には、規模が大きいことや特別区との差別化の観点から、リスコミ施策は、都民全体を対象とするウェブコンテンツやパンフレット、リーフレットによる情報提供を主体としている。しかし、都民から公募した参加者を対象とする、食の安全調査隊など新しいリスコミの取組にも積極的である。

表 5. 2 調査対象地方自治体の地域特性

（秋田県）

- ・消費者の健康とあわせて、食の産業振興を重視している（生産県としての位置づけ）（「食の安全・安心条例」に明記）
- ・県下では、「県北」は比内地鶏、「中央」は海産物、「県南」は漬物・山菜などが特産品であり、地域特性を反映したテーマ設定でリスクミを行っている。

（栃木県）

- ・生産県である。県内のコミュニティは、事業者、生産者、消費者（婦人会、生活学校、食生活改善推進学会など）であり、消費者団体は存在しないため、東京都との連携などを通して意見交換会が実施できると良い。

（群馬県）

- ・生産県である。生産から消費に至る食品の安全性を確保する。

（東京都）

- ・最大の消費地である。このため、消費者団体からの食品安全に関する要望が直接申し入れられる。

（三重県）

- ・リスクミの取組みは、基本的に地元の生産品に関連したコンテンツになる。地元で生産される野菜（キャベツなど）、魚介類（養殖魚）をテーマにして、関係者が集まって催しを行う。

（徳島県）

- ・県のブランドである「すだち」や「ワカメ」に対する安全安心確保の取組みに真摯である。

（滋賀県）

- ・特産品は、近江牛、近江米。生産県であるが、人口増加県でもある（京阪のベッドタウンとして）

（大分県）

- ・大分県では、県産品との関係のリスクミは実施していない。リスクミは県内の人を対象とするもので、県外の人向けのものではないためである。

第6章 リスクコミュニケーター養成の現状と課題

6. 1 リスクコミュニケーター養成の取組みの概要

地方自治体のリスク活動の担い手として、国や地方自治体は、行政や事業者と一般消費者とを繋ぎ、コミュニケーションを図るリスクコミュニケーターの活躍に期待している。しかし、リスクコミュニケーターがどのような人であるのかは、自治体それぞれ試行錯誤し検討しているのが実情である。ある自治体は、一般消費者からリスクコミュニケーターを選定して成功しなかったという。また、ある自治体では、地域をリードする一般消費者がリスクコミュニケーターを担うことで食品のリスクコミが活性化されているという。最初から、リスクコミュニケーターは、食品衛生監視員など県職員か栄養士といった専門知識をもつ人を対象としている自治体もある。インタビュー対象自治体の多くは、後者の専門知識をもつ人々を対象としてリスクコミュニケーター養成を実施していくと回答している。

このようなリスクコミュニケーターの捉え方の違いには地域性も影響している。小規模で地域住民の顔が見えるような自治体では、地域住民を対象とした自発的な活動の育成を支援している。また、地域における組織や人の役割も限定しており、その役割を超えた活動を住民が行うのが難しい自治体もある。地域性を活かしたリスクコミュニケーターの養成が必要とされる。しかし、一般には、県職員や関連組織の専門家がリスクコミュニケーターの対象となる傾向にある。

リスクコミュニケーターの要件としては、講座や活動をリードするスキルがあげられる。食品安全委員会が開催するリスクコミュニケーター養成講座は地方自治体から高く評価され、今後の継続が要望されている。

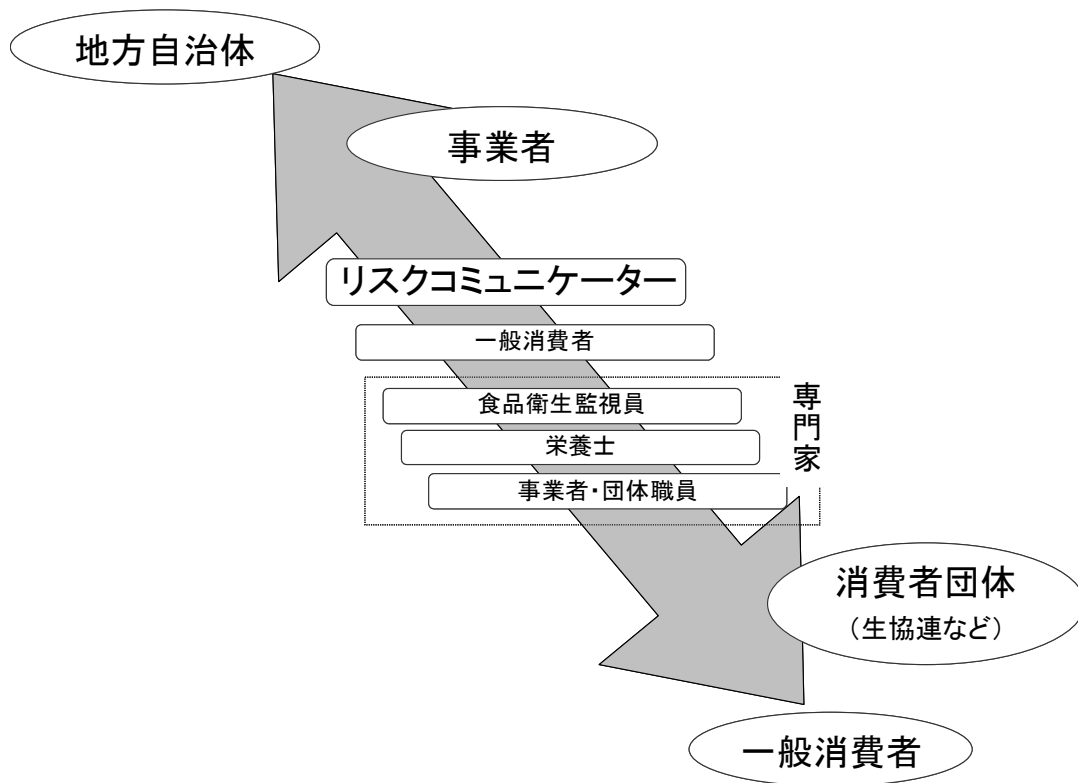


図 6. 1 地方自治体におけるリスクコミュニケーターの捉え方

6. 2 地方自治体の取組み

地方自治体のリスクコミュニケーター養成の現状と課題について、インタビュー結果に基づき下記に記す。

(1) 秋田県

内閣府食品安全委員会の指導で、平成 18 年度、19 年度とリスクコミュニケーター育成事業を実施している。平成 18 年度の「地域の指導者育成講座」には、消費者・事業者・行政職員など 50 名が参加。順天堂大学の堀口氏による「演習」（「クロスロード」を含む）は、参加者の評判がよかった。

平成 19 年度は、前年の受講者から 30 名が参加して神戸市役所職員の指導で「リスクコミュニケーター育成講座」を実施。ファシリテータ養成をめざして、カード利用によるテーマ投票や意見集約などによるリスクコミュニケーション手法習得のための演習が行われた。おおむね好評ではあったが、このような手法になれていない一部の消費者代表からは、手法が難しすぎるという反応もあった。

食品安全委員会からの支援による事業をうけて、今後は、地域懇談会などにおいて具体的なテーマに則して、県主導で手法を展開してゆくことが必要である。

（２）栃木県

栃木県は、食品安全委員会の講座から基本的なノウハウを得ることができ有意義であると評価している。今後の継続も要望している。自治体職員は、３年から５年に１回異動する。国の定期的な研修は、県職員のリスクミを推進するレベルの維持にも必要である。食品安全委員会の負担が大きい場合には、地域で研修を実施するのではなく、中央（東京や大阪など）で開催するのでも問題はない。今後の講座内容については、ファシリテーター対象のベンチマークになる講座を希望する。

人材育成対象者は、県庁職員（食品衛生監視員、職農教育職員、生協など消費者団体、消費者）である。人材育成のプログラムとしては、ワークショップの手法やゲーム的な手法（クロスロードはツールの一つ）などが考えられる。

（３）群馬県

群馬県は、食の安全安心推進サポーターを一般消費者から登録している。しかし、リスクコミュニケーションには、一定以上の専門知識が必要である。このため、今後、食品に長く携わってきた行政ＯＢや関係者の中から、適切な人材を登録するリスクコミュニケーション人材バンクの創設なども予定している。

（４）東京都

食品衛生監視員など職員の業務上の知識を活かして、一般消費者とを繋ぐ人材育成を行う。人材育成には、外部専門家にも協力を養成する。

食品安全委員会主催の養成プログラムは今後も継続して欲しい。リスク分析に関して、より専門的な講義であっても良いという意見をもっている。

（５）三重県

三重県は、平成１７年から地域リーダーを養成している。地域リーダーは地域で食品安全のコミュニケーションとして活躍してもらう人である。現在２７８名が登録されている。地域リーダーに登録するには、二日間の講座を受けてもらう。二日とも受講してもらった人のみ登録できる。講座の講師は県職員である。

三重県には、農林商工部の地域事務所が８カ所ある。各地域ごとに地域リーダー会議を開催している。地域ごとに温度差はあるが、各地域で活動してもらっている。

伊賀、名張の地域の活動が盛んである。名張には、食育に関心のある、積極的な人が二名ほどいる。三重県は、場所は提供しても、会議の日程や進行については、地域リーダーの方々に全て決めてもらう。地域リーダーの方々に、今後は自主的に進めていただきたいと伝えると、リーダーの方々はとても混乱するが、その混乱の中から、何をやっていくのかを自分たちで決めてくるようになる。自分たちのリソース（お料理教室主宰、生産者）を話し合い、活動内容を決める。活動の背景には、地域活動面で住民同士仲の良い地域で

あるという地域性もある。このように、地域リーダーを育成するには、暖かく見守りながら、育む姿勢が必要である。うまくいっていない地域は、積極的な人はいても周りの人がついてこない。気持ちばかりが空回りしてうまくいかないといった悪循環にある。

三重県は、地域リーダーに対して、県が主催する啓発活動には必ず参加することを条件にしている。月1回発行の情報紙が三重県にはある。地域リーダーは、その情報誌を必ず話をしながら手渡すことを義務づけている。地域リーダーの養成後は、地域リーダーの発言や活動の機会の提供が必要となる。

食品安全委員会から平成18年度は「指導者育成講座」、平成19年度は「リスクコミュニケーション養成講座」が提供された。どちらも大変評判が良かったという。参加にあたって、30名を超える応募があった。三重県は、講座の継続を要望している。今後の講座内容については、食の安全安心の中からテーマ設定を行い、自分たちで会議進行する中で、アドバイスを受けるような実践的な講座の開催を要望している。

（６）滋賀県

内閣府食品安全委員会の指導で、平成19年度とリスクコミュニケーション養成事業を実施した。行政担当者・食品事業者など70名が参加し、講座に対する評判はよかった。食品安全委員会事務局によるクロスロードゲームなど有意義であった。しかし、クロスロードを食品のリスクで行う目的が参加者に明確にされていない。食のリスクの科学的理解目的にはクロスロードは適切であるとはいえず、他の手法の検討も望まれる。

（７）徳島県

徳島県は、リスクコミュニケーション養成も食品安全委員会の協力を得て実施している。講座参加者にも一部活動を担ってもらっている。一般の消費者だけでなく、量販店、事業者も含む。食の見て知って納得講座（2回実施。予算無し）は、消費者を対象に食肉処理場などの見学とリスクコミュニケーションを行う。その進行をリスクコミュニケーションに担当してもらう。

リスクコミュニケーションの適任者は、企画員室に選定される。一人は、大塚食品の社員である。このように、ある程度専門性を持っている人が選定されている。リスクコミュニケーションの選定に県民の自主性を尊重するとしても、徳島県の場合、地域組織の地域に根付く役割がある。県民は、その役割を無視して、自分が手をあげることは難しい。行政の方から決めうちすることも一つの手法であり、根回しも必要となる。

（８）大分県

大分県は、内閣府食品安全委員会と共催で平成18年度に「食の安全性に関する地域の

指導者育成講座」を、平成１９年度に「リスクコミュニケーター育成講座」を実施した。

平成２０年度から「地域リスクコミュニケーション推進員育成」事業の実施を予定している。課題は、有効な研修会の実施方法（プログラムの内容、講師の選定等）である。特に講師の選定は食品安全委員会からの支援を期待する。

6. 3 課題

地方自治体は、リスクコミュニケーター養成に力を注いでいるが、リスクコミュニケーターの要件や育成方法については、試行錯誤し取組んでいるのが実態である。しかし、試行錯誤の中で、リスクコミュニケーターの要件には、専門的な知識をもつことが必要であることが、リスクミ施策に取組む地方自治体関係者に認識されてきた。リスクコミュニケーターには、食品衛生監視員や栄養士、食品関連事業者・団体の職員が候補にあげられる。育成方法についても、食品安全委員会のリスクコミュニケーター養成講座が一つの標準として評価されている。リスクコミュニケーターは、自治体や事業者、消費者とを繋ぐコミュニケーションスキルが必要である。食品安全委員会の講座は、コミュニケーションスキルに役立つ内容であると認識されている。しかし、科学的な理解を促進するスキルについては、不十分であるという意見がある。科学的な情報をいかに分かりやすく伝えていくかというコミュニケーションスキルが今後の課題である。

更に、自治体がリスクコミュニケーターを今後育成していくにあたっての問題点は、自治体職員の異動で、リスクコミュニケーター養成のノウハウが途絶えてしまうことである。このことは、リスクコミュニケーター養成のみならず、リスクミ施策全体に及ぶ。リスクコミュニケーター養成ならびにリスクミ施策を前進させるためにも、食品安全委員会からの定期的な研修の継続は不可欠であると考えられる。

第7章 海外事例

7. 1 カナダの事例

カナダ食品検査庁 広報部長 サンドラ・ラヴィーン (Ms.Sandra Lavigne) 氏を国際ワークショップに招聘し、カナダの国と地方とのリスクコミュニケーションの連携、役割分担についてヒアリングを行った。

概要は下記の通りである。

- ・三層構造：連邦政府—州政府—準州政府
 - 情報内容の統一
- ・カナダ連邦政府の州政府との協力体制
 - 鳥インフルエンザの事例
- ・緊急時対応の課題
 - 連邦は都市を中心に対処 地方の時差の問題を考慮していない
- ・バイオセキュリティのコミュニケーション作成
- ・小規模自治体にコミュニケーションツールキットを提供
- ・連邦と地方自治体との協力プロトコル
 - ニンジンジュースのボツリヌス菌混入事件
- ・地方メディアの重要性
 - 害虫（カミキリムシ）駆除対策（森林保護）
- ・インターネットによるキャンペーン、テレビ報道の活用
- ・様々なステークホルダーとの協力関係もとに、様々な情報メディアを活用。可能性のある機会を逃さずコミュニケーション
- ・三層の行政の協力体制が実現

【日本における地域のリスクミのあり方に示唆されること】

- ・情報内容は国と地域では、日本では統一されていない。カナダのように、有る程度統一を図ることも検討される必要はある。

プレゼンテーション内容は、以下の通りである。

Canadian Food Inspection Agency Agence canadienne d'inspection des aliments

Canadian Food Inspection Agency カナダ食品検査庁



Our vision:
To excel as a science-based regulator, trusted and respected by Canadians and the international community.

Our mission:
Dedicated to safeguarding food, animals and plants, which enhances the health and well-being of Canada's people, environment and economy.

**リスクコミュニケーションにおける
地方自治体ならびに州・準州政府との
協力**

Canada

Canadian Food Inspection Agency Agence canadienne d'inspection des aliments

Canadian Food Inspection Agency



Our vision:
To excel as a science-based regulator, trusted and respected by Canadians and the international community.

Our mission:
Dedicated to safeguarding food, animals and plants, which enhances the health and well-being of Canada's people, environment and economy.

**Risk Communication Support
for Municipal and
Provincial/Territorial
Governments**

Canada

プレゼンテーション概略

- カナダの国の概要ならびに3段階の政府からなる行政制度の紹介
- 州・準州・地方自治体(市町村)政府の役割
- 地方自治体との協力における困難性と好機
- カナダの食品安全制度
- 地方自治体との協力
 - 食品安全
 - ツヤハダゴマダラカミキリ

Canada

3

Overview

- Introduction to Canada and the three levels of government
- Role of provincial/territorial and municipal governments
- Challenges and opportunities of working with municipalities
- Canada's food safety system
- Working with municipalities:
 - food safety
 - Asian long-horned beetle

Canada

4

カナダの一般情報

- 国土総面積: 9,984,670平方キロ
- 世界第二の国土面積
- 人口: 31,612,897
- 10の州と3つの準州
- 3,700の地方自治体

出所: 2006年カナダ国勢調査

Canadian Food Inspection Agency
Agence canadienne d'inspection des aliments

Canada

5

Introduction to Canada

- Total land area: 9 984 670 square kilometres
- Second largest country in the world
- Population: 31 612 897
- 10 provinces and 3 territories
- 3 700 municipalities

Source: 2006 Census of Canada

Canadian Food Inspection Agency
Agence canadienne d'inspection des aliments

Canada

6

3段階の政府

- 連邦政府 — 国家レベルの問題を管轄
 - 国防
 - 貿易・商業の規制
 - 全国的な保健衛生政策
- 州・準州政府 — 地域の問題を管轄
 - 教育
 - ハイウェイ
 - 保健医療: 政策策定と実施
 - 地方自治体を管轄
- 地方自治体政府 — コミュニティー・サービスを管轄
 - 公共交通
 - 公衆衛生 (役割は自治体によって異なる)
 - 廃棄物処理

Canadian Food Inspection Agency
Agence canadienne d'inspection des aliments

Canada

7

Three Levels of Government

- Federal government is responsible for national issues
 - national defence
 - regulation of trade and commerce
 - national health policy
- Provincial/territorial government is responsible for local issues
 - education
 - highways
 - Healthcare: policy/delivery
 - Responsible for municipalities
- Municipal government responsible for community services
 - public transportation
 - public health (role varies)
 - waste disposal

Canadian Food Inspection Agency
Agence canadienne d'inspection des aliments

Canada

8

カナダ連邦政府の州政府との協力体制

- 密接な関係を維持する様々な関わり
 - 財政支援
 - 連邦・州・準州間の会合を頻繁に開催
 - 各地域に配置された連邦政府職員のネットワーク
 - 政策課題に関する協議・諮問
 - 共同イニシアティブに関する共同コミュニケーション
 - 危機管理の間の共同意思決定
 - 多くの問題に関して業務を規定するプロトコルの整備
- 例:
- 外来動物疾病緊急支援 (FADES)
 - 食品媒介感染症発生対応プロトコル (FIORP)
 - 人獣共通感染症発生対応プロトコル (ZIORP)

Government of Canada Working With Provinces

- Close relationship through:
 - Financial support
 - Frequent federal/provincial/territorial meetings
 - Regional network of federal officers
 - Consultations on policy issues
 - Joint communications on shared initiatives
 - Joint decision making during crisis management
 - Established protocols to govern action on many issues, e.g.,
 - Foreign Animal Disease Emergency Support (FADES)
 - Foodborne Illness Outbreak Response Protocol (FIORP)
 - Zoonotic Illness Outbreak Response Protocol (ZIORP)

州との協力 例 – 鳥インフルエンザ (AI)

- 外来動物疾病緊急支援 (FADES) 計画
 - 外来動物疾病が発生した場合における、連邦および州・準州の機関の緊急協力体制とそれぞれの役割を示す。
 - 連邦・州・準州政府ならびに利害関係者の間の協議により策定。
 - 各州・準州別の計画
 - カナダ国内で地域により存在する立法組織・権限の相違を反映

Working With Provinces – Example – Avian Influenza (AI)

- Foreign Animal Disease Emergency Support (FADES) plans
 - Outlines the emergency coordination arrangements and roles of federal and provincial/territorial organizations in the event of a foreign animal disease outbreak
 - Developed through federal, provincial/territorial and stakeholder consultations
 - Plan for each province
 - Reflects varied legislative authorities present across Canada

州との協力 – 鳥インフルエンザ(続き)

- 次のような各種業務に関して、具体的役割、責任、緊急対応手順を規定
 - 危機コミュニケーション
 - 試験所業務
 - 感染した動物の殺処分と死体処理
 - 公共衛生と食品安全



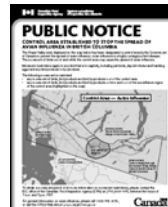
Working With Provinces – AI (continued)

- Outlines specific roles, responsibilities and emergency procedures for activities such as:
 - crisis communications
 - laboratory services
 - destruction and disposal of infected animals
 - public health and food safety



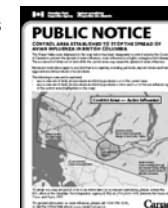
州との協力 – 鳥インフルエンザ(続き)

- 結果
 - 発生への対応を、影響を受けた州・準州と調整・協力
 - FADES(外来動物疾病緊急支援)計画に基づき業務を分担
 - すべてのコミュニケーションは州・準州と共同実施
 - 平時に行程を予行練習



Working With Provinces – AI (continued)

- Results:
 - Any outbreak response is co-ordinated with affected province
 - Work tasks are divided according to FADES plan
 - All communications are joint with provinces
 - Exercise the process in quiet times



州との協力 – 鳥インフルエンザ(続き)

- 鳥インフルエンザ予行練習の例 — 2006年にオンタリオ州トロントで「突発性変化」予行練習
 - 鳥インフルエンザ大量発生緊急対応準備予行練習
- 連邦と州・準州の鳥インフルエンザに関するコミュニケーション手法の試験・開発を行う機会



Working With Provinces – AI (continued)

- Example of AI exercise - “Sudden Shift” Exercise in Toronto, Ontario (2006)
 - Avian influenza pandemic emergency preparedness exercise
- Opportunity to test and develop federal, provincial/territorial avian influenza communications



州との協力 – 鳥インフルエンザ(続き)

- 予行練習の目的
 - カナダ食品検査制度実施グループのメンバー間の共同緊急対応準備体制を拡充すること
 - 連邦、州・準州、地方自治体政府の食品検査規制機関の代表
 - カナダ食品検査制度実施グループは、1994年に発表されたカナダ食品検査制度の青写真を確実に実践するために設立
 - 人間の感染症大量発生につながる鳥インフルエンザ発生への対応に関して、参加者が役割と責任の予行練習と検証を行うためのフォーラムを提供すること

Working With Provinces – AI (continued)

- Goals of the exercise:
 - To enhance joint emergency preparedness among Canadian Food Inspection System Implementation Group (CFISIG) members
 - Representatives of federal, provincial/territorial and municipal government food inspection regulatory agencies
 - CFISIG was established to ensure implementation of the 1994 Blueprint for the Canadian Food Inspection System
 - Provide a forum in which participants can practise/examine their roles and responsibilities in dealing with an avian influenza outbreak that becomes a human pandemic

州との協力 – 鳥インフルエンザ(続き)

- 予行練習の結果
 - 対応体制の問題と欠けている点を特定
 - 地元・地方のメディアに関する固有のニーズと連邦政府が広報に利用している全国的メディア機関との差異を認識
 - バイオセキュリティのコミュニケーションを作成・伝達する必要性
 - (鳥インフルエンザの情報普及講座を現在開催中)
 - 対応準備体制を全面的に試験するために、すべてのレベルの政府を巻き込んだ全面予行練習の実施を推奨

Working With Provinces – AI (continued)

- Outcome of the exercise
 - Identified issues and gaps in response system
 - Recognition of local and regional unique media needs vs national media corps utilized by federal govt. communications
 - Need to produce and distribute bio-security communications
 - (AI awareness sessions now being conducted)
 - Recommended a full-scale exercise be conducted involving all levels of govt. to fully test response

地方自治体の概要

- 人口 10万人以上の地方自治体(市町村)は25
- 人口100万人超の大都市圏は6つ
 - トロント
 - オタワ – ガティノ
 - モントリオール
 - バンクーバー
 - カルガリー
 - エドモントン
- 国民の半数近くが三大都市圏に居住
 - モントリオール
 - バンクーバー
 - トロントと周辺地域

Municipal Overview

- 25 cities with a population over 100,000
- 6 metropolitan areas with more than 1 million people
 - Toronto
 - Ottawa – Gatineau
 - Montréal
 - Vancouver
 - Calgary
 - Edmonton
- Nearly half of Canadians live in the 3 largest urban areas:
 - Montréal
 - Vancouver
 - Toronto and surrounding area

地方自治体政府の役割

- 地方自治体政府は、州・準州法によって設置
- 州・準州レベルで確立された法律、規則、政策を執行
- 市や町を統治

Role of Municipal Governments

- Municipal governments are created by provincial/territorial legislation
- Enforce legislation, regulations and policies established at provincial/territorial level
- Govern cities and towns

カナダ連邦政府の地方自治体支援

- 独立体としての支援
- 地方自治体への財政支援
- コミュニティー・イニシアティブへの資金手当
 - 草の根の資金手当
 - 地方自治体の活動を補佐する「コミュニケーション・ツールキット」提供
- 緊急事態対応のための協力（共同責任）
- 連邦・州・準州・地方自治体の情報を同じホームページで提供
- 地方自治体レベルの組織との密接なつながり
- 連邦政府の運輸・社会資本・地域社会大臣

Government of Canada Supporting Municipalities

- Arms length
- Economic support to municipalities
- Financing community initiatives
 - grass roots funding
 - provide "communications toolkits" to assist municipal activities
- Working together to respond to urgent situations (shared jurisdictions)
- Distribution of federal, provincial/territorial and municipal information at a common site
- Close links with municipal associations
- Federal Minister of Transport, Infrastructure and Communities

地方自治体との協力における困難性

- 3つの政府レベルが関連する業務
 - 密接で情報が行き届いたネットワークを維持することの困難性
 - 複数の官僚制度を通して情報の流れを調整する難しさ
 - 州・準州の管轄を尊重
- 資金手当のバランス
 - 地方自治体政府は問題に対応するために必要な資金や能力を有していない可能性もあり
 - 財政基盤は固定資産税
- 多様性に富む地方自治体の事情
 - 情報を発信するメディアが存在する中心部からの地理的距離
 - 地域による微妙な感情を認識
 - 広大な国土の中に、地理的な多様性と民族・文化的な差異が存在
 - ほとんどの地方自治体の人口は少数

Challenges of Working With Municipalities

- Working through three levels of government
 - Difficulty in maintaining close, well-informed network
 - Co-ordinating information flow through multiple bureaucracies
 - Respecting provincial/territorial responsibilities
- Funding balance
 - Local governments may not have the funds or capacity available to address issues
 - Funding base dependant on property taxes
- Diverse municipal realities
 - Geographical distance from centres where major media outlets exist
 - Recognize local sensitivities
 - Geographical diversity, ethnicity and cultural differences across a vast country
 - Most municipalities are small in population

地方自治体政府との協力から生まれる好機

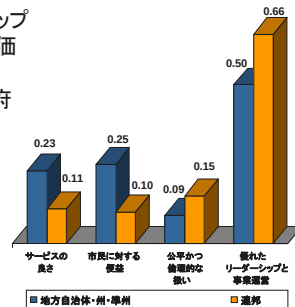
- 地域に配置されているカナダ食品検査庁 (CFIA) 職員と地元政府職員ならびにメディアとの間にすでに確立されている関係を基に協力態勢を発展
- カナダ食品検査庁は多くのコミュニティに「窓口」を置き目に見える存在 (全国156ヶ所の事務所)
- 公衆衛生コミュニティとのつながり
- カナダ地方自治体連合 (FCM) 等との協力

Opportunities in Working with Municipal Governments

- Build on relationships already established between CFIA staff in the regions and local officials and media
- CFIA has a “storefront” presence in many communities (156 offices nation-wide)
- Links to public health community
- Work with associations such as Federation of Canadian Municipalities

好機: 信頼感 – 連邦政府と地方自治体・州・準州政府

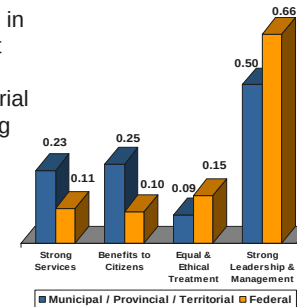
- 連邦政府は、リーダーシップと事業運営でより高い評価
- 地方自治体・州・準州政府は、サービスの良さと市民にもたらす便益についてより高い評価



出所: Citizens First 4, The Institute for Citizen-Centred Service, 2005年

Opportunities: Confidence, Federal Versus Municipal/Provincial/Territorial

- Federal government leads in leadership & management
- Municipal/provincial/territorial government leads in strong services & benefits to citizens



Source: Citizens First 4, The Institute for Citizen-Centred Service, 2005

食品安全に関する政府の役割と責任

- 食品安全は、連邦、州・準州、地方自治体といった、すべてのレベルの政府が分担する責任
- 食品医薬品法が連邦の食品安全制度全般を統括
- 連邦政府は、州境を超えておよび国際的に販売されている製品の食品安全基準を設定し、規制制度を運営
 - カナダ保健省: 食品安全性政策と基準・規格を確立
 - カナダ食品検査庁 (CFIA): 連邦政府の検査・執行事業を実施
 - カナダ公衆衛生庁: 食品を媒介とする感染症発生に関する窓口

Government Roles and Responsibilities for Food Safety

- Food safety is a shared responsibility among all levels of government – federal, provincial/territorial and municipal
- The *Food and Drugs Act* is the umbrella for the federal food safety system
- The federal government sets food safety standards for products sold inter-provincially and internationally and administers regulations
 - Health Canada: establishes food safety policies and standards
 - The Canadian Food Inspection Agency (CFIA): delivers federal inspection and enforcement services
 - The Public Health Agency of Canada: first contact for a foodborne illness outbreak

食品安全に関する政府の役割と責任(続き)

- 州・準州政府は、管轄行政区域内の食品小売業者・サービス業者の規制と食品関係施設に関する要求事項の管理を実施
- 地方自治体の役割は、州・準州レベルで策定・承認された基準の執行に限定。大規模な地方自治体は、より多くの責任を担うこともある。
 - 例: レストラン、病院、長期療養施設の食品サービス業務検査
- 食品流通制度は全国規模
 - 食品安全性の問題は、範囲・影響の上で全国的なものであることが多い
 - 食品の全国的なリコールを行う権限は、連邦政府が有する

Government Roles and Responsibilities for Food Safety (continued)

- Provincial/territorial governments regulate food retailers and services and requirements for food premises within their jurisdiction
- Role of municipalities is limited to enforcing standards that have been developed or approved at the provincial/territorial level. Larger municipalities may assume greater responsibilities
 - e.g. inspection of food services at restaurants, hospitals and long-term care homes
- Food distribution system national
 - Food safety issues tend to be national in reach and impact
 - Power to recall food nationally rests with the federal government

食品安全に関する政府の役割と責任(続き)

- すべてのレベルの政府の行動指針となるのは「食品媒介疾患発生対応プロトコル」(Foodborne Illness Outbreak Response Protocol)
 - 行政区域横断的な対応を確保
 - 指針となる原則と実践手順
 - 州・準州政府と地方自治体政府職員は、担当行政区域内の疾患の調査を実施
 - カナダ食品検査庁への支援要請はいつでも可能

Government Roles and Responsibilities for Food Safety (continued)

- Actions by all levels of government guided by the: **Foodborne Illness Outbreak Response Protocol (FIORP)**
 - ensures a multi-jurisdictional response
 - guiding principles and operating procedures
 - Provinces/territories and local officials investigate illnesses that occur within their boundaries
 - the CFIA can be requested to assist at any point

食品安全に関する政府の役割と責任(続き)

- 同プロトコルは対応手順の概要を規定
 - 疾病発生中の情報共有のための難題
 - 一般市民とのコミュニケーションの指針
 - コミュニケーション主導権は、担当するレベルの政府がもつ
 - 例: 発生状況がひとつのコミュニティ内に限定されている場合は、地方自治体政府が主導
 - パートナー間の調整・協力
 - 様々なシナリオに対応する主要メッセージを提供
 - その他のコミュニケーション活動とプロセスの概要
 - www.hc-sc.gc.ca/ed-ud/respond/food-aliment/index_e.html

Government Roles and Responsibilities for Food Safety (continued)

- The protocol outlines process
 - template for sharing information during outbreaks
 - guidelines for communication with the public
 - communication leads rest with responsible level of government (e.g. if a situation is contained within a community, the municipality is the lead)
 - coordination among partners)
 - key messages for various scenarios provided
 - other communications activities and processes outlined
 - www.hc-sc.gc.ca/ed-ud/respond/food-aliment/index_e.html

地方自治体との協力: 食品安全

- 2006年、ニンジンジュースにボツリヌス菌混入
 - 連邦政府が該当製品をリコール
 - 小規模のスペシャルティ小売り店で販売されている「健康」製品: 特定・除去が困難
 - トロント市が市内の全店舗に向けて職員を派遣し、リコール対象製品の有無を調査
- 地元メディアの重要性
 - 成人の74%がコミュニティ新聞を読んでいるのに対し
日刊新聞を読んでいるのは57%
 - 成人の29%は地元のコミュニティ新聞のみを読んでおり、日刊新聞への
広告掲載では情報伝達不可

Working with municipalities: Food Safety

- Botulism in carrot juice, 2006
 - federal government recalled the products
 - “healthy” product sold in small specialty stores: difficult to reach
 - City of Toronto provided staff to help check all stores in Toronto for the recalled product
- Importance of local media
 - 74% of adults read community newspapers compared to
57% who read daily newspapers
 - 29% of adults read only their community paper and cannot be reached
with advertising in daily newspapers

地方自治体との協力: ツヤハダゴマダラカミキリ(ALHB)

- 原産地: アジア
- 害虫として影響を与える樹種: メープル、ポプラ、ヤナギ、ニレ、カバ、スズカケノキ、エノキ、トチノキ、ネムノキ、ナナカマド



Working with municipalities: Asian Long-Horned Beetle

- Asian long-horned beetle (ALHB) native to Asia
- A pest of maple, poplar, willow, elm, birch, sycamore, hackberry and horse chestnut, silk tree and mountain ash



ツヤハダゴマダラカミキリ(ALHB)問題の背景

- トロント地域で2003年に市民の通報により発見
- 輸送用の木製梱包材によってカナダに到来した可能性大
- 広報活動: 継続的に実施
 - 公示
 - 一般向け情報普及講習会
 - フリーダイヤルの問合せ電話



ALHB Background

- Discovered in Toronto region in 2003 by a citizen report
- Likely introduced into Canada through wood packaging materials used in shipping
- Communications activities: ongoing
 - public notices
 - public information sessions
 - toll-free phone number



ALHBに関するコミュニケーション: 目的

- 撲滅活動に資するため、ALHBに関する一般の意識向上
- 影響を受けているコミュニティと、相互に敬意をもち信頼性の高い関係を構築
- 複雑な科学的情報を、分かりやすく、簡略化
- ALHB関連パートナーとの関係構築



ALHB Communications: Objectives

- Generate public awareness of the ALHB to help with eradication efforts
- Build respectful and trusting relationships with affected communities
- Demystify and simplify complex scientific information
- Build relationships with ALHB partners



ALHBに関するコミュニケーション: 困難性

- ALHBに関する一般の意識・認知度向上
- 情報の複雑さ
 - 撲滅プログラム
 - 実施
 - 科学
 - コミュニケーション
- 情報伝達相手が多様
 - 民族
 - 経済状況
 - 教育状況
 - 言語



ALHB Communications: Challenges

- Generate public awareness of the ALHB
- Complex information
 - Eradication Program
 - operations
 - science
 - Communications
- Diverse target audiences
 - ethnicity
 - economic
 - education
 - language



ALHBに関するコミュニケーション: 困難性 (続き)

- 反対派による対抗方策
 - コミュニティーのウェブサイト
 - 誤情報
- コミュニティーの感情
 - 発言権
 - 政府に対する見方
 - 樹木除去
- 政治
 - 補償問題



ALHB Communications: Challenges (continued)

- Combative tactics
 - community website
 - Misinformation
- Emotions from communities
 - having a say
 - perception of government
 - tree removals
- Politics
 - compensation issues



ALHBに関するコミュニケーション: 困難性 (続き)

- 影響を受けている主な産業の非恒常的性質
 - 造園・樹木除去業
 - 季節的事业
- 予算
- 内部コミュニケーション: 現地作業員と意思決定者が有する情報の同一性を確保



ALHB Communications: Challenges (continued)

- Transient nature of key industries affected
 - landscape/tree removal trades
 - seasonal businesses
- Budget
- Internal communications: ensuring staff in field and decision makers have the same information



ALHBに関するコミュニケーション: 戦略

- 可能な限り多くの人々に対し、費用効率の高い方法で情報を伝達
 - 関連組織との連携関係を構築
 - 関連組織の助けを受け入れ
 - 貢献に対して感謝
 - プレゼンテーションの機会: コミュニティー組織、地方自治体職員など
 - 既存の媒体を活用
 - メディアとの強固な関係を構築
 - あらゆる機会を逃さない



ALHB Communications: Strategy

- Reach as many people as possible, in a cost-effective manner
 - building linkages with related organizations
 - accept their help
 - thank them for their contribution
 - presentation opportunities: community organizations, municipal officials, etc.
 - use existing materials
 - build strong relationships with media
 - seize opportunities



ALHBに関するコミュニケーション: 活動概要

- メディア行事
- プレゼンテーション
 - 業者・造園グループ
 - 別荘所有者協会
 - 園芸作物業者協会
- 別荘・造園関連の各種展示会
 - 「コテージライフ」
 - 「コテージフェスト」
 - 「ホーム&ガーデン」
 - 「カナダ・ブルームズ」
 - 「ランドスケープ・オンタリオ」



ALHB Communications: Summary of Activities

- Media events
- Presentations
 - trade/landscape groups
 - cottage associations
 - horticultural associations
- Trade shows
 - Cottage Life
 - Cottagefest
 - Home & Garden
 - Canada Blooms
 - Landscape Ontario



ALHBに関するコミュニケーション:実績

- ALHB撲滅計画のコミュニケーションは非常に優れた成功を達成
 - 成功要因
 - コミュニケーション媒体
 - スポークスマン
 - チームワーク重視の姿勢
 - 肯定的な視点で情報を提示
- 一般市民意識向上キャンペーン
 - 目を引く広報媒体・手法
 - 機会を逃さず活用:メディア、コミュニティグループ等
 - 公示
 - 様々な新聞・雑誌にALHB関連記事掲載
 - 事業者の参画(店舗に張り紙等掲示)

ALHB Communications: Successes

- Communications of the ALHB Eradication Plan has been extremely successful
 - success dependent on:
 - communications materials
 - spokespeople
 - team attitude
 - presenting information in a positive light
- Public Awareness Campaign
 - eye-catching communications materials
 - seizing opportunities: media, community groups, etc.
 - public notices
 - ALHB articles in various newspapers and magazines
 - businesses participated (signs in stores)

ALHBに関するコミュニケーション:実績(続き)

- 強固な提携関係を確立
 - トロント市
 - その他組織
- メディアとの関係
 - 好意的報道
 - バランスのとれた情報提供
- 成功をもたらした理由
 - 持続的な接触
 - 接近しやすいスポークスマン
 - 時宜を得た情報
 - 正確な情報

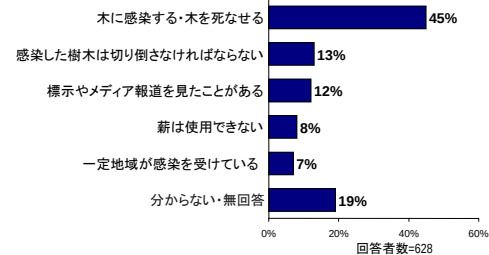
ALHB Communications – Successes (continued)

- Established strong partnerships
 - City of Toronto
 - other organizations
- Relationship with media
 - positive press
 - balanced coverage
- Why?
 - constant contact
 - approachable spokespeople
 - timely information
 - accurate information

ALHB関連アンケート結果

ツヤハダゴマダラカミキリの認知度

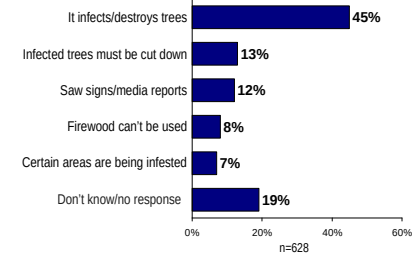
「ツヤハダゴマダラカミキリについて聞いたことがありますか」(自由回答)



ALHB Measured Results

Knowledge of the Asian long-horned beetle

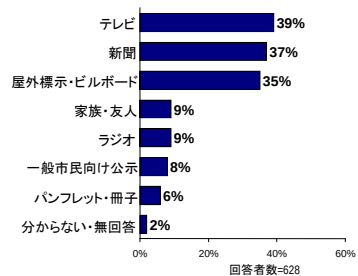
"What have you heard about the Asian long-horned beetle?"
[OPEN]



ALHB関連アンケート結果

ALHBに関する情報源

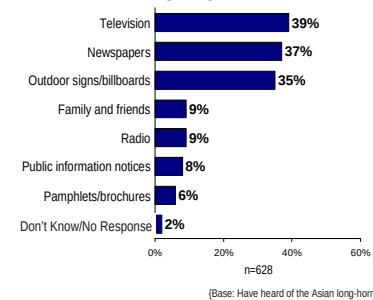
「ALHBについてどこで聞きましたか」(自由回答)



ALHB Measured Results

Sources of Information About the ALHB

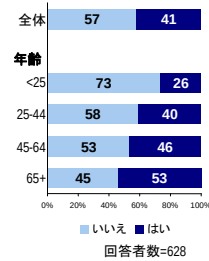
"Where did you hear about the Asian long-horned beetle?"
[OPEN]



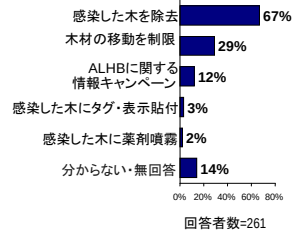
ALHB関連アンケート結果

ALHB生息域拡大の制御方策に関する認知度

「この害虫の拡大を制御するためにカナダ政府がとった方策についてご存知ですか」



（「はい」と答えた場合）「ALHB生息域拡大を制御するためにカナダ政府がとった方策を具体的に挙げることができますか」(自由回答)

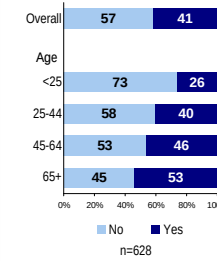


ALHB Measured Results

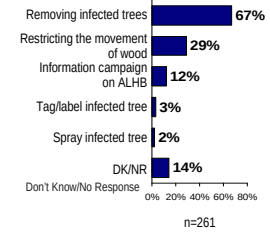
Awareness of Measures to Control Spread of ALHB

"Are you aware of measures the Government of Canada has taken to control the spread of this pest?"

Summary Statement:



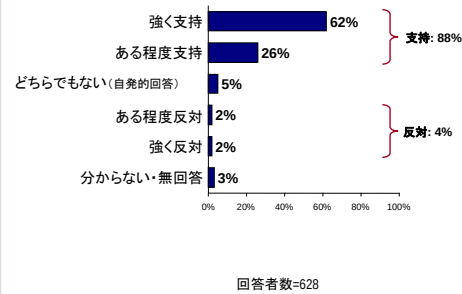
[If yes] "Can you name any of the measure the Government of Canada has taken to control the spread of the Asian long-horned beetle?" [Open]



ALHB関連アンケート結果

ALHBの生息域拡大制御のための方策に対する支持

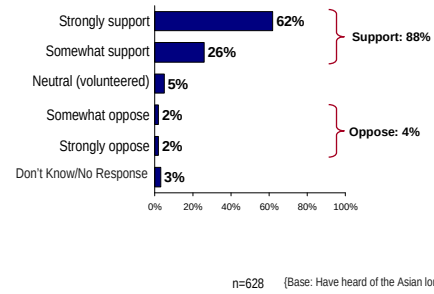
「ALHBの生息域拡大を制御するための方策について一般論として支持しますか、反対ですか」



ALHB Measured Results

Support for Measures to Control Spread of ALHB

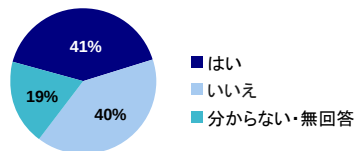
"Would you say that you generally support or oppose measures to control the spread of the Asian long-horned beetle?" [OPEN]



ALHB関連アンケート結果

情報普及の結果としての行動の変化

「この情報のために、木材移動に関して行動を変えましたか」

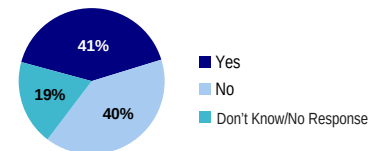


回答者数=129

ALHB Measured Results

Changing Behaviour as a Result of Information

"Have you changed your behaviour in terms of moving wood as a result of this information?"



n=129

(Base: Familiar with CFIA restrictions on firewood movement)

まとめ

- 地方自治体政府と連邦政府にとって、州・準州政府が初めの連絡先
- 連邦政府は州を通して地方自治体との情報共有を実施
- 地方自治体政府と協力する利点
 - 一般市民と接触し、地元の懸念事項を知ることが可能
 - 市民の安心感と信頼を確保
- 地方自治体と連邦政府の関係向上の必要性
 - 地域レベルの資源と能力の制約
 - 広大な地理的分散と民族・文化的多様性
 - 地方自治体の数の多さ
 - 地方自治体に対する州・準州政府の責任と権限を尊重する姿勢が不可欠

Summary

- Provincial/territorial governments are the first point of contact for municipal and federal governments
- Federal government relies on provinces to share information with municipalities
- Advantages to working with municipal governments
 - can reach the average person and know local concerns
 - have citizen confidence and trust
- Need to improve municipal-federal relations
 - hampered by resources and capacity at local level
 - vast geographical spread and ethno-cultural diversity
 - large number of municipalities
 - must be respectful of provincial/territorial responsibility for municipalities

Canada

7. 2 オランダの事例

オランダ食品・消費者・製品安全機関 コミュニケーション・情報部長、ヤン・メイヤー (Mr. Jan Meijer) 氏を国際ワークショップに招聘し、オランダ国内の国と地方とのリスクコミュニケーションの連携、役割分担、ならびに EFSA とオランダなど加盟国との関係についてヒアリングを行った。

概要は下記の通りである。

・EFSA と加盟国の役割

- EFSA: 食品安全に関する科学的アドバイス
(EFSA は日本の食品安全委員会に相当)
- 加盟国: リスク評価・法執行・リスクコミュニケーション
- リスク分析システムは加盟国によって異なる

・リスクコミュニケーションは文化

- EFSA と加盟国とのリスクコミュニケーションの違い
- GM: EFSA が人体に影響なし
オーストリアは抵抗
- ナノテクノロジー、アクリルアミド、農薬、着色料

【日本における地域のリスコミのあり方に示唆されること】

- ・EFSA と加盟国との関係は、ある意味、日本における国と地方自治体との関係に類似、参考になる側面をもつ。
- ・リスコミは文化である。欧州各国の文化的な要素を反映する。日本においても、地域の特性を活かしたリスコミが求められる。

プレゼンテーション内容は、以下の通りである。



voedsel en waren autoriteit

Risk communication in a european perspective: cooperation between EFSA and the member states

Jan Meijer (The Netherlands Food and Consumer Product Safety Authority)
Workshop on risk communication, Tokyo, 4-5 march 2008



voedsel en waren autoriteit

欧州の展望におけるリスクコミュニケーション: EFSAと加盟国との協力

Jan Meijer (The Netherlands Food and Consumer Product Safety Authority)
Workshop on risk communication, Tokyo, 4-5 march 2008



voedsel en waren autoriteit

Opinion 1:
Stick and carrot, that's the way to make a horse move

Opinion 2:
You can lead a horse to water, you can't make it drink

Risk communication Japan march 2008

3



voedsel en waren autoriteit

意見 1:
飴と鞭, それは馬を誘導する方法

意見 2:
馬を水飲み場に連れてゆくことはできるが、馬に水を飲ませることはできない。

Risk communication Japan march 2008

4

Risk communication in the Netherlands

- Mainly on national, and a little on local level
- Done by Food and Consumer Product Safety Authority and the Food Information Center on national level
- Also done by consumer associations, insurance companies, NGO's like Friends of the earth and publishers of magazines like Children or Pregnant
- Done by health services of municipalities, family doctors and midwives on local level

オランダにおけるリスクコミュニケーション

- 主として国家レベル、地域レベルは少ない
- 国家レベルでは、食品消費者製品安全機関と食品情報センターが実施
- 消費者団体や保険会社、地球の友のようなNGO、子ども、或いは妊婦向けの雑誌出版社にも実施される
- 地方レベルでは、地方自治体、家庭医、助産師に実施される

Case: Retail smoked fish

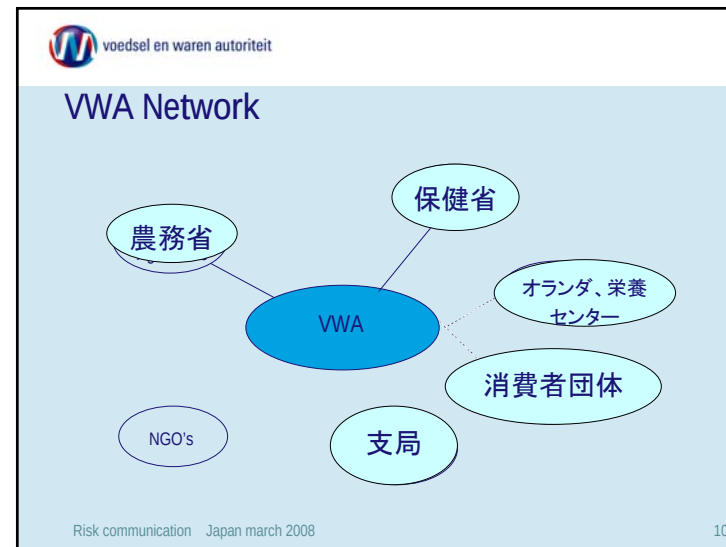
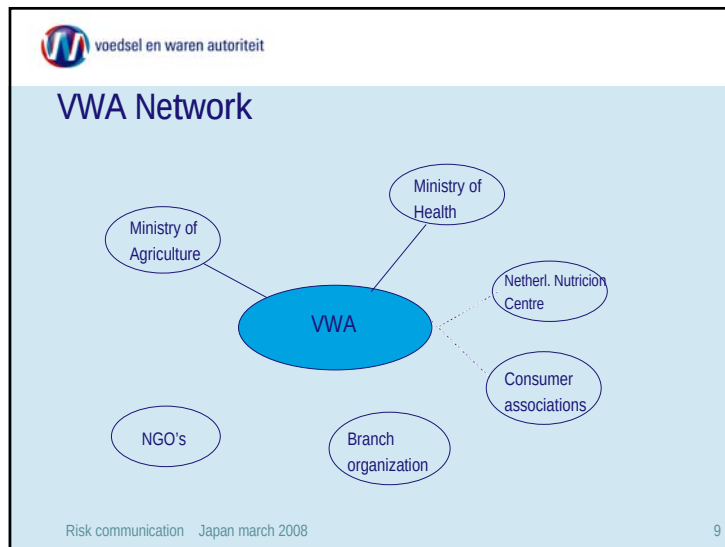


- In 2007, like in 2006, the VWA established that in 3% of all packed smoked fish in supermarkets there was too much Listeria. Pregnant women were advised not to eat unheated smoked fish.
- Pressrelease, but also a special message for family doctors and midwives.
- Within a few days on lots of internet sites for pregnant women there were warnings.

ケース: 市販の薫製魚



- 2006 年同様、2007年に、VWAは、スーパーマーケットの薫製魚の3%に、リステリアが多いと設定した。妊婦は、加熱していない薫製魚を食べないようにアドバイスされた。
- プレスリリース、家庭医と助産師への特別なメッセージでもある
- 2、3日の間に、多くのインターネットサイトに妊婦に向けて警告した



voedsel en waren autoriteit

Japan, the Netherlands and the EU

	Japan	The Netherlands	European Union
Km ²	377.873	41.526	4.324.782
Population	127,4 mln.	16,4 mln.	497,2 mln.
Administrative divisions	47 prefectures	11 provinces	27 member states
Languages	1	1	23

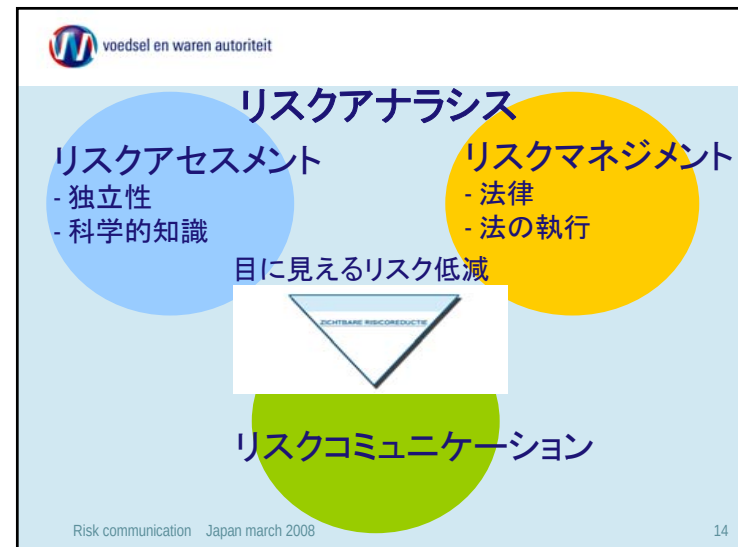
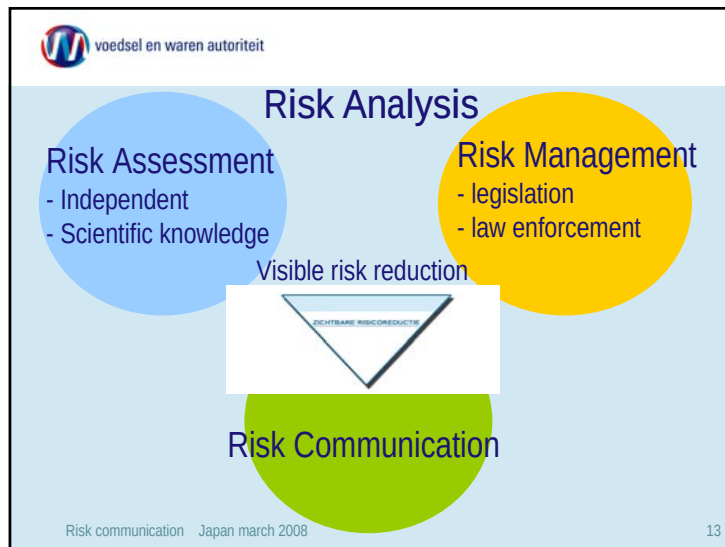
Risk communication Japan march 2008 11

voedsel en waren autoriteit

日本、オランダ、そしてEU

	Japan	The Netherlands	European Union
Km ²	377.873	41.526	4.324.782
Population	127,4 mln.	16,4 mln.	497,2 mln.
Administrative divisions	47 prefectures	11 provinces	27 member states
Languages	1	1	23

Risk communication Japan march 2008 12



voedsel en waren autoriteit

Risk analysis: the EU en the member states

	European Union	Member States
Risk assessment	30%	70%
Risk management	45%	55%
legislation	80%	20%
law enforcement	10%	90%
Risk communication	10%	90%

Risk communication Japan march 2008 15

voedsel en waren autoriteit

リスクアナリシス: EUと加盟国

	European Union	Member States
Risk assessment	30%	70%
Risk management	45%	55%
legislation	80%	20%
law enforcement	10%	90%
Risk communication	10%	90%

Risk communication Japan march 2008 16

EFSA and the VWA



EFSA mission (EC/178/2000):

- Scientific advice concerning food safety
- Communication on risks.

VWA responsibilities:

- Identical, but includes law enforcement
- Focal point

欧州食品安全機関(EFSA)とVWA

EFSA mission (EC/178/2000):

- 食品安全に関する科学的なアドバイス
- 様々なリスクにおけるコミュニケーション

VWA 責務:

- EFSAと同じだが、法による強制力を含む
- 重要事項

Opinion 3:

EFSA depends on the member states for risk communication with consumers

Opinion 4:

And it will take more than a generation to change this

意見 3:

EFSAでは消費者とのリスクコミュニケーションは加盟国に任されている

意見 4:

そしてこれを変えるには、一世代以上かかるであろう

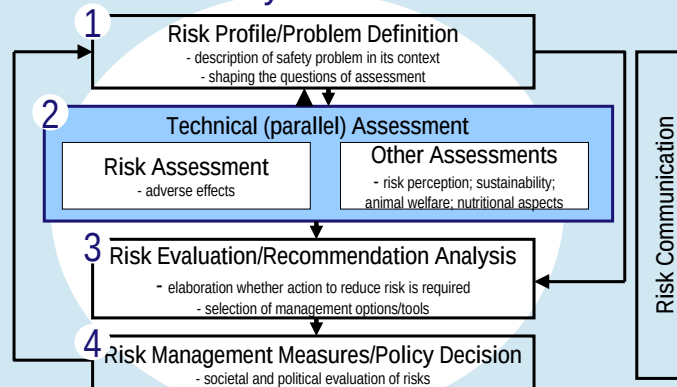
Risk analysis systems differ between member states

- National traditions
- Degree of scientific infrastructure
- Processes for standard setting
- Organization of law enforcement
- Interaction between public and government
- Influence of consumer organizations and lobbyists
- Degree of international orientation

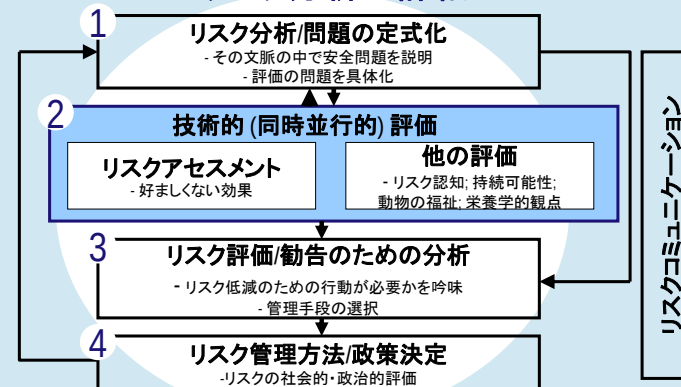
リスク分析システムは加盟国によって異なる

- 国の伝統
- 科学インフラの整備具合
- 規格化のプロセス
- 法施行の組織化
- 市民と政府間の相互作用
- 消費者団体とロビイストの影響
- 国際志向の度合い

Risk analysis in more detail



リスク分析の詳細



Stakeholders

The need to involve stakeholders in the risk analysis process has been recognized by establishing a procedure to ensure a dialogue between risk assessors, risk communicators, inspectors (supervisors) and concerned stakeholders

Consultation: Step 2 → 3, but also at step 1

ステークホルダー

リスク分析過程に各種ステークホルダーを巻き込むことの必要性は、リスク評価者とリスクコミュニケーターと、監査官と関連するステークホルダー間の対話を保証する手続きを確立することから認識されている

参照: Step 2 → 3, しかし同時に 1

Risk Model

- 1 **Scientific Route:** taking account of the outcome of scientific research of food production, including the risk of adverse effects (risk assessment)
- 2 **Practical Experience Route:** arranging systematically warnings and indicators of inspection visits, VWA-information desk (complaint line), early warning departments, scientific fora etc. whereby the connections lead to a shared interpretation and reference framework
- 3 **Societal Perception Route:** understanding the public perceptions and values associated with different hazards and integrating societal concerns and values into assessment procedures
- 4 **Perspective Grounding Action Route:** evaluating the existing statutory tools and other control measures with respect to law enforcement on effectiveness in order to indicate gaps

リスクモデル

- 1 **科学的ルート:** よくない効果がでてくるリスクを含む食物生産の科学的結果を考慮にいれる (リスクアセスメント)
- 2 **経験的ルート:** 検査官の訪問、VWA情報デスク (苦情係)、早期警告部門、科学フォーラムなどの体系的な予告や指標を調整し、そこでのつながりが解釈の共有や問い合わせを可能にする
- 3 **社会認識的ルート:** 様々な危険に関連した、市民の認識と価値観を把握し、社会的関心と価値観をアセスメント手続きに結び付ける
- 4 **見解に基づいた行動ルート:** 現行の法令と他の統制方法を法の強制力の効果という点で評価し、欠陥を指摘する

Opinion 5:
Perception is essential, often more
important than reality

Opinion 6:
Scientific knowledge is insufficient to
change perception

意見 5:
認識することは重要である, そしてそれ
は現実より重要であることが多い

意見 6:
科学的知識だけでは、認識を変えるに
は不十分である

Question 1:
What does EFSA do to involve member
states in the risk communication that EFSA
thinks to be important?

質問 1:
EFSAは、EFSAが重要だと考えるリスクコ
ミュニケーションに加盟国を巻き込むた
めに何をしているか?

Initiatives undertaken by EFSA

- Advisory forum
- Focal point agreements
- Joint events
- Extranet
- Newsletter 'Moving together'
- Working group on communications
- Communications strategy
- Pre-notification of press releases

EFSAで行われているイニシアティブ

- 相談フォーラム
- 重要事項についての合意
- ジョイントイベント
- エクストラネット
- ニューズレター 'Moving together'
- コミュニケーションのワーキンググループ
- コミュニケーションの戦略
- プレスリリースの事前通知

Question 2:
How effective is EFSA in the promotion of coherence in risk communication?

質問2:一貫性のあるリスクコミュニケーションの推進に欧州食品安全機関はどの程度の効果を上げているのか。

News, according to EFSA and to the VWA

EFSA	VWA
Pig welfare	Pig welfare
Pesticides	Pesticides
BSE	Zoonoses
Biotanicals	PA in honey
Food colours	Psittacose
Plant pest risks	Probiotics
Reptile Meat	Acrylamide
Marine biotoxins	Legionella
Seals welfare	Health claims
Animal cloning	Nanotechnology

Risk communication Japan march 2008

37

資料: EFSA と VWA から

EFSA	VWA
Pig welfare	Pig welfare
Pesticides	Pesticides
BSE	Zoonoses
Biotanicals	PA in honey
Food colours	Psittacose
Plant pest risks	Probiotics
Reptile Meat	Acrylamide
Marine biotoxins	Legionella
Seals welfare	Health claims
Animal cloning	Nanotechnology

Risk communication Japan march 2008

38

Case 1: Genetically Modified Organisms



- EFSA is Europe's safety checkpoint.
- But even when EFSA doesn't identify any adverse effects on human and animal health or on the environment some member states don't allow GMO's.
- For instance in Austria the resistance against the opinions of EFSA on GMO's is very seriously.
- The resistance is based on societal en social-economic grounds.

Risk communication Japan march 2008

39

ケース 1: 遺伝子組み換え生物



- EFSA は欧州の安全チェックポイント
- しかし、EFSAが人体や動物の健康への悪影響や環境への負荷を認めなくとも、加盟国はGMO作物を許していない。
- オーストリアの例ではGMOに対するEFSAの見解に対しての抵抗が非常に深刻である。
- 抵抗は社会経済的理由からである。

Risk communication Japan march 2008

40

Opinion 7:
A scientific opinion represents the beginning, not the end, of a debate.

Opinion 8:
Too little information leads to distrust, too many information leads to confusion.

意見 7:
科学的見解は議論の発端であり、終わりではないことを示している。

意見 8:
極度の情報不足は不信を招き、過剰な情報は混乱を呼ぶ。

Case 2: Nanotechnology



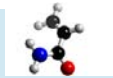
- EFSA's Scientific Committee is preparing an initial Opinion on the need for specific risk assessment approaches for nanotechnology. The Opinion has to identify the nature of possible hazards associated with current and foreseen applications of nanotechnology in this area.
- VWA states that a serious investment in risk assessment for nanotechnology is necessary

ケース 2: ナノテクノロジー



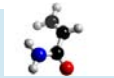
- EFSAの科学委員会はナノテクノロジーに対する具体的リスクアセスメントの取り組みの必要性について初期見解を準備している。この見解は、起こり得る危険性を、ナノテクノロジーに対する現在とこれからの取り組みと結び付けて考えるべきだ。
- VWA はナノテクノロジーのための深刻なリスクアセスメント調査が必要だと述べている。

Case 3: Acrylamide in food



- EFSA states that acrylamide is a known carcinogen in experimental animals hence efforts should be made to minimize exposure from all sources including diet.
- VWA states that recently a human cohort study shows a link between acrylamide and uterus and ovary cancer.
- Danish National Food Institute states that there is a relation between acrylamide and breast cancer.

ケース 3: 食品中のアクリルアミド



- EFSAは、アクリルアミドは動物実験では発ガン物質であると分かっているため、食べ物を含む全ての物の暴露量を最小にするように述べている。
- VWAでは最近、人間のコホート研究によりアクリルアミドと子宮、卵巣ガンの関係を示したという。
- デンマーク国立食品研究所は、アクリルアミドと乳ガンの関連性があると示している。

Case 4: Pesticides



- Maximum Residue Levels (MRL's) of pesticides are being harmonised within the EU.
- EFSA's Pesticide Risk Assessment Peer Review plays an important role in the risk assessment of MRL's.
- VWA publishes residue levels on fruit and vegetables as found during controles on its website.
- NGO's publishes results per supermarket chain.
- Dutch supermarkets only want to sell fruit and vegetables far below MRL's.

ケース 4: 農薬



- 最大農薬残留レベル(MRL)をEUと一致させている。EFSAの農薬リスクアセスメントのピアレビューは、MRLのリスクアセスメントにとって重要な役割を果たしている。
- VWAはウェブサイトで、規制時に分かったフルーツや野菜の残留レベルを発表している。
- NGOの発表はスーパーマーケットチェーンの結果をもとに発表している。
- オランダのスーパーマーケットでは、MRLをはるかに下回るフルーツと野菜しか売っていない。

Case 5: Artificial food colours



- FSA advises parents of children showing signs of hyperactivity to eliminate certain artificial food colours from their diets because it might have some beneficial effects on their behaviour.
- EFSA's AFC Panel will consider these new findings taking into account other available scientific evidence on colours and behavioural effects.

ケース 5: 人工着色料



- FSAは、多動傾向にあるこどもをもつ親に対し、食事の中で、人工着色料を摂取しないように勧告している。そうすれば、(移動)行動の改善が期待されるからである。
- EFSA's AFC パネルはこれらの新しい発見に、色と行動の影響に関する他の有効な科学的証拠を取り入れるようを考えている。

Risk communication in Europe



- The General Food Law is the basis.
- Risk assessment is done indepently from risk management.
- The collaboration in risk assessment is successful.
- There are still serious differences in risk communication.
- Although EFSA produces results, there is still a long way to go before one can speak of coherent european risk communication.

欧州のリスクコミュニケーション



- 一般的な食品法が基本である。
- リスクアセスメントは、リスクマネジメントとは独立に行われる。
- リスクアセスメントのコラボレーションは成果をあげている。
- 重大なリスクコミュニケーションの違いがまだ存在する。
- EFSAは様々な成果を出しているが、位相のあった(コヒーレントな)欧州のリスクコミュニケーションについて話すには、まだ長い道のりがある。

第8章 ワークショップの評価

本章は、ワークショップに参加した傍聴者による評価と、討論概要について記す。国際ワークショップの開催内容は、第1章 調査の概要の(3)ワークショップの開催に記載した。本章では、8.1 ワークショップ開催の評価、特にワークショップの有効性について、傍聴者アンケート結果をもとに検討した結果を述べる。更に、8.2 討論概要に、ワークショップで討議された内容から、特に重要と思われるトピックを紹介する。

8.1 ワークショップ開催の評価

ワークショップは、二日間にわたり開催された。ワークショップの有効性やプログラム内容、講演者の講演に対する感想などについて、傍聴者¹を対象にアンケート調査を行った。下記に、アンケート調査結果にもとづく、ワークショップ開催の評価について述べる。

(1) ワークショップの有効性

アンケート調査では、ワークショップの全体的な印象について尋ねている。本調査は、全体の印象に対する指標、「①実施目的の明確性」、「②地域でのリスクコミュニケーションの事例の理解」、「③海外のリスクコミュニケーション事例の理解」、「④議論への参画の度合い」、「⑤食品安全委員会の考え方や方針の理解」、「⑥参加の満足感」の6項目をワークショップの有効性²の指標と位置づけ、傍聴者のワークショップ有効性の評価を分析した。図8.1はその結果である。「⑥参加の満足感」は、参加してよかったに該当する人は58%にのぼる。「あまりあてはまらない」「あてはまらない」に回答する人は全くいないことから、概ね傍聴者の参加の満足感は達成されたものと考えられる。

「①実施目的の明確性」については、「あてはまる」が32%、「ややあてはまる」が32%であり、明確であったという回答が半数を上回る。「あまりあてはまらない」、「あてはまらない」に回答した人は一人もいない。従って、本ワークショップの実施目的は明確であったと評価されていることが示唆される。

「②地域でのリスクコミュニケーションの事例の理解」については、「よく分かった」に対して、「あてはまる」が42%、「ややあてはまる」が21%と、6割以上が「分かった」と回答している。地域のリスクコミに対する傍聴者の理解が図れたものと考えられる。

「③海外のリスクコミュニケーション事例の理解」については、「よく分かった」に対して「あてはまる」が26%、「ややあてはまる」が42%と、6割以上が「分かった」と回答している。しかし、「あてはまる」の回答が「ややあてはまる」の回答を下回ることか

¹ アンケート回収は会場での回収ならびに後日郵送の形式をとった。傍聴者のうちアンケート回答は19名と少なかった。理由として、アンケートの設問数が多かったこと、二日間にわたりどちらか一日だけの出席でアンケートを提出しない人が多かったことが推測される。

² 「ワークショップの有効性」とは、本調査では、参加者の検討内容の理解、新しい知見の獲得、参画の達成感などとした。

ら、国内の地域のリスキ事例よりも理解は劣ることが示唆される。

「④議論への参画の度合い」については、「あてはまる」が42%、「ややあてはまる」が26%で、概ね傍聴者の議論への参加しやすい雰囲気であったことが伺える。

「⑤食品安全委員会の考え方や方針の理解」については、「考え方や方針は伝わった」に対して、「あてはまる」が26%、「ややあてはまる」が16%であった。伝わらなかったという回答はないが、「どちらともいえない」という回答も26%あった。

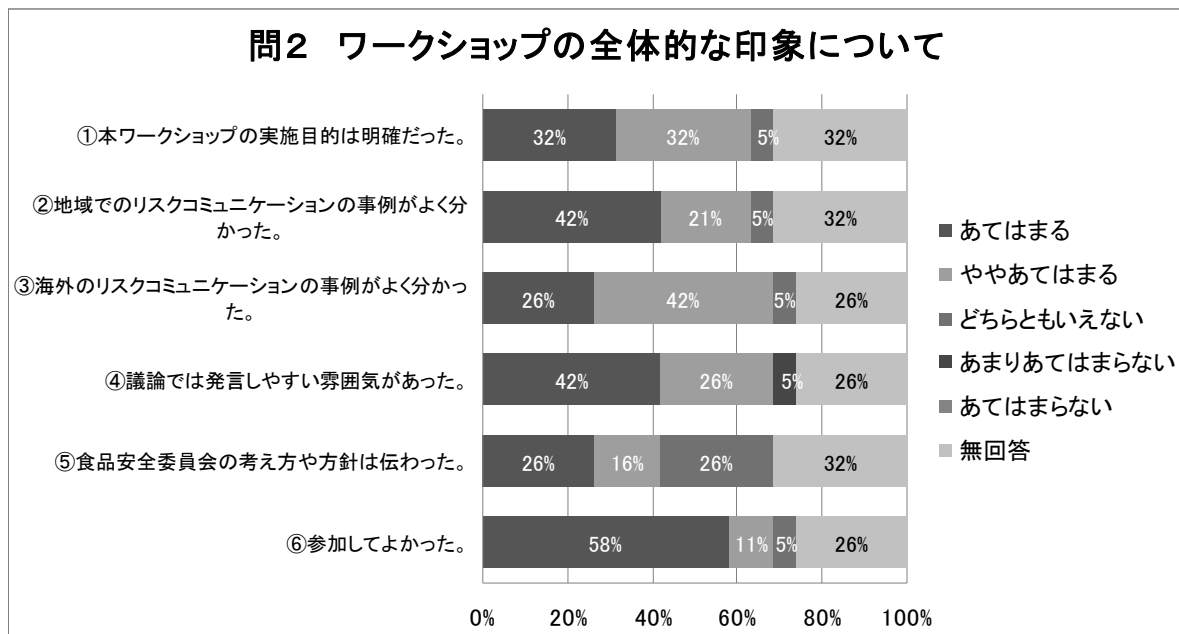


図8. 1 ワークショップの全体的な印象について

以上から、本ワークショップ開催により、ワークショップによる傍聴者の検討内容の理解、参画の達成感などが得られたものと考えられる。

更に、新しい知見がワークショップ参加により得られたかどうかは、講演者の講演内容から「新しく知ったことや気づいたことがあった」の回答は、概ね半数以上あり、参加者の新しい知見の獲得は図れたものと考えられる。しかし、全体討議に関しては、「新しく知ったことや気づいたことがあった」は27%の回答にとどまる。図9. 2～図9. 8に、講演者の講演内容に関するアンケート結果を列挙する。

このように、ワークショップを用いた意見交換会は、参加者の情報共有の達成感や、新しい知見の獲得の度合い、焦点とする問題（テーマ）の理解度などの観点から、有効な手段であるといえる。

問1-1 第1日目 内閣府食品安全委員会 事務局 小平均氏の講演

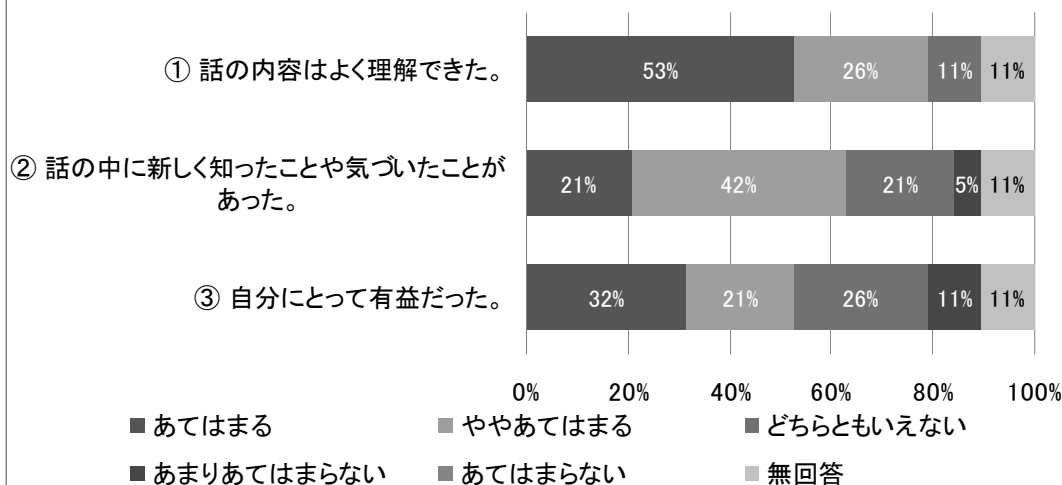


図 8. 2 小平均氏の講演に対する評価

問1-2 第1日目 栃木県保健福祉部 星野哲氏の講演

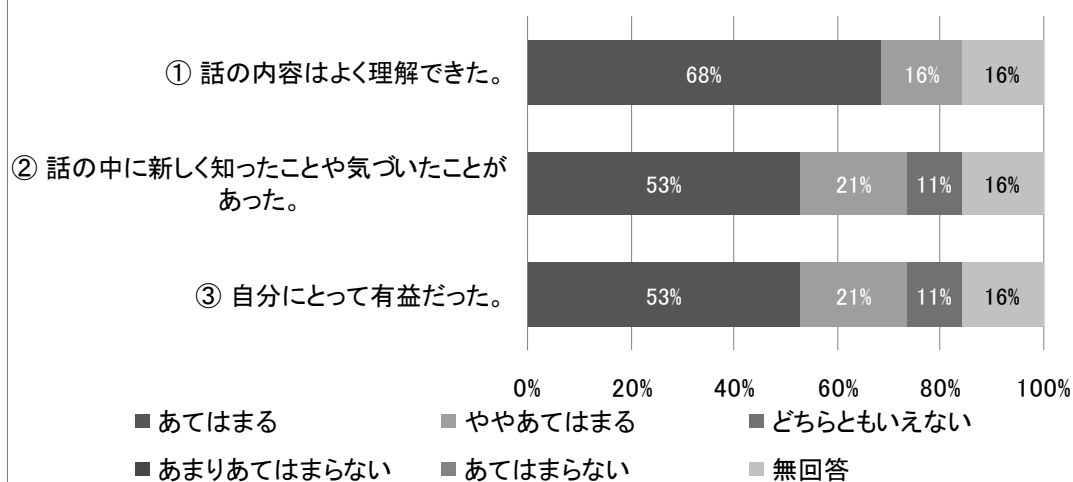


図 8. 3 栃木県星野平氏の講演に対する評価

問1-3 第1日目 東京都福祉保健局 金谷和明氏の講演

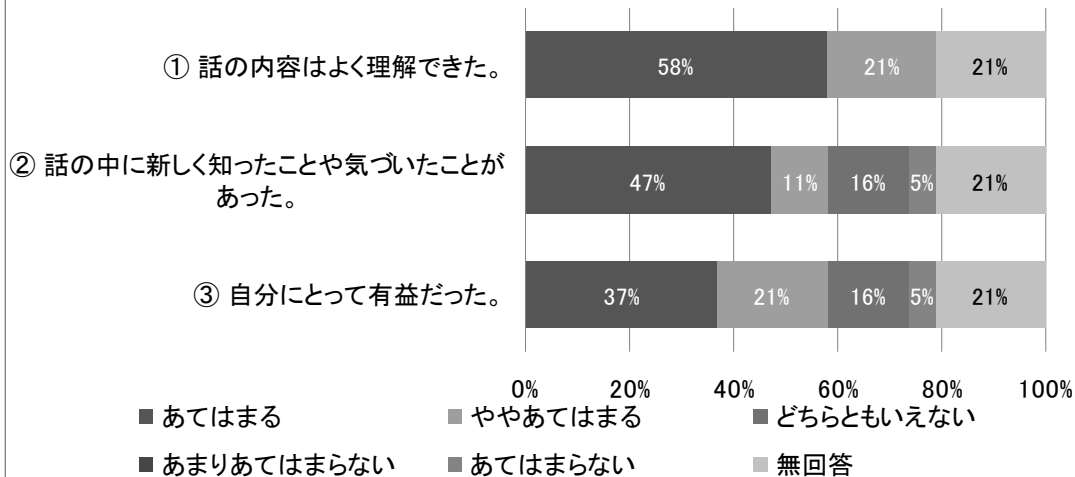


図8. 4 東京都 金谷氏の講演に対する評価

問1-4 第1日目 カナダCFI サンドラ・ラヴィーン氏の講演

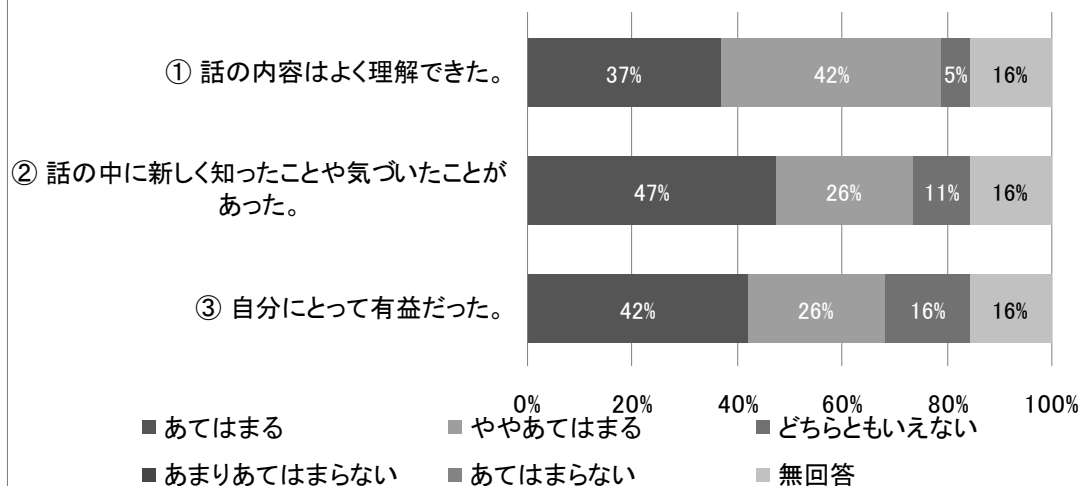


図8. 5 サンドラ・ラヴィーン氏の講演に対する評価

問1-5 第1日目 オランダVWA ジャン・メイヤー氏の講演

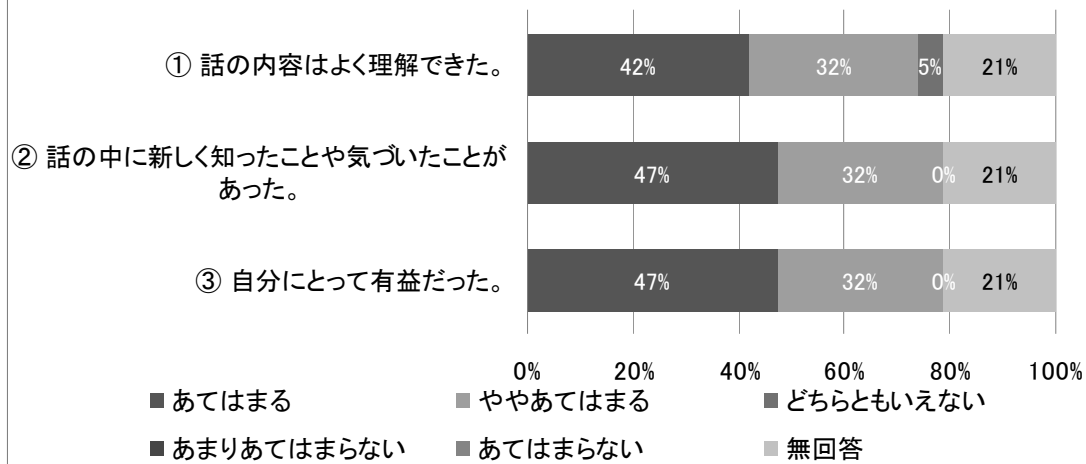


図8. 6 ジャン・メイヤー氏の講演に対する評価

問1-6 第2日目 熊本県立大学 有蘭幸司氏の講演

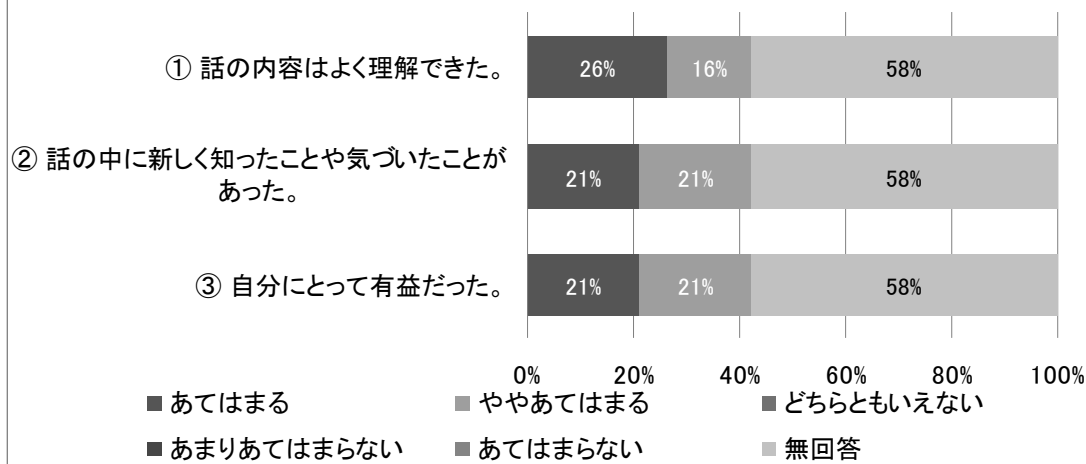


図8. 7 有蘭氏の講演に対する評価

問1-7 第2日目 慶應義塾大学 吉川肇子氏の講演

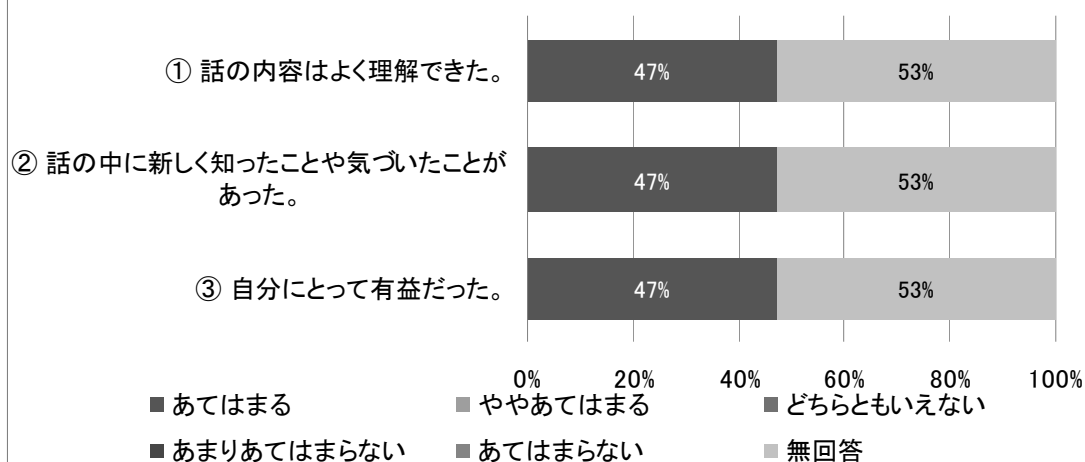


図 8. 8 吉川氏の講演に対する評価

(2) 自由記述から示唆されること

本アンケート調査では、自由記述を多く設けた。以下に、参考となる自由記述³を紹介する。

◆本プログラムや企画について

- ・催しの内容について各方面からの要望を聞いて企画し、場合によっては事前討論を行って問題点を明らかにしておけばより深まった議論が可能となろう。
- ・メディア、事業者、消費者団体なども討論参加者としたほうが良いのではないか。
- ・質疑の時間の配分・配置に工夫があればより内容の理解・議論の深まりがあったと思う。

◆地方自治体の取組みについて

- ・区や自治会単位などより生活に身近な単位での学習会（情報・意見交換の場）を開催する。
- ・国の方だけ向くのではなく、地域の生産者・消費者・農家・NP0・食品衛生関係者とのネットワークを確立し、彼らの声を聞き一緒に問題解決をはかる。どうしても困難な時に国のサポートが有効な時もある。
- ・消費者意識の啓蒙、教育をもっと強めること。消費者団体の育成も議題にすること。（消費者団体の立場から）
- ・食品関連事業者（製造業）を参画させる工夫が必要。

³ 原文を読みやすく、或いは文体を有る程度統一するなど、一部修正した。

- ・日常業務で日頃から消費者と直接接している人、なかでも食品に関して話題にする栄養士や食品企業の消費者相談窓口の職員などの方が、一般の消費者により近い意見を聞き取っているのではと思う。今後はこのような職種の方々への働きかけも重要ではないかと思った。
- ・地方自治体は地域の状況に応じて取組むべきである。

◆国と地域との協業のあり方

- ・企業の人材・ノウハウを活用すべき。特に都市部は企業と地域、仕事と生活が融合していない。それぞれ点で良い活動をしているがバラバラで大きなうねりにはならない。中学校や高校での取り組みを地域の拠点としていきたい。
- ・実際地域で起きている問題を調べ、その解決に関係者と一緒に取り組む。参加というのは行政のおぜん立てに市民がのることではなく、協働の場を共に作ることでと考える。
- ・自由に発言できるステージをつくる努力をすること。
- ・行政が知らせてやる、教えてやるといった意識を捨てる必要がある。
- ・出前講座をもっと小規模な単位（町内会 etc）で実施すべき。
- ・地域の自治体は食品衛生監視員や事業者などの専門家を招いて意見交換の場を設け、その会の運営、司会進行に消費者である市民も関わることをできるようにすれば、より消費者の視点で議論や情報交換がすすむかかもしれないと思う。

◆食品安全委員会がすべき地域活動への支援

- ・食品安全委員会は自治体に知識や人材を提供する。場合によって、自治体では解決困難な問題に対してサポートする。このために常に相手の話を聞く姿勢と仕組みの確立が必要であろう。
- ・地域のとりくみを促進するための財政支援。
- ・NPO団体や自治体が行うイベントの支援や講習会等に専門家を派遣したりして教育することも必要と思う。
- ・地域で用いる資料（事実・判断結果・背景・摂食時安全目標値）を提供する。
- ・科学的データのアドバイス。
- ・自治体が行った活動について、内容や目標、反省点、課題等からまとめ、他自治体や食品安全委員会に紹介する。そのうえで、食品安全委員会は自治体の活動をサポートすることが望ましいのではと思う。
- ・トップダウンではなく、サポート役としてテーマごとの専門家の派遣等で協力する。

◆自治体と国との「情報共有」のあり方

- ・国、自治体との Two way 情報交換のできる体制。また縦割り省庁のワクをはずした情報交換を推進、FSC が主導的に進める立場にあるはず。

◆自治体と国との「役割分担」

- ・国は地域の自治体が動ける枠組みやシステムを作り、また地域同士を結びつける、つながりをもたせる役割があると思う。そして地域の自治体は、国から提供された枠組みを地域の実情に合わせてアレンジし、地域の中でのネットワークづくりを行う役割があると思った。

(2) ワークショップ参加者の概要

参加者の年齢構成、性別、職業、居住地は、以下の通りである。

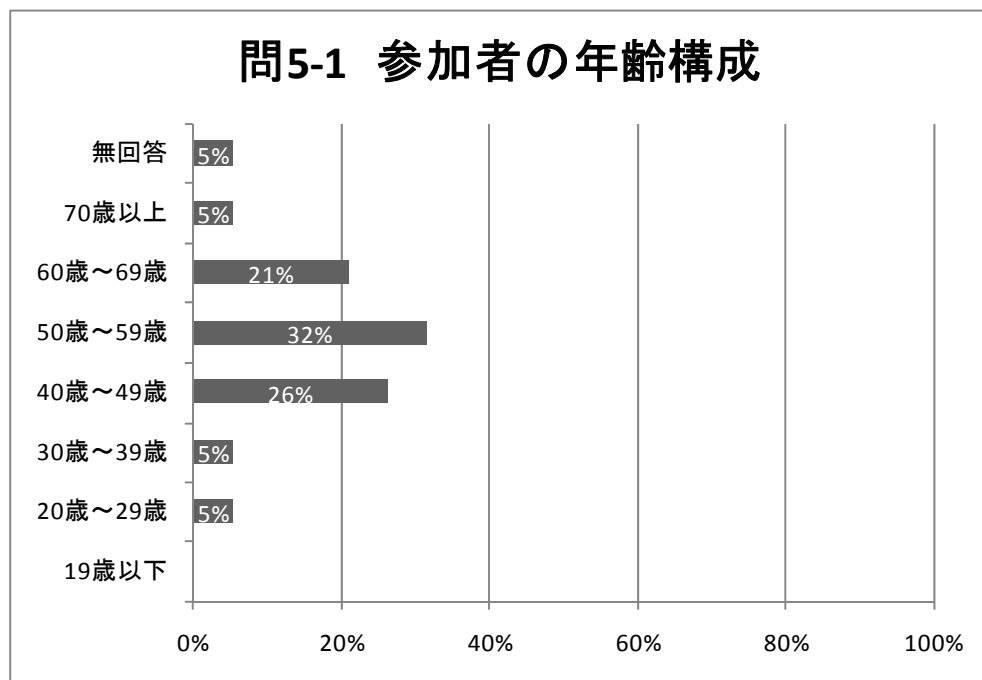


図 8. 9 参加者の年齢構成

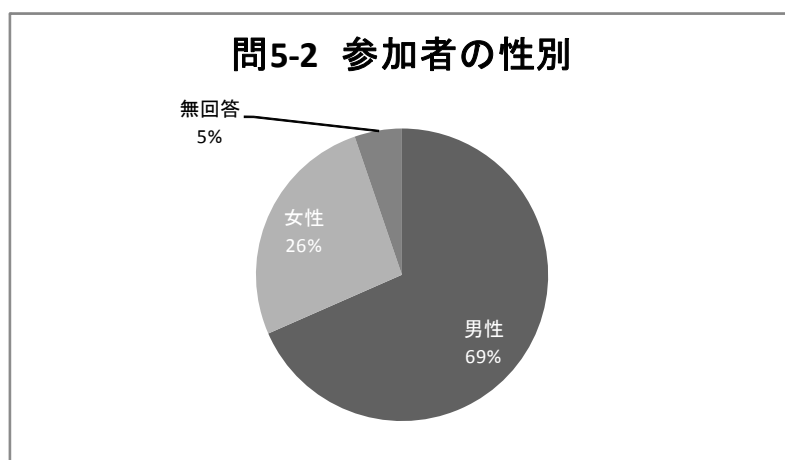


図 8. 10 参加者の性別

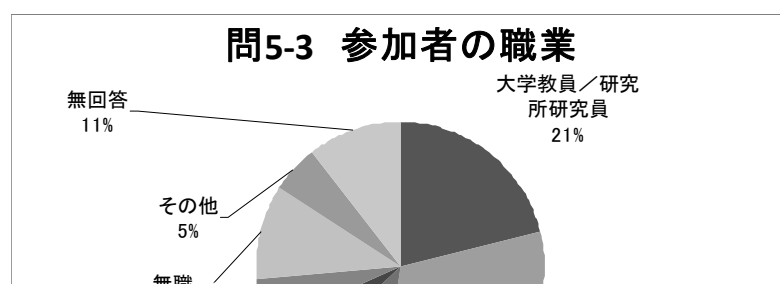


図 8. 1 1 参加者の職業

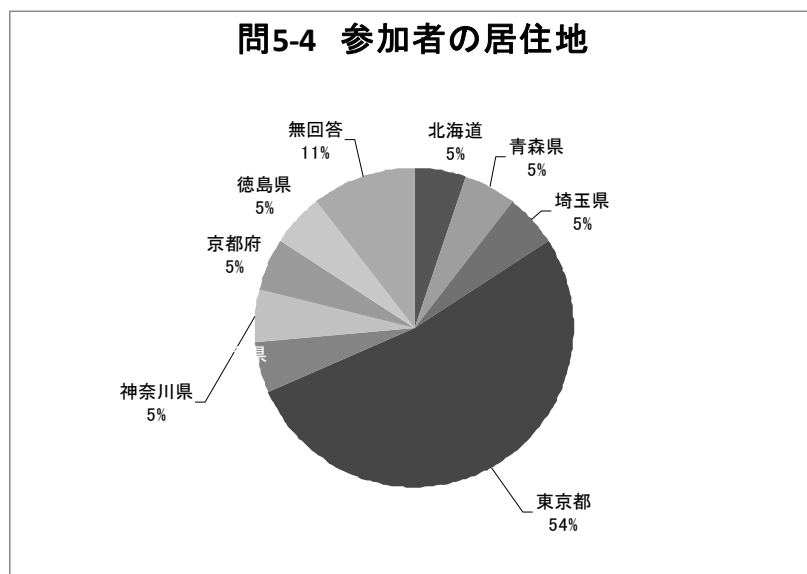


図 8. 1 2 参加者の居住地

ワークショップ二日間の出席については以下の通りである。

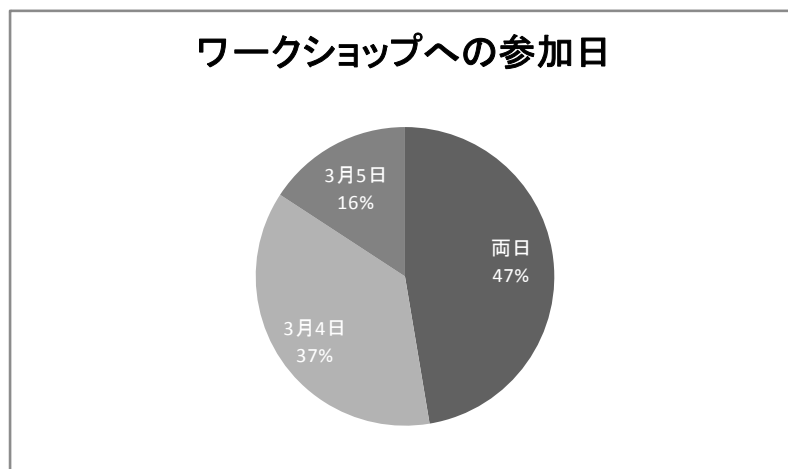


図 8. 1 3 ワークショップの参加日

8. 2 討論概要

ワークショップの講演後に、全体討議が行われた。その中では、地域のリスキのテーマを超える論点が議論され、傍聴者も含めた参加者間の意見が活発に交わされた。以下は、代表的な論点である。主に、リスクに対する日本と欧米の考え方の違いが討議された。

（１）ゼロリスクに対する考え方

日本では、「消費者はゼロリスクを求める」と一般に認識されている。このゼロリスクに対する考え方について会場で討議された。カナダやオランダには、ゼロリスクという概念自体がないという。ゼロリスクの概念は、日本固有の文化や哲学を象徴するものである。しかし、消費者は既にゼロリスクはないことを良く分かっており、ゼロリスクを主張するものと思っているのは、実は行政や専門家であるという指摘もされた。このゼロリスクをめぐって、参加者間の討議が活発に行われた。

（２）安心をめぐる捉え方

リスキは安心のために実践される取組みであるという考え方もある。日本の自治体は、住民の安心を重視した取組みを行っている。

この安心という言葉は、欧米にあるのかという討論が活発に行われた。通訳者は、直接的な言葉がないために、文脈によって、“Peace of Mind”、“pleasant”、“comfortability”などの言葉を使い分けるという。日本では、安心のための食品安全の取組み、リスキが重視される。従って、欧米の取組みも参考にしつつ、文化を反映した取組みが必要である。

第9章 まとめと今後の課題

9. 1 地方自治体の組織体制

地方自治体における食品のリスクの担当部署は、全庁横断的な組織が設置される場合と、農政部局、食品衛生部局など既存の部署のどちらかに主軸を置く場合とがある。全庁横断的な組織が設置される背景には、庁内全体の強い食品安全確保への取組み姿勢がある。ただし、横断的な組織であっても、権限のある場合と、単なる調整機能にとどまる場合とがある。

農政部局や食品衛生部局など、既存組織が食品安全行政ならびに食品のリスクを担当する背景には、自治体内になんらかの食品安全の問題や事件が発生し、安全確保ならびに県民の安心のための対策を所轄していた部署が、それ以降も事業を担うことが多い。

9. 2 地域のリスク施策

本調査は、リスクに積極的な自治体を対象にインタビュー調査を行った。しかし、全ての自治体がリスクを施策に位置付けているわけではない。条例や計画の中に、リスクを施策として位置づけ記載する自治体もあるが、他方、リスクを、施策を支える事業と位置付ける自治体もあった。

9. 3 啓発素材開発の現状

一般的な啓発素材として、地方自治体では、リーフレットやパンフレット、ウェブサイトのコンテンツが作成されている。食品安全委員会から紹介された啓発教育素材の中では、クロスロードが食品のリスクに活用されている。地方自治体は、クロスロードをステークホルダーの相互理解に有効な素材であると評価している。ゲーム感覚で楽しく食品安全の問題を相互に理解できるため、活用する地方自治体も多い。他方、食品リスクの科学的な理解促進には有効ではないという意見をもつ地方自治体も複数ある。具体的には、「参加者の相互理解を深めたあと、具体的な食の安全・安心にまでいたる道筋が検討されていない。」という指摘があった。

他の既存の啓発素材にも、食品リスクの科学的な理解促進のための有効なツールは少ないことも指摘された。たとえば消費者はゼロリスクを求めると一般にいわれるが、食のリスクとは本来どのようなものなのか、具体的な残留農薬の安全基準はどのように決まるのか、といった基本的な事項をわかりやすく説明するプログラムが少ない。リスクのうち、「コミュニケーション手法」だけが先行しており、肝心の「リスク理解」の部分が弱い。

9. 4 リスクコミュニケーター養成の現状と課題

消費者をリスクコミュニケーターとして育成しようと取組む自治体と、食品衛生監視員や栄養士など専門家をリスクコミュニケーターとして育成する自治体とがある。三重県は、一般の消費者をリスクコミュニケーターとして育成している。NPO 活動を支援するように、自立的自発的な活動を支援している。他方、群馬県は、当初一般消費者をリスクコミュニケーターとして養成しようとしたが、リスクコミュニケーターには有る程度の食品安全の専門性知識が必要であることを認識し、今後は食品に長く携わってきた行政OBや関係者の中から、適切な人材を登録するリスクコミュニケーション人材バンクの創設等を行う予定である。東京都や栃木県、徳島県もリスクコミュニケーターは一般消費者ではなく、自治体職員や事業者など食品安全の専門知識を有する人を対象としている。

9. 5 リスコミの地域特性

本調査対象自治体は、東京都以外は生産県である。生産県では、食品安全確保は地元ブランドの信頼維持にも不可欠である。

東京都は、全国最大の消費地であり、消費者団体ならびに食品関連企業団体の本拠地が地域内に存在する。住民からの食品安全に対する具体的な要望も早期にあげられる。このような住民の民意形成が、東京都の食品安全ならびにリスコミの施策形成に繋がった背景がある。

9. 6 海外事例

オランダ VWA のメイヤー氏が「リスクコミュニケーションは文化」と指摘した。オランダでもカナダでも、日本で実施している意見交換会やクロスロードなどのリスクコミュニケーションは実施されていない。オランダには、様々な利害関係者が積極的に意見する環境があるという。国際ワークショップの議論の中で、日本には議論する文化が根付いていないため、議論の場を創る必要があることが指摘された。意見交換会やクロスロードの実践は、日本のリスコミの文化的な側面を表している。

カナダの取組みの中で、地域のリスコミに参考になったのは、連邦政府と州政府との間の情報コンテンツの一元化である。我が国では、食品安全基本法という大枠のコンセプトの中で、国と地方自治体はそれぞれのリスコミの取組みを展開している。カナダの事例から、有る程度の情報コンテンツ一元化調整も必要であるという意見が交わされた。

9. 7 国と自治体との連携・役割分担

地方自治体と国との連携・役割分担に関する考え方や要望について以下に述べる。

(1) 役割分担

地域の食品のリスクミは、国と地方とが連携しつつ、それぞれの役割を明確にして効率的に実施されるのが望ましい。国はリスクミの根幹となる方針を示し、地方自治体が具体的な地域のリスクミ事業を担当する。そして、地方自治体は、地域特性を活かしたリスクミを実施すべきである。このことは、本インタビュー調査において、複数の地方自治体から意見された。

(2) 連携

国と地方自治体との間のリスクミも必要である。BSE や遺伝子組換え食品など、国と地方自治体との方針が異なる事例もある。国と地方自治体との合意形成のためのリスクミも必要とされる。そのために、具体的にどのような取組みをすべきかは、今後の課題である。

9. 8 国への要望

① リスクコミュニケーター養成講座の継続

インタビュー対象自治体全てから、食品安全委員会のリスクコミュニケーター養成講座の継続が要望された。地方自治体職員は数年ごとに異動があるため、リスクミのノウハウを維持、継続することが難しい。このため、これまでのフォローアップも含め、食品安全委員会主催での講座の実施継続が要望されている。各都道府県での開催が難しければ、東京や大阪などの拠点開催でも構わないという意見であった。

② 講座内容に対する要望

過去2回開催の講座内容は、地方自治体から概ね評価されている。次回講座に対する要望としては、リスクコミュニケーターが実際に会議進行する場面で、講師からアドバイスを受けるような実践的な講座を要望する自治体があった。他方、食品安全委員会の講座内容が高度で参加者には難しいと評する自治体もあった。反対に、科学的な理解を参加者に促進するために、より高度な内容で正確に情報提供すべきであるという意見の地方自治体もあった。都道府県の規模やその地域特性の観点から、地方自治体ごとに状況は異なるものと考えられる。講座内容については、手法の統一を図るとしても、内容については、国と地方自治体とで事前に打ち合わせを行い、地域の環境に適切な内容にすることが望まれる。

③ 講師派遣に対する要望

地方自治体が意見交換会や各種イベントを企画する時に、適切な講師を選定し、依頼することが難しいという。このため、複数の地方自治体から、食品安全委員会による講師のデータベース化ならびに派遣業務が要望された。講師の出張旅費など資金面の支援も期待された。

④ 啓発素材のポータルサイトに対する要望

多くの地方自治体が、自治体それぞれが開発した啓発素材の共有化、相互の利活用を要望している。そのために、それぞれの自治体がどのような啓発素材を開発し、保有しているのかを一元管理する仕組みが必要とされる。現在は、群馬県が事務局を担当する全国食品安全自治ネットワークがこの役割を担っている。地方自治体の開発する啓発素材は、必ずしも食品の健康影響評価だけを対象としていない。リスク管理のための啓発素材も対象とする。このため、地方自治体の啓発素材全てを食品安全委員会が管理するのは適切ではない。この仕組みに関しては、地方自治体での横断的ネットワークの管理と、国の関係機関の管理といった、縦横の情報共有化の仕組みづくりが望まれる。

⑤ 国と自治体との交流

食品安全委員会と地方自治体とで連絡をとりあうことは日常機会がないという。ある自治体は、「国の視点は視野が広く刺激になる」と述べていた。国と地方自治体との相互に情報交換する機会が一年に一回程度でも望まれる。このような機会が、地方自治体相互の情報交換や連携の場にもなる。加えて、地方から国へ、リスコミの課題などフィードバックする機会となる。

⑥ 国からのマスメディアによる PR

食品安全委員会による、テレビなどマスメディアを活用した食品安全に関する正しい知識の普及啓発（広報番組の制作・放映）が要望された。既にテレビコマーシャルが放映されているが、早朝で、一般に見る機会の少ない時間帯での放映である。広く国民に情報提供する形の取組みが望まれる。

地域における食品のリスクコミュニケーション に関する調査報告書

平成 20 年 3 月

財団法人 未来工学研究所

〒135-8473 東京都江東区深川 2-6-11 富岡橋ビル
電話:03-5245-1011